



令和6年 第2回定例会

会 議 録

(令和6年3月1日～3月27日)

枕 崎 市 議 会

令和 6 年
枕崎市議会第 2 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 27 日間（3 月 1 日～3 月 27 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
3 月 1 日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第35号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会 議員選挙 11 散 会
3 月 2 日 (土)	休 会			
3 月 3 日 (日)	休 会			
3 月 4 日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
3 月 5 日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（1名） 3 議員派遣について 4 散 会
3 月 6 日 (水)	休 会	委員会	前 9:30	1 総務文教委員会
3 月 7 日 (木)	休 会	委員会	前 9:30	1 産業厚生委員会
3 月 8 日 (金)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会（補正）
3 月 9 日 (土)	休 会			
3 月 10 日 (日)	休 会			
3 月 11 日 (月)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会（当初）
3 月 12 日 (火)	休 会			

3月13日(水)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会(当初)
3月14日(木)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会(当初)
3月15日(金)	休 会			
3月16日(土)	休 会			
3月17日(日)	休 会			
3月18日(月)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
3月19日(火)	休 会			
3月20日(水)	休 会			
3月21日(木)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号—第9号) 3 委員長報告(総務文教委員会) 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第10号—第18号) 6 委員長報告(産業厚生委員会) 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第19号—第25号) 9 委員長報告(予算特別委員会) 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第26号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 散 会
3月22日(金)	休 会			
3月23日(土)	休 会			
3月24日(日)	休 会			
3月25日(月)	休 会	委員会	前 9:30	1 議会運営委員会
3月26日(火)	休 会			
3月27日(水)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号—第7号) 3 委員長報告(予算特別委員会) 4 質疑、討論、表決

				5 議案上程（日程第8号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 閉 会
--	--	--	--	---

本 会 議 第 1 日

(令和6年3月1日)

令和6年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第1号）

令和6年3月1日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	3	令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）	予 特
5	4	令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
6	5	令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
7	6	令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
8	7	令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃
9	8	令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
10	9	令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
11	10	令和6年度枕崎市一般会計予算	〃
12	11	令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
13	12	令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
14	13	令和6年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
15	14	令和6年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
16	15	令和6年度枕崎市水道事業会計予算	〃
17	16	令和6年度枕崎市公共下水道事業会計予算	〃
18	17	枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条	総 文

		例の制定について	
19	18	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	総 文
20	19	市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
21	20	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
22	21	枕崎市地域猫活動推進事業基金条例の制定について	産 厚
23	22	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
24	23	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
25	24	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
26	25	枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
27	26	枕崎市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
28	27	枕崎市内鍋リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例の制定について	〃
29	28	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
30	29	枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
31	30	公の施設の指定管理者の指定について	総 文
32	請1	「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願	〃
33	陳1	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書に関する陳情	産 厚
34	陳2	川内原発20年延長に関する陳情	総 文

35	陳3	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	〃
36		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	

- 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員
5 番 水 野 正 子 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員
11番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
4 番 上 迫 正 幸 議員
6 番 立 石 幸 徳 議員
8 番 眞 茅 弘 美 議員
10番 平 田 るり子 議員
12番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
宮 下 和 也 書記
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
籠 原 正 二 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
沖 園 信 也 農政課長
鮫 島 眞 一 税務課長
上 園 秀 人 水道課長
平 塚 孝 三 市立病院事務長
水 流 敏 幸 監査委員
森 智 賀 健康課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
田 代 勝 義 企画調整課参事
木之下 浩 一 教育長
森 健一郎 学校教育課長
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
宮 原 司 消防長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長
星 崎 綾 乃 総務課行政係主任

本 田 親 行 副市長
日 渡 輝 明 企画調整課長
松 田 勇 一 市民生活課長
福 永 賢 一 福祉課長
松 田 誠 建設課長
西 村 祐 一 健康課長
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
今給黎 仁 水道課参事
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
中 村 俊 彦 農政課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事
大工園 昭 則 建設課参事
平 田 寿 一 総務課参事
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
木 浦 勝 美 生涯学習課長
木口屋 和 彦 選管事務局長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和6年第2回定例会が本日招集されましたが、出席議員12人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、3番辻本貴志議員、10番平田るり子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月27日までの27日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、令和5年12月、令和6年1月及び2月執行の例月現金出納検査結果報告書、令和6年1月に実施されました定期監査の結果、並びに令和6年2月に実施されました随時監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、令和5年第5回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第35号までの32件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和6年3月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では多くの尊い命が奪われました。地震により亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、2か月が経過した現在も避難生活を余儀なくされている方々をはじめ、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復興を心からお祈りいたします。

昨年5月、新型コロナウイルスの感染症分類が5類になり、社会経済活動が確実に動き出しています。経済活動が活発に動き出したと同時に、様々なモノの価格が上がってきています。ウクライナ情勢や中東の政情不安など、地政学的に不安定な国際情勢もあり、さらには長引く円安などの影響を受け、昨年はコストプッシュに起因するインフレ・物価高に直面し、本市でも多くの産業において厳しい経営環境に置かれた状況が見られました。しかし、今の経済状況は、我が国の経済に四半世紀以上の間染み付いたデフレ経済から脱却するための物価上昇と、それを上回る

所得の実現という経済の好循環に向けての段階的な経済状況であり、今後の需要の拡大、デマンドプルによる適度なインフレの経済状況へ向けて本市経済にとっても大切な局面を迎えており、今年がそのような重要な1年になると認識しています。

国内全体では、経済に明るい兆しが見えつつある一方で、地方は加速する人口減少、少子高齢化という大きな課題が一層大きくなっています。異次元の少子化対策と言われる政府の取組は、児童手当の拡充や高等教育の負担軽減など、今現在、既に子育てに取り組んでおられる皆さんへ向けた施策が中心であり、これから子供を生み育てようとする若い世代の雇用や所得など経済の視点に物足りなさを感じます。また、令和5年の東京都の「転入超過」が6万8,000人余りで、前年から80%増えていることが総務省公表の数字で明らかとなり、東京一極集中が再び加速していることも判明しました。そのような中、本市の少子化の実態は、令和2年の年間の出生数が81人となり100人を割り込んで以降、98人、73人、昨年の61人と減少の一途をたどっています。今、申し上げましたが、少子化の根本的な原因は、経済、そして特に若年層の東京一極集中による出生率低下にあり、地域の自治体間で人口の奪い合いをしているような場合ではなく、少子化対策を実効性のあるものにするためには、いかに地方において若者の雇用と所得を創出していくということが重要な課題となっています。人口の偏在、少子化対策について、なかなか本気度が見えない政府対応には歯がゆいところもありますが、本市としては経済においてしっかりとした軸を作り、若者が定住し、特に若い世代が暮らしを成り立たせることのできる経済環境を構築することが重要だと考えます。新年度施策においても、枕崎漁港を中心とした水産業や水産加工業、その他製造業、農業といった本市の強みをさらに強化していく経済関連施策を着実に実行し、少子化対策に資する取組としてまいります。

昨年、令和4年度のふるさと納税寄附額がその前年から半減したことで、多くの市民の皆様にご心配をおかけすることになりました。本年度は運営委託事業者の公募を行いました。計画していた日程での事業者選定には至らず、これまで業務委託してきた中間管理業務を企画調整課で行い、その後、10月末から既存のポータルサイト運営事業者とそれらの業務の委託契約を行いました。本年度の寄附額としましては、1月末時点で約11億円の御寄附を頂いております。御厚意をお寄せいただいた皆様にご心から感謝いたします。新年度は企画調整課にふるさと納税業務を担当する係を新たに設置します。今後とも、返礼品協力事業者、そして昨年設置された連絡協議会と連携しながら、新たな推進体制の下、事業の拡大強化に努めてまいります。

この数年、私たちに大きな影を落としてきた新型コロナウイルス感染症が一定の収束を見た現在、改めて市民の「暮らし」にこだわり、これからの「暮らし」についてしっかりと向き合っていく必要があります。

南薩地区衛生管理組合の「なんさつECOの杜」の供用開始に伴い、市民の利便性を維持するため、家庭から出る粗大ごみなどを市民が直接持ち込むことができる中継施設の機能と、内鍋清掃センターのストックヤードを活用した資源ごみの中間処理を行うマテリアルリサイクル推進施設の機能を持つ「内鍋リサイクルセンター」を本年9月から稼働します。

県下でもいち早く取り組んできた公共下水道事業については、施設の老朽化対策、汚泥処理費用の増大などの課題を抱えていますが、一昨年から市民への広報啓発や事業者との協議を進め、本年4月徴収分から、事業者負担していただいている水質料金を含む使用料を改定いたします。今後も市民の生活環境向上へ向け、下水道汚泥の有効活用への取組や施設の更新など一層推進してまいりますので、市民、事業者の皆様のご理解、御協力をよろしくお願いいたします。

今回の能登半島地震でも明らかとなった半島先端部のインフラの脆弱性、道路網や漁港について、関係課を中心にその強靭性を確認（再点検）することとしています。本市は平成5年に発生した豪雨災害以降、災害に強いまちづくりを推進してまいりましたが、近年の激甚化、頻発化する自然災害等に備え、今後も進行中の土木事業の確実な事業実施と急傾斜地崩壊対策事業や浸水

対策事業など必要な事業の可能な限り早期の実施に取り組んでまいります。

地域の道路整備については、期成会等で要望を続けている地域高規格道路南薩縦貫道の機能強化に取り組んでまいります。また、市民から声の上がっている自動車専用道路の要望について、薩摩半島横断道路など南薩地域の道路整備計画等の進捗状況やさらに広域の道路網の整備状況等を俯瞰するなど検討して、その可能性、有用性を研究してまいります。

火之神地区の環境・景観の保全を目的として火之神公園へのアクセス道路に面した養豚場跡地の整備を昨年から進めています。引き続き建物の解体、危険除去に取り組めます。また、峯尾峠から本市を見下ろす景観にも配慮した環境整備を実施するなど、本市全体の景観の向上に継続的に取り組んでいきます。

昨年11月、JR九州から「JR指宿枕崎線の指宿枕崎間の路線について県や沿線の自治体と将来の地域公共交通の在り方を議論したい」との発言がありました。これについては、地域公共交通活性化再生法に基づく手続ではなく、JR九州としては存続か廃止かの前提を置かず、未来志向での議論を進めたいとのことであり、1月から事務レベルの勉強会を開催しています。本市としても、沿線市や県と情報を共有し、利用促進を含む路線の活性化に向けて前向きに取り組む考えです。

JRを含む地域公共交通については、一昨年策定した枕崎市地域公共交通計画を基に、活性化協議会での議論、市民の意見も踏まえながら、あるべき将来像を描いていくこととします。昨年廃止となった金山道野線のバス路線の代替として、乗合タクシーによる実証運行を行っておりますが、他の地域での施策についても具体化に向け、検討してまいります。また、新年度は交通弱者対策事業のタクシー運賃助成の拡大を行います。

ただいま申し上げた項目以外においても「市民の幸せの実現」が私たち市役所職員の最優先事項であるという認識を常に持ち続け、市民の「暮らし」に寄り添い、仕事に取り組んでまいります。

昨年は、城山ホテル鹿児島において11月1日から約1か月半に渡りホテルの各レストランで「ていねい・本物。枕崎フェア」を実施して、県内外の多くのお客様に本市製品の味、そのおいしさをお伝えすることができました。また、本年1月には「全国鯉節類青年連絡協議会枕崎大会」が鹿児島で開催され、水産加工業の若手経営者の皆様が枕崎の節の魅力、日本のだし文化、鯉節の価値を発信してくださいました。昨年4月には枕崎市漁業協同組合待望の第三冷蔵庫が竣工しました。水産加工業者のHACCP（ハサップ）への取組、茶農家・菊農家の機械・施設整備など、将来へ向けた前向きな投資も見られます。また、今月は枕崎お魚センターのリニューアルも控えています。本市経済に軸をつくるための準備は進められています。新年度のそれぞれの施策を着実に実施していき、その軸を確かなものにしてまいります。

昨年も申し上げましたが、コロナ禍以降、市民と社会を取り巻く不確実性や変化の速度と複雑さの増大、これらの状況を新しい日常と捉えて、機敏に変化に対応していくことが求められています。私が先頭に立ち、職員の力を総動員して新年度の取組を進めてまいります。

続いて、第6次枕崎市総合振興計画の目指すべき将来都市像である「活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市」を実現するための新年度新規事業など施策の主なものについて、説明いたします。

まず、「安全で潤いとやすらぎのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

市営住宅ストック資産を有効的に運用するために、市営住宅の長寿命化計画に基づき、谷原団地の建て替え工事、小山平団地の外壁・屋根及び3点給湯工事を実施します。

水道事業では、「安全・強靱・持続」の3つを柱とする水道ビジョンに基づき、施設や老朽管の更新事業を継続して実施するほか、安全で良質な水道水の供給を行い、安定的なサービスの提供を行います。

公共下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づき、終末処理場等の施設改築更新事業や管路・マンホール更生事業を実施するとともに、安定的な排水処理に取り組みます。

また、下水道事業の経営健全化のため、下水道区域内の未接続事業者の早期接続や水洗化を促進する取組を行い、更なる経営努力と下水道の啓発活動を一層推進します。

次世代に豊かな自然環境を引き継ぐため、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を活用しながら、公共下水道区域外の浄化槽設置・転換を積極的に推進し、水質保全の確保や公衆衛生の向上を図ります。

また、事業場の適切な排水処理の指導強化に継続して取り組みます。

2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、環境施策の柱である「枕崎市環境基本計画」に基づいた温室効果ガス排出削減に取り組むため、小中学生を対象とした出前講座や県と連携した環境学習会を開催し、市民の環境意識の醸成と自ら取組を実践していただくための環境づくりをさらに進めます。

本年9月から供用が開始される「なんさつECOの杜」の稼働に伴い、内鍋清掃センター跡地を活用して整備する「内鍋リサイクルセンター」の稼働を確実に実施し、市民の利便性を維持するとともに、ごみ分別アプリの活用促進を図り、ごみの減量化やリサイクル意識の醸成など市民のさらなる環境意識の向上に取り組みます。

地域猫活動推進事業について、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行う団体への一部助成を継続するとともに、事業の財源に充てるための基金を新たに設置します。

災害を未然に防止し、人命・財産を守るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、県営急傾斜地崩壊対策事業による山手町、潟山及び桜馬場の3地区、県営砂防事業による木口屋の中洲川及び下山第1谷川の2地区の整備や、総合流域防災事業による二級河川中洲川、県単河川等防災事業による金山川及び県単砂防事業による木口屋の中洲川の改修・保全工事を引き続き実施するほか、新たに桜木町小江平地区の土砂災害対策や大規模盛土造成地岩戸町地区の安全性把握調査に着手します。

海岸の防災対策については、新町・旭町地区の枕崎漁港海岸護岸整備に引き続き取り組みます。

また、浸水対策を計画的に実施するため、雨水管理総合計画に基づき、平田潟地区における対策工事の事業計画の策定を行います。

「枕崎市強靱化地域計画」については、施策の進捗状況を踏まえながら必要に応じた見直しを行い、今後とも、この計画を指針として、本市の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進します。

大規模な災害が発生し、甚大な被害を受けたとき、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応するため、本市の対応と受援対象業務を明らかにした受援計画の策定に着手します。

増加している特定空家等の対策については、引き続き補助制度を活用した解体撤去を推進するとともに、そのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある管理不全空家についても、法に基づく措置を行いながら所有者等に適切な管理を促し、特定空家化の未然防止を図り、市民の生活環境の保全に努めます。

災害関連情報等を確実に伝達するため、令和6年度までを予定している防災行政無線戸別受信機設置補助制度を活用した戸別受信機の設置を引き続き推進するとともに、防災行政無線の放送内容を自動配信する登録制メールの一層の普及に取り組むほか、情報伝達手段の多重化という観点から、SNSや防災アプリ等を活用した新たな情報伝達手段の導入についても検討します。

市総合防災訓練における災害対応訓練等の実施や、地域における自主防災訓練等の実施及び地区防災計画の作成を推進することにより、市民の防災に対する意識を高め、地域防災力の向上を図ります。

消防業務については、高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大に対応するため、救急救命

士の養成及び救急隊員の資質向上を図り、救命率の向上に努めます。

また、地域防災力の中核となる消防団については、市民の安全と安心を確保するため、車両の更新及び装備の充実・強化を行います。

都市公園では、公園施設長寿命化計画に基づき、塩浜公園のナイター照明施設の改修工事を引き続き実施するとともに、施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぐため、各公園の老朽化した遊具などを年次的に更新します。新年度は台場公園において、本年度整備した乳幼児用遊具に引き続き健康器具等を整備します。

高齢者や障害者、子供など、全ての市民が住み慣れた地域でさらに安全に、また安心して暮らせるよう、地域における見守り活動ネットワークのさらなる拡充に向けて、協力事業者・団体等の掘り起こしに取り組みます。

次に、「快適で便利なコンパクトなまちづくり」について申し上げます。

速度規制と横断歩道の段差などの物理的デバイスを組み合わせた交通安全対策の取組であるゾーン30プラスについて、引き続き立神小学校周辺の整備を進めます。

良好な歩行者空間を確保するため、市街地を周遊する柳町通線などの歩道を含む道路改良工事を実施するほか、道路交通網の安全性・信頼性を確保するため、道路ストック点検結果に基づき、柴立茅野線、片平4号線ののり面を整備します。また、老朽化した市道の舗装修繕及び側溝改修工事を引き続き実施します。

橋梁では、長寿命化修繕計画に基づき、小川橋、大塚橋、美初橋の補修工事のほか、橋梁詳細点検を計画的に実施します。

なお、県営事業では、国道270号水流跨線橋付近の線形改良工事を実施します。

令和4年6月に策定した「枕崎市地域公共交通計画」に基づき、新たな交通手段の具体化に向け、地域公共交通の持続可能性を確保し、高齢者をはじめとする交通弱者の救済と、市民の利便性の向上に取り組みます。

また、JR指宿枕崎線については、沿線市や県と協調して今後も同路線の活性化に努めます。

地域デジタル化の推進に向け、デジタル人材の育成、地域との連携、デジタル格差の解消などに取り組むため、職員のITリテラシーの向上を目的とした研修を開催するとともに、民間企業との連携によるITを活用した地域課題解決を図っていきます。

また、国から示された自治体情報システムの標準化・共通化の導入、ガバメントクラウドへの移行に向けて必要な環境の整備を行います。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

本市に船籍を置く遠洋カツオ一本釣り漁船は、漁場となる太平洋島嶼国において設定される入漁料の負担が経営を圧迫していることから、引き続き入漁料の助成を行います。

漁港整備については、「枕崎漁港高度衛生管理基本計画」及び「枕崎地区に係る特定漁港整備計画」に沿って水深6メートル岸壁の改良を行うとともに、漁港施設の機能保全として用地輸送施設等の舗装を行います。

枕崎市漁業協同組合の新たな冷凍冷蔵庫施設で使用する資材整備について、種子島周辺漁業対策事業を活用し支援します。

沿岸漁業の振興については、資源管理型漁業の推進や水産多面的機能発揮対策を実施します。

水産加工業の振興については、水産加工品の輸出拡大を図るため、水産加工業者が行う輸出先のニーズに対応したHACCP（ハサップ）等の基準を満たすために必要な施設等の整備を引き続き支援します。

農業については、集落等での話し合いの上で地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（「目標地図」）を明確化した、人・農地プランに代わる地域計画を策定します。

農業経営改善意欲の維持、農作業の省力化、効率化への取組として、認定農業者担い手育成対

策事業による機械導入補助を引き続き行っていくほか、耕作放棄地再生事業を拡充し、茶園に係る他作物への転換のための費用に対する補助を行います。また、農業次世代人材投資事業や高性能茶機械施設等導入支援事業など各種の支援制度を活用して、後継者の確保や認定農業者等の経営安定を図るとともに、新規就農者の掘り起こしを行い、担い手を確保していきます。

「サツマイモ基腐病」対策については、引き続き栽培基本技術の周知徹底を行うなど、関係機関と一体となって被害の軽減に向けて取り組みます。

家畜伝染病の防疫を含む畜産振興については、関係団体と一体となって、環境に配慮した安全な畜産業の推進や警戒感を持った飼養衛生管理の周知徹底に取り組みます。

本市農畜産物のPRについては、「枕崎の、特産品。」発信事業を継続して実施するほか、昨年加盟した九州茶産地協議会合同キャンペーンなど各種イベントにおいて、枕崎さえみどりPR事業により一煎パックを配付するなど生産者・農業関係団体と連携し、取り組みます。

妙見センターについては、地域振興推進事業を活用して農産加工室やトイレ等の改修を行い、地域コミュニティの維持や世代間交流の促進、農産物の6次化商品の開発につながる施設整備を目指します。

老朽化している南薩畑かん地区の基幹的水利施設であるポンプ設備やパイプラインなどの更新を行うことで農業用施設の長寿命化を図り、経営の安定化と生産性の向上に取り組みます。

深刻化している農作物への鳥獣被害については、地域での取組の支援や狩猟期間を含む通年での捕獲指示のほか、スマート捕獲アプリの導入による捕獲データの管理・分析を行うとともに、猟友会や関係機関等と連携し一層の被害の軽減に努めます。

森林環境譲与税を活用した森林経営管理推進事業により、引き続き所有者への意向調査や現況調査、林業担い手の支援及び地域材を利用した木材利用の普及啓発を推進します。

山地災害を未然に防止し、市民の生命や財産を守るため、山地災害危険箇所の治山事業により、森林の維持保全を行います。

ふるさと納税については、本年度も1月末現在で11億円を超える多くの寄附が寄せられています。お寄せいただいた御厚意については、本市のまちづくりの財源として、地域振興策に有効活用させていただきます。新年度はふるさと納税業務を担当する係を新たに設置し、推進体制を強化するとともに、今後も返礼事業を通じて本市の特産品の魅力発信に努め、産業競争力の向上、地場産業の振興につなげてまいります。

アフターコロナにおける取組として、地域産品の販路拡大を図るため、市内事業者のECサイト活用の促進、国内外の商談会や物産展等への参加、PR活動など市内事業者の積極的な事業展開・商流への取組を引き続き支援します。

商工振興対策として、「商店等新規出店支援事業補助制度」、「商工振興資金利子補給制度」や、PR動画「枕JAZZ」の活用等により本市地場産品を「枕崎ブランド」として国内及び海外において発信し、本市地場産品の認知度・イメージ向上を図る取組など様々な施策を引き続き展開するとともに、商工会議所や通り会連合会等と連携して、魅力ある商店街づくりを推進します。

雇用就業環境対策として、若者等の職場への定着や女性の職場での活躍促進並びに雇用の拡大を目的として、職場施設環境改善やユニフォーム整備を行うなど、積極的に就労環境改善に取り組む市内事業者に対し、引き続きその支援を行います。

シルバー人材センターが行う地域就業機会創出・拡大事業に対する補助を新年度も継続して実施し、高齢者の就業機会の拡大と生きがいを支援します。

観光振興については、観光需要の動向等を踏まえながら、様々なメディアやSNSを活用した情報発信、関係団体と連携した誘客事業に取り組むことで市内周遊を促進し、観光産業の経済活動のさらなる活性化に努めます。

また、県立自然公園に指定されている、白沢海岸の「犬の白浜」までのアプローチ空間を整備し、さらなる誘客を図ります。

大規模改修を行い、リニューアルする本市ランドマークである枕崎お魚センターにおいて、新たに整備したフードホール型レストランでの地魚料理やかつお節の提供をはじめとした食の充実と、カツオのワラ焼きタタキづくりやかつお節削りなどの体験型観光を一層推進することで、本市の観光拠点施設としての魅力の向上を図ります。また、PR動画等を活用して本市の多彩な魅力を効果的に発信するとともに、インバウンド回復の対策を進め、より多くの観光客を呼び込むための施策を展開します。

現在、養豚場跡地建物の解体作業を進めている火之神地区の土地の利活用策について、民間事業者への意向調査の実施など民間活力の導入に向けた検討・調査を行います。

本市と南あわじ市との交流については、JA南さつまとJAあわじ島間で交流協定が結ばれている縁もあり、お互いの市がそれぞれ新たな価値を創出していくため、まずは特産品を通じた産業振興につなげるための取組をスタートさせます。

移住・定住の促進については、地域おこし協力隊を中心に、本市と多様に関わる方々と、継続したつながりによりよい強固な関係を構築し、将来的な移住につなげるための施策として、新たに関係人口コミュニティ推進事業やインターンシップ支援事業に取り組みます。

次に、「健康ですべての人々にやさしいまちづくり」について申し上げます。

新型コロナワクチン接種について、新年度はインフルエンザ等と同様のB類疾病の定期接種となることから、秋口に開始される予定のワクチン接種に向け、今後の国の動向を注視していきます。

市立病院については、医療機器等の整備を実施し、市民の健康の維持に必要な医療サービスの提供を継続して行い、地域医療に貢献してまいります。また、安心して子供を産み育てられる環境づくりの一環として、毎週日曜日の小児診療と病児保育施設の運営を行います。

令和元年度から取り組んでいる「高血圧ゼロの街 枕崎」プロジェクトについて、新年度も、引き続き家庭用血圧計の配付事業や減塩食品利用の普及・啓発を行うとともに、鹿児島大学と連携し、市内高校をはじめとする若年層を対象とした、高血圧を知り、理解する機会の創出や、市民向けの高血圧対策に係るイベントの開催など、本プロジェクトの取組を通して、市民の健康に関する意識の醸成を図り、健康なまちづくりを目指します。

国民健康保険税の税率改定については、本年度においても担当課で税率改定のシミュレーションを行い、「市民の健康づくりと国民健康保険事業安定化対策委員会」で検討を行っておりますが、今後の国保財政状況も俯瞰し、国民健康保険事業が継続的かつ安定的に運営されるよう、令和7年度以降の税率改定に向けた検討を進めていきます。

市民が安心して子供を産み育てられる環境を守るため、本市を含む「南薩三市医療体制充実等推進協議会」において、「産科医療支援事業負担金」を負担し、県立薩南病院における産婦人科医確保など、南薩保健医療圏内の安定的な産科医療体制の維持に努めるとともに、妊産婦相談支援体制確保事業を実施し、市内における産後ケアの実施や産婦人科に関する相談を気軽に受けられる体制の確保に努めます。

また、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金事業などの国の施策を着実に実施します。

「第2期枕崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊娠期から子育て期まで、それぞれのステージに合わせた切れ目のない支援を行い、若い世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりをさらに進めます。

具体的には、新生児1人につき2万円分の商品券と本市独自の記念品を給付する「むぞかベイ

ビー誕生祝金給付事業」や、保育所や認定こども園を利用するゼロ歳から2歳までの幼児に係る保育料負担軽減、これらの幼児に係る紙おむつの費用に対する補助制度を継続して実施するほか、国の進める異次元の少子化対策に関する事業についても、国の動向を注視しながら適切に推進していきます。

また、開設から40年以上経過している片平山児童センターについては、外壁、内装等の修繕工事を実施し、子供や子育て世帯が利用しやすい環境を整備するとともに、児童厚生施設全体の今後の在り方について検討していきます。

改正児童福祉法で設置が努力義務化された「こども家庭センター」については、母子保健部門と児童福祉部門を一体的に担う機関として、早期の設置が求められているものの、当面、母子保健部門は健康センターにおいて健康課健康促進係が、児童福祉部門は本庁において福祉課社会係が担い、連携強化を図りながら、引き続き設置に向けた検討を進めます。

障害者福祉においては、第7期枕崎市障害福祉計画等に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域の中で自分らしく生きがいを享受できるまちづくりに向け、その環境づくりや啓発活動等の取組をさらに推進します。

高齢者福祉においては、新年度から始まる「枕崎市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき「高齢者元気度アップ関連事業」や地域交流の場としての「てげてげ広場事業」など介護予防活動を推進するとともに、様々な背景を持つ高齢者虐待の早期発見・早期対応を図り、高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築します。

また、後期高齢者医療広域連合の委託事業である、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組み、ポピュレーションアプローチとして、「てげてげ広場事業」や「筋トレサロン」において健康教育や個別相談を実施するとともに、ハイリスクアプローチとして、健診結果で要医療になった高齢者に対して訪問指導を実施するなど、市民の健康寿命のさらなる延伸を目指します。

認知症などにより判断能力が不十分である方や、判断能力が低下した後の生活に不安を抱える方に対しては、「中核機関」である地域包括支援センターを中心に権利擁護や財産管理などの課題に対応するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。さらに、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるため、地域包括ケアの要素である「在宅医療・介護連携推進事業」や「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」などを引き続き実施します。

また、「買い物弱者地域生活支援対策事業」を引き続き実施するほか、交通弱者のタクシー利用に係る運賃助成制度については拡充を図り、さらなる福祉の向上に努めます。

生活に困窮する世帯に対しては、家計管理が苦手な方々に対する「家計改善支援事業」や、雇用による就労が困難な方に対し就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行う「就労準備支援事業」を継続して実施するほか、生活保護医療扶助において、新年度から導入されるマイナンバーカードを活用したオンライン資格確認により、制度の適切かつ効率的な運用を促進します。

なお、今後の地域福祉に関しては、「枕崎市地域福祉計画」に基づき、「思いやり 支え合い すべての人がいきいきと暮らせるまち枕崎」の実現に向け、地域を支える仕組み、地域で支え合う仕組み、支援を必要とする人をつなぐ仕組みの構築に取り組みます。

次に、「豊かな人間性と文化を育むまちづくり」について申し上げます。

本市の教育委員会では、全ての児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現のために、各学校に整備された1人1台タブレット端末を授業改善に生かせるよう、教職員を対象とした研修の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指します。

特別支援教育については、専門的な知識や技能を持つ職員を学校や関係機関に派遣するとともに、新年度は特別支援教育支援員の配置をさらに充実させ、「保護者・地域理解の促進」、「就学指導の充実」、「個に応じた学びの場の提供」のさらなる推進を図り、インクルーシブ教育を

推進します。

さらに、子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組として、教育支援センターを設置し、不登校児童生徒の学びの場と保護者の教育相談の場を確保します。

国が進める部活動の地域移行については、部活動地域移行総括コーディネーターが地域移行の受け皿となる競技団体やスポーツクラブ等と学校をつなげ、また、枕崎地域部活動推進協議会で地域移行についての取組を調査・審議することで、本市の中学校の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築及び中学校における教職員の働き方改革の実現を図ります。

学校施設については、バリアフリー化に関する国の整備目標として、「原則全ての学校施設において、車椅子使用者用トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化がなされ、障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができる環境が整備されていることを目指す。」としていることから、本年度の整備設計を踏まえ、新年度は中学校のバリアフリー化等施設整備工事を実施します。小学校については、令和7年度のバリアフリー化等施設整備工事の実施に向け、新年度はその整備設計業務の委託を行います。また、桜山小学校のトイレ改修工事など、老朽化の進む施設・設備の改修等を年次的・計画的に実施し、児童生徒の安全・安心のための教育環境の整備に努めます。

これまで検討を行ってきた市奨学金制度の運用緩和については、若者が抱える奨学金の返還による経済的な負担軽減を図るとともに、人材の確保、労働者の定着及び若者が暮らしやすいまちづくりに資することを目的に、本市に居住し、かつ、本市に就労した者に係る奨学金の返還に対して補助金を交付する「枕崎市奨学金返還支援補助金」を創設し、支援します。

学校給食について、安心・安全で魅力ある学校給食を実施するとともに、地産地消の拡大と食育の充実を図ります。

学校給食費については、本年度は物価高騰の影響により、給食費の値上げを行うと同時に、保護者への経済的影響が出ないように、その値上げ分を助成する取組を実施しましたが、新年度についても、引き続き同額の助成を行います。

生涯学習の推進については、市民の多様な学習要求に応えるとともに、市民が心の豊かさを実感しながら充実した生活を送れるよう、積極的に学習活動に取り組める環境づくりを推進します。

青少年の育成については、引き続き家庭教育への支援や豊かな体験活動の機会の充実を図ります。

また、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の積極的な推進を図ります。

社会教育施設については、市民会館において舞台機構設備改修工事を実施します。また、桜山地区公民館では2か年にわたる改修を行うこととし、新年度は外壁・屋根改修工事を実施します。また、他の地区公民館についても、災害時の避難所としての機能性の向上を含めた整備を今後計画的に進めます。

市立図書館について、新年度は外壁及び排煙窓の改修工事を行います。また、図書の検索・予約システムの利用をさらに促進し、利用者の利便性の向上を図り、地域の情報拠点として、蔵書や各種資料の充実を図ります。

スポーツによるまちづくりの推進については、市営野球場を中心とした各施設でのスポーツ合宿を、積極的に誘致するとともに、新たな大会の開催についても指定管理者や関係者と連携して積極的に取り組みます。

市民運動会については、多くの市民が広く積極的に参加できるよう、スポーツ推進委員会を中心に競技種目の見直しを行います。また、市民の健康増進や体力向上を図り、スポーツを生かした

地域づくりを推進します。

昨年10月に開催されたかごしま国体なぎなた競技会の開催市として、引き続きコミュニティスポーツクラブや中学校での授業において、なぎなた競技の普及を図ります。

社会体育施設については、市営プールの在り方など施設全般にわたり、利用者の需要を考慮した、中・長期的な整備計画を検討します。

新年度、市営野球場では、より利用しやすい施設とするため、管理棟トイレについて、多目的トイレの新設やバリアフリー化など改修工事を実施します。

令和7年度に開催することとした「第4回枕崎国際芸術賞展」について、新年度は開催に向けての準備を進めます。

また、生前「風の芸術展」で長年審査員を務められた、洋画家の野見山暁治氏など著名な作家から作品を寄贈していただきましたので、それらの作品を多くの方に観覧する機会を設けます。

アートミュージアム拠点「南溟館」推進事業として、新年度は、「共生」をテーマに、ダウン症を抱えながら、書家として、母親と二人三脚で歩み続ける金澤翔子さんの展覧会「書家 金澤翔子展～共に生きる～」を開催します。

伝統文化について、新年度は5年ごとに実施している郷土芸能大会を開催するとともに、郷土芸能・伝統行事の保存、伝承及び後継者育成への支援を図ります。また、文化財については、定期的に企画展を開催し、市民の方々に観覧する機会を設け、文化財への普及啓発に努めます。

次に「着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

男女共同参画の推進については、「第3次枕崎市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。

多様化する住民ニーズや新たな行政課題等に対応するため、研修計画に基づいて引き続きハラスメント研修などの職員研修を実施し、職員の資質向上を図ります。

広域行政については、引き続き近隣市と連携した中で、事務の共同処理等による効果的・効率的な展開を目指すほか、南薩地域全体の発展のための道路網の整備、JR指宿枕崎線の利活用の促進、医療体制の確保、ごみ処理施設の運営などについても一体となった取組を進めます。

旧千歳寮については、令和7年度の解体に向けて、新年度はアスベスト調査を行います。

新庁舎建設について、引き続き庁舎整備基金の充実に努めながら、まずは庁内において、将来の新庁舎建設に係る基本構想や基本計画の策定に向けた具体的な検討に着手します。

以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研鑽努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。

何とぞ、議会をはじめ市民の皆様、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係14件、条例13件及び公の施設の指定管理者の指定について1件の計28件であります。

まず、議案第3号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7億2,465万5,000円を減額し、予算総額を163億7,760万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、地域の魅力創出検討事業ほか10事業の追加によるものです。

地方債の補正は、農村地域防災減災事業の追加と、過疎対策事業ほか3事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した保育所等LPガス支援事業補助、財政調整基金費、減債基金費、地方バス路線関係補助、地域の魅力創出検討事業、障害者自立支援給付費、市立病院負担金並びにふるさと応援寄附金の減

額補正に伴うふるさと納税返礼事業及びふるさと応援基金積立金の減額などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第4号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,860万円を追加し、予算総額を33億9,522万6,000円にしようとするものです。

補正の内容は、療養諸費、繰出金の増額及び出産育児諸費の減額であります。

以上の財源として、国民健康保険税及び県支出金の増並びに繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第5号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,666万3,000円を追加し、予算総額を4億0,969万2,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料の増で措置いたしました。

次に、議案第6号令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ610万円を減額し、予算総額を32億7,218万3,000円にしようとするものです。

補正の内容は、南薩介護保険事務組合負担金、地域密着型介護サービス給付費及び介護給付費準備基金積立金の減額と、介護予防サービス給付費、介護予防サービス計画給付費、高額介護サービス費及び償還金の増額であります。

以上の財源として、繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第7号令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、入院収益の増などに伴い、医業収益を3,016万9,000円、一般会計負担金の増などに伴い、医業外収益を3,704万2,000円、それぞれ追加するほか、収益的支出において、消費税及び地方消費税の増に伴い、医業外費用を14万2,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、国民健康保険調整交付金の繰入金及び一般会計負担金などの増に伴い、収入を1,756万1,000円追加し、収入額が支出額に対し不足する2,603万2,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第8号令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の増に伴い、営業外収益を51万7,000円追加しようとするものです。

次に、議案第9号令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、一般会計負担金の減に伴い、営業収益を228万円、国県補助金の減などに伴い、営業外収益を1,137万2,000円、それぞれ減額し、収益的支出において、総係費などの減に伴い、営業費用を1,102万2,000円、支払利息及び企業債取扱諸費の減に伴い、営業外費用を14万4,000円、それぞれ減額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、企業債及び国県補助金の減に伴い、収入を1億0,224万円減額し、建設改良費などの減に伴い、支出を9,803万6,000円減額し、収入額が支出額に対

し不足する2億8,426万9,000円については、当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額、当年度利益剰余金処分額、減債積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第10号令和6年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、「前へ。進めよう、新しいまちづくり」として私が掲げた重点施策の推進と、「持続可能な財政運営」の確立を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見極めて限られた財源を効果的・効率的に配分し、第6次総合振興計画や第2期地方創生総合戦略をはじめとした各分野における個別計画に基づく取組を、デジタルトランスフォーメーション及びグリーントランスフォーメーションの推進も念頭に置きつつ着実に進めるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策等にスピード感をもって取り組んでいくこととしました。

その結果、新年度の予算総額は147億5,030万円となり、南薩地区衛生管理組合の新クリーンセンター「なんさつECOの杜」施設整備に係る負担金の減などにより、過去最高であった前年度当初予算額と比較して10億0,230万円の減、率にして6.4%の減となっています。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、人件費、扶助費、公債費とも増となり、対前年度比3.1%増の62億3,537万2,000円となっています。

投資的経費は、普通建設事業費において補助事業費が、ごみ処理中継施設整備事業、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業補助、中学校施設バリアフリー化等施設整備事業、片平山児童センター大規模修繕工事などの増により増加したことから、対前年度比3.6%増の18億5,557万円となっています。

その他の経費は、対前年度比15.8%減の66億5,935万8,000円となっていますが、これは情報システムの標準化・共通化に係る経費等の影響により物件費が増加したものの、新クリーンセンター施設整備費の減により負担金が減少したこと、ふるさと応援寄附等に係る積立金や補助費等が減少したこと、下水道事業に対する繰出基準外の補助金が減少したこと、国体なぎなた競技の開催に係る実行委員会負担金も皆減となったことなどによるものです。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず、市税は、定額減税による影響などを踏まえ、対前年度比3.9%減の20億3,955万4,000円を計上しています。なお、定額減税による影響額につきましては、その同額を国からの定額減税減収補填特例交付金で計上しており、この交付金を合わせた実質的な市税は、対前年度比0.7%の減となっています。

地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、対前年度比5.4%増の39億2,500万円を計上しています。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の皆減や市営住宅建設事業の減などにより、対前年度比5.4%減の17億2,778万4,000円を計上しています。

県支出金は、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の増、片平山児童センター大規模修繕工事の皆増などにより、対前年度比12.3%増の11億0,813万6,000円を計上しています。

寄附金は、対前年度比19.5%減の16億4,613万6,000円を計上しており、このうち、ふるさと応援寄附金については、令和5年度の寄附額の状況を踏まえ、前年度と比較して4億円減の16億円を計上しております。

市債は、新クリーンセンター施設整備事業に係る借入額が減となったことや、小学校施設整備事業、市営住宅建設事業、臨時財政対策債などの減により、対前年度比28.9%減の17億3,716万8,000円となっています。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

当初予算の主な施策の内容等につきましては、当初予算のあらましに掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第11号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。
新年度の予算総額は33億4,562万3,000円で、前年度当初予算に対し0.3%の増となります。
歳出の主なものは、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費、公債費などであります。

以上の財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第12号令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。
新年度の予算総額は4億4,665万5,000円で、前年度当初予算に対し14.6%の増となります。
歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などであります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第13号令和6年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。
新年度の予算総額は27億7,613万1,000円で、前年度当初予算に対し7.3%の減となります。
歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費などであります。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、保険料、繰入金、県支出金などで措置いたしました。

次に、議案第14号令和6年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で1万7,520人、外来で1万2,850人、1日平均患者数を入院で48人、外来で50人と決めました。

収益的収入及び支出では、収入額を6億4,006万1,000円、支出額を8億1,094万5,000円とし、差引き1億7,088万4,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、支出額を5,381万3,000円とし、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第15号令和6年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を1万戸、年間総給水量を250万8,000立方メートル、1日平均給水量を6,871立方メートルと決めました。

主な事業として、老朽管等更新事業及び施設更新事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億2,905万4,000円、支出額を4億1,409万8,000円とし、税抜き後で344万1,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を4,289万2,000円、支出額を2億6,898万2,000円とし、差引き2億2,609万円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第16号令和6年度枕崎市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、排水戸数を5,910戸、年間総処理水量を153万7,000立方メートル、1日平均処理水量を4,210立方メートルと決めました。

主な事業として、管路建設改良事業及び処理場建設改良事業を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を7億7,129万3,000円、支出額を7億2,330万1,000円とし、税抜き後で3,100万円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を4億8,420万円、支出額を6億6,862万2,000円とし、差引き1億8,442万2,000円の不足額については、当年度分損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第17号枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の利用及び情報連携に係る規定の見直しが行なわれたことに伴い、所要の改正を

しようとするものです。

次の、議案第18号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正により、パートタイムの会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるものとされたこと等に伴い、関係条例の整備等をしようとするものです。

次の、議案第19号市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長、副市長、教育長及び医師でない病院事業管理者の給料の月額の特減に関する規定を廃止しようとするものです。

次の、議案第20号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、防疫作業手当について、家畜伝染病に係る防疫作業をその支給対象とし、当該作業に従事したときの手当の額を定めようとするものです。

次の、議案第21号枕崎市地域猫活動推進事業基金条例の制定につきましては、地域猫活動推進事業の実施に要する経費の財源に充てるため、枕崎市地域猫活動推進事業基金を設置しようとするものです。

次の、議案第22号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第23号枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第24号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年度から令和8年度までの保険料を定めるほか、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条文の整理をしようとするものです。

次の、議案第25号枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第26号枕崎市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、重度心身障害者に係る医療費の助成について、支給方式に自動償還払い方式を導入するほか、助成対象者の範囲の拡大等を行うため、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第27号枕崎市内鍋リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、令和6年9月からなんさつECOの杜が供用開始されることに伴い、粗大ごみ等を同施設に運搬するための中継施設の機能と、資源ごみの中間処理及び一時保管を行うマテリアルリサイクル推進施設の機能を持つ枕崎市内鍋リサイクルセンターを設置しようとするものです。

次の、議案第28号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を改定しようとするものです。

次の、議案第29号枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道法の一部改正により、国の水道整備・管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第30号公の施設の指定管理者の指定につきましては、枕崎ヘリポートの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時53分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 3月議会、多くの議案が提案されましたけれども、私は1点だけ、議案第3号、この中で地域の魅力創出検討事業、この点について、質疑をいたしたいと思います。

この地域の魅力創出検討事業、具体的に申し上げますと、火之神地区一帯の将来的な利活用策を民間資金活用に取り組みその可能性調査ということで予算計上しているんですね。

この件、昨年度から解体事業あるいはそのいろんな構想もあったわけですが、まず、1年前の市長の施政方針の中で、この点について基本構想を策定すると言われたんですが、この基本構想はもうできているんですか、策定されているのか、これが第1点ですね。

それから今回の補正9号の中では、995万1,000円が計上されているんですね。

この財源の歳入を見ますと、委託料977万7,000円、全ての事業費を国庫補助金、つまりこの調査経費は全額国庫補助金ということですよ。

そこで、この事業費の算定根拠、事業明細費をお尋ねいたします。

3番目に、この民間資金の活用を導入可能性調査ということですが、一体どのようなことを調査をされるのか、調査項目といたしまししょうか、取りあえず3点お尋ねをいたします。

○田代勝義企画調整課参事 火之神地区の養豚場跡地の利活用策につきまして、基本構想の策定に向けて、令和4年度に市の職員、市民の方を対象にしてワークショップを行いながら取り組んできたところでございます。

今回、地域の魅力創出検討事業の中におきましても、またその構想について、引き続き検討していきたいと考えております。

この事業費の内訳についてでございますが、この事業の必要経費について申し上げますと、アンケート調査、関係団体への意向調査を含めた市場調査の実施ということで300万円程度、事業方式や運用手法の検討の実施ということで150万円程度、導入に果たされる地域への波及効果や期待される効果の分析に100万円程度、事業実施計画等の策定支援等、これらについて50万円程度、あとサウンディング調査の実施について200万円程度、その他の項目も含めまして977万円となっております。

民間活用の導入調査をどのように行うかということですが、今言いました調査、意向調査を含めて、そしてその中でまたサウンディング調査を行いますが、令和4年度に実施しました地域の魅力創出事業、そういった考え方をコンセプトにしまして、民間事業者からの意見をいただく、そしてまた提案をいただくなどの対話を実施しまして、利活用策の具体性、現実性を高めていく。そして、民間事業者が施設の建設、そして運営管理に今参加しやすい、そういった公募条件等を正確に把握するために調査をしていくということになっております。

○6番立石幸徳議員 よく分からないんですけどね。といいますのが、まずただいまの答弁からいくと、基本構想はまだできていないと、こういうふうに確認してよろしいわけですか。

昨年も6月議会等でこのワークショップ等について一般質問がなされて、昨年9月議会でも決算議会ですのでね、進捗についてどういったことになっているかという9月の決算委員会でもワークショップの状況も確認しました。5回ほどワークショップをやったというような説明もあったんですけどね。

つまり、振り返ってみますと、自治体が公共用地を確保あるいは求める際には、当然ながら公

共用地の利活用は、本来なら明確になってないといけないわけですよ。

今回の目的は、最初購入するとき、これは何のためにこの土地を買うんだという、いろいろな質疑の中では、当該地の環境保全、あるいは景観をよくするために買いますという説明だったんですね。

それが進んできて、これから当該地を何に利活用するかと。その基本構想もできていないわけですね。開発公社が先行投資で土地を求めるということはあり得ますけどね。自治体が、もう土地を確保してからさあ何に使いましょうかというんじや、住民からすると、若干その辺が理解をし難い面があるんですよ。

ただこれは、いろんな事情もあってこういう経過になっていますので、その辺は一応置くとしましても、ワークショップももう5回やった。そして、民間資金をこれから導入すると。そういう中でもまだどう活用するかというものが定かじゃない。

こういった取組ということについて、住民サイドからすると、市民も非常にこの点については関心が高いと見ています。皆さん言われるのは何にするんですかと、まず聞かれますよ。

今後、利活用のスケジュールといいたいでしょうか、この辺はどういうふうに本市当局ではその辺をしっかりと押さえているのか。これからのスケジュールという面ではどういうふうになっているんですか。

○田代勝義企画調整課参事 今この調査業務につきまして、4月から5月にかけて、プロポーザルにより委託業者を選定いたしまして、調査自体が進んでいき、今年度中に調査報告をいただく予定となっております。

その後、次年度におきまして計画策定委員会を設置し、具体的な基本の作成というものを目指していき、その後の次年度予算の要求につなげていきたいと考えております。

そして、順調に行き令和8年度に火之神地区の整備に向けた測量等、そして工事に向けて実施していきたいと思っております。

今、この事業につきましては、今回の3月の補正事業でございますので、繰り越して、6年度の4月にプロポーザル等の計画をしていきまして、また7年度に策定委員会、そしてその次の年度に測量、設計と、当初の予定ではこのように考えているところでございます。

○6番立石幸徳議員 どっちみちこの関係の予算特別委員会、当初予算の関係も含めて、全て6年度繰越しになっていますのでね、補正予算であろう、あるいは当初予算であろう、詳細にお尋ねをさせていただきますけどね。

最初に申し上げましたように、今回の補正9号で計上された予算は全て国が持つわけですね。なぜそういうふうになっているかという、国も民間資金をいろんな公共事業に活用しろという一つの国自体の方針がありますからね。当然、そういう資金を活用することになりますと、どっちみち本市としては、民間業者を今度のその活用策には導入してくるという狙いがあるんだろうと思うんですよ。

民間資金を導入する場合は、これはPFI事業というもののいろんな手引書もございます。あるいはその各省庁が出したガイドラインもあるんですけどね。

まず、自治体単独でといいたいでしょうか、公がする事業よりも、民間資金を活用することがメリットがあるという、そのことがきちっとこの調査結果が出されなければならないわけですよ。

具体的に言うと、導入効果の定量的あるいは定性的評価、この辺も今度の調査事業ではなされるはずですよ。そうしますと、事業そのものがまだ定かじゃないのに、こんな導入効果の定量的あるいは定性的評価っていうのはできるんですか。

近年このPFI事業、いろんな方法によりますと、例えば鹿児島県でも県体育館でPFIを導入すると。あるいは、本市の関係するなんさつECOの柱もPFIという形で取り組んできたんですよ。それはもう造られる、あるいは事業そのものがもうはっきりとしているんですよ、明確

になっている。だから、先ほど申しあげました導入効果の定量的、定性的評価というのは、明確にその調査結果が出てくるんですよ。

本市のこの火之神の場合は、何をするか分からんのに、これからその導入効果の定量的、定性的評価、こういったものが今回の調査事業で回答がなされるんですかね、これを最後に聞いておきます。

○田代勝義企画調整課参事 今回、先ほども申しあげましたが、令和4年度に行った事業をコンセプトにして、民間事業者から広く御意見、御提案をいただきながら施設等の整備、そして運営管理を行っていく調査を行うわけです。その中で、どういった施設を設置するかというものの検討、そしてその施設を造った場合の地域への波及効果、そして期待される効果を分析していこうとしているものです。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○9番禰占通男議員 私は当初予算の議案第10号です。

市長からも今、所信、議案の説明について、一般会計の予算が約10億円減で予算化されたということで、本当に前田市政になりまして、平成30年からずっと額に増減はありますが、一応、増加ということで予算が組まれてきました。

今回、令和5年と比べて約10億円ちょっと減額になるということで、今回の令和6年度の予算の減での予算編成についての留意点はどのように考えて編成がなされたのか、まず1点そこをお伺いいたします。

○籠原正二財政課長 新年度の予算編成に当たりましては、先ほど市長から申しあげましたとおり、市長が掲げる重点施策の推進、そして持続可能な財政運営の確立を基本姿勢として、その方針の下、予算編成を行ったところでございます。

その結果といたしまして、総額147億5,030万円という過去最高であった前年度と比較いたしまして10億0,230万円の減となったところでございます。

予算においては、それぞれの年度におきまして、それぞれの財政需要がございまして変動するものでございます。

これまで、例えばふるさと応援寄附金の増に伴い予算規模自体も大きくなって、あと昨年度におきましては、新クリーンセンターの施設整備に係る14億円を超える負担金が計上された。これにより、150億円程度の予算規模になりますので、そのうちの14億円程度ということでかなりの大きな割合を占める増の理由があったということがございました。

令和6年度の予算につきましては、この新クリーンセンターに係る負担金が、6億2,700万円程度減額をしたということで、それでも依然として8億円を超えるクリーンセンターに係る負担金があるわけですが、それでも前年度に比べれば6億2,700万円程度減少したと。

そして、予算規模の大きな影響を及ぼしたものといたしましては、先ほど市長からもありましたとおり、ふるさと応援寄附金の減額を令和5年度の状況を見ながら、令和5年度の20億円に対し、令和6年度は16億円という形で設定をいたしました。その上で、それに合わせた歳出予算を計上したということがございます。

単純に申し上げますと、先ほどの新クリーンセンターの6億2,000万円程度、そして、ふるさと納税関係の4億7,000万円程度の歳出が減となったことで10億円程度減少したというような結果となっております。

○9番禰占通男議員 本当にこの予算書で見ると、歳入で減になっていないのは地方譲与税配当交付金、それから所得割交付金、地方交付税交付金、これ以外はほとんど減。そして、本市の事業としての歳出を見ても、民生費、農林水産業費、これだけですよ、大きなところを見ると、歳出で減になっていないところは。

これを見るに、今、減になっている歳出ですよ、この影響というのはどのように把握して対

応するという事になっているんですか、その点を説明願います。

○籠原正二財政課長 まず、最初におっしゃられた歳入予算の増減につきましては、現時点でそれぞれ見込み得るものを計上したわけでございますけれども、大きな増減理由といたしまして、まず国庫支出金でございますが、これも5.4%の減という形で計上いたしておりますが、これにつきましては、大きなものとして新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫補助金の減、これが9,600万円程度減となっております。ここが大きな減の要素となっております。コロナワクチンの関係がこれまで特殊事情として計上してあったその分が減となっているということでございます。

さらに新クリーンセンター関係でいきますと、地方債も減となっているところでございます。

歳入予算につきましても、その歳出の需要に合わせて計上していくわけですが、歳出予算につきましては、先ほど申し上げましたのが大きな減の要因となって、単純計算で10億円程度がその分が減の要因となっているということで、その他もろもろ歳出に必要となる額は計上しつつ、さらに、市長が重点施策に掲げる事業につきましては、きちんと確保した上でそれぞれ計上しておりますので、令和6年度におきましては、こういう形で事業を進めてまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 今も財政課長と市長からもありましたけど、ふるさと納税の減、そしてなんさつECOの杜の負担金が減ということで、それはなんさつECOの杜はあと20年大丈夫だろうから、大きな出費はないと思いますが、日本全国どこも人口減ですよ。

それについて、本市もこの小さい1万8,000人ぐらいの人口でこの本市の持続可能性、一応いろいろ地場産業の悪影響も新聞等で報道されていますから、これから大きな影響が出てくると私は感じております。

そして本市でも、またふるさと納税についてはいろいろ報道されて、その影響もまだ続くと思います。そういう中で、本市の持続可能性とこの財政上のリスクの対策ですよ、今回みたいな。今まで上り調子で来たものが、一度落ちる。そして、そこが曲がり角になってまた好転していくのか、さらにまた悪化していくのか。

そしてまた、本市の多様な収入源ですよ。

農業後継者も減って、農林水産業が、農業所得が水産業より多かったものが、今度は水産業に抜かれてしまった。ということは、好転して水産業に抜かれるのはいいんだけど、後継者不足で農業従事者等が減って、その影響が額として出るというか、これはもう本当に対策を進めない限りはもう将来が見通せないということですよ。

これに対してですよ、今回の10億円は本当に大きいお金ですよ。これについての対策を今後どうするのかと、そこを私は伺っておきたいと思っております。どうでしょうか。

○前田祝成市長 予算の詳細は、財政課長から答弁があったとおりでございます。

本市の人口規模でありますとか、産業の状況でありますとかの中での財政規模はどのぐらいが適切なのかという部分につきまして申し上げますと、昨年、一昨年はやはりそういうクリーンセンター等の大きな事業があり、どうしてもやっぱり本来の財政規模より大きく金額が出ているのだろうというところがあります。

ただ、今議員からございましたように、人口減少というのは当然進んでおまして、施政方針でも申し上げましたが、やはり本市の強みである産業をしっかりと強くしていく、強化していくというところがやっぱりベースだと思いますので、そこをしっかりと意識した中で予算編成をしているところです。

ですので、そこにつきましては、やはり問題意識を持ってしっかりとした費用をかけるところというか、やっぱり集中するところに集中するというような、メリ張りのきいた予算編成ということは今後も心がけていかないといけないと思っておりますし、今回はそのような形で取り組んだ結

果がこの数字になってきているんだと御認識していただければと思います。

ただ、施策としてはしっかりと人口減少、少子化に資するような経済対策と申しますか、そこはしっかりと取り組んでいくということについては庁内全員で共有しているところでもございますし、そこをしっかりとぜひ検証していただければと思いますし、我々もそこを意識して、しっかりと新年度も取り組んでいければと思っております。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第36号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員6人について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から2人の議員を選出するものです。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○永野慶一郎議長 ただいまの出席議員数は、12人であります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記投票者名簿配付]

○永野慶一郎議長 候補者名簿の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありますか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありますか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、10番平田るり子議員、11番橋口洋一議員、

2番下竹芳郎議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票中、松元正明7票、柴立豊子4票、迫杉雄1票。

以上のとおりであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時33分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和6年3月4日)

令和6年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第2号）

令和6年3月4日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	眞 茅 弘 美 議員（30ページ～39ページ）
		立 石 幸 徳 議員（39ページ～47ページ）
		豊 留 榮 子 議員（48ページ～55ページ）
		橋 口 洋 一 議員（55ページ～63ページ）
		平 田 るり子 議員（64ページ～73ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員
5 番 水 野 正 子 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
4 番 上 迫 正 幸 議員
6 番 立 石 幸 徳 議員
8 番 眞 茅 弘 美 議員
10 番 平 田 るり子 議員
12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
宮 下 和 也 書記
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
籠 原 正 二 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
沖 園 信 也 農政課長
鮫 島 眞 一 税務課長
上 園 秀 人 水道課長
平 塚 孝 三 市立病院事務長
水 流 敏 幸 監査委員
森 智 賀 健康課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
田 代 勝 義 企画調整課参事
木之下 浩 一 教育長
森 健一郎 学校教育課長
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
宮 原 司 消防長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長

本 田 親 行 副市長
日 渡 輝 明 企画調整課長
松 田 勇 一 市民生活課長
福 永 賢 一 福祉課長
松 田 誠 建設課長
西 村 祐 一 健康課長
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
今給黎 仁 水道課参事
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
中 村 俊 彦 農政課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事
大工園 昭 則 建設課参事
平 田 寿 一 総務課参事
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
木 浦 勝 美 生涯学習課長
木口屋 和 彦 選管事務局長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番眞茅弘美議員、2番立石幸徳議員、3番豊留榮子議員、4番橋口洋一議員、5番平田るり子議員、6番禰占通男議員の順に行います。

まず、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○8番眞茅弘美議員 まずは、元旦に発生しました石川県能登半島地方を震源とする地震により犠牲となられた方々に謹んでお悔やみ申し上げます。一刻も早い復旧・復興とともに、一日も早く平穏な日常が戻りますようお願い申し上げます。

それでは1問目の男女共同参画について質問させていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が2023年12月22日に公表した地域別将来推計人口では、50年の総人口は東京都を除く全ての道府県で20年を下回り、市区町村の約2割は、20年比で人口が5割以上減るとの結果でした。

これは、元総務省の増田寛也氏、現日本郵政社長が人口減少問題に警笛をならした増田レポートの発表から10年となるのを受けて毎日新聞、読売新聞、つい最近では朝日新聞でも大きくインタビュー記事として掲載されております。

その中で強調して言われていることは、少子化対策が急務と提言してから10年が経過したが、人口減の勢いは止まらないのが現状である。国は地方創生に予算をつけ人口減対策を盛り込んだビジョンと総合戦略づくりを自治体に求めたことで、地域間競争になってしまった。この中で、増田氏は、若い女性の声を拾い、子供を持つリスク全てを除去する政策を提言しております。

増田レポートについては後ほども触れますが、まずは、本市では第3次枕崎市基本計画が策定され、その中で、計画の評価指標が示されております。現在の取組状況をお願いします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 第3次枕崎市男女共同参画基本計画の取組、進捗状況ということですが、本市では、全ての人が性別に関わりなく、お互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成14年度に枕崎市男女共同参画プランを、平成24年度に第2次枕崎市男女共同参画プランを策定し、様々な取組を進めてまいりました。

また、令和2年12月に本市における男女共同参画の理念を明確にし、市、市民、事業者等が一体となって連携・協力して取り組んでいくために、枕崎市男女共同参画推進条例を制定し、令和4年度からは同条例第10条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、第3次枕崎市男女共同参画基本計画を策定、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めているところでございます。

この第3次計画では3つの基本目標を定め、その実現に向け様々な施策に取り組んでいるところですが、取組状況につきましては、担当参事から答弁させます。

○田代勝義企画調整課参事 第3次枕崎市男女共同参画基本計画における男女共同参画社会の実現に向けた3つの基本目標につきましては、基本目標ごとに現状と課題を整理し、課題解消のための取組として18項目を設定しております。

この18項目につきましては、男女共同参画基本計画書にも記載しておりますが、第3次基本計画の最終年度である令和10年度における目標値を定めておりますが、目標値に対する進捗状況につきましては、第3次基本計画が令和4年3月策定のため、計画策定1年目の令和4年度について申し上げます。

18項目のうち計画最終年度の令和10年度にならないと実績値が出ないものを除いた14項目に

ついて申し上げますと、目標を達成した項目は、市の男性職員の育児休業の取得割合、男女共同参画の視点での防災訓練の実施回数、県男女共同参画地域推進委員の設置の3項目で、残り11項目は目標未達成となっておりますが、未達成のうち達成度50%以上の項目につきましては、市の管理的地位に占める女性職員の割合、市の各種審議会委員への女性の登用率など7項目、そして達成度50%に満たない4項目のうち、達成度0%の項目が家族経営協定数、自治公民館長の女性の数の2項目という状況となっております。

これら18項目の目標値の達成に向けましては、関係課が様々な事業を実施しており、事業終了後は、関係課と企画調整課による事業評価を行った後、枕崎市男女共同参画審議会において事業の効果検証をしていただき、審議会で出された意見・要望等につきましては関係課と共有を図っているところです。

本市の男女共同参画社会の実現に向けましては、実施事業の検証による見直しを行いながら、引き続き、取組を進めていきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 私、令和4年3月議会でも男女共同参画について質問させていただいております。その中で、男性職員の育児休業取得が令和2年度では7人中ゼロであった、令和3年度では8人中1人の方が取得されたということでありました。それで、令和4年度は目標の10%に達したという答弁でございました。これは本当にいい傾向だと存じます。

なんですけれども、この取得の期間はどのくらいだったのでしょうか。そしてまた、男性職員の方の育児休暇が希望どおりに取得できたのか、お願いします。

○山口太総務課長 男性職員の育児休業の取得の状況につきましてお尋ねをいただきました。

本市の男性職員の育児休業取得率につきましては、ただいま御紹介がございましたとおり、2年度、3年度の状況はただいま委員からあったとおりでございます。

令和4年度につきましては、対象者10名中3名、取得率は30%となっております。取得期間につきましては、それぞれ26日、33日、59日という状況でございまして、平均取得日数につきましては39.3日となっております。

次に、令和5年度の状況でございますけれども、現段階では、7名中4名の職員が取得しておりまして、57.1%という取得率となっております。取得期間については、それぞれ19日、24日、30日、31日でございまして、平均取得日数は26日間となっております。

ただいまございましたとおり、職員の育児休業の取得の希望があった場合には、現在のところ、希望どおりに取得ができていく状況でございます。

○8番眞茅弘美議員 分かりました。

あと女性職員の育児休業はその期間は平均的にどのくらいなのでしょう、半年とか1年とか、大体でいいんですけども、分かりましたらお願いします。

○山口太総務課長 女性職員の取得期間につきましては、ただいま手元に詳細な資料を持ち合わせておりませんが、令和4年に改正育児休業法が施行されて、取得期間はやはり長くなってきているような状況でございます。平均してやはり1年、2年取得される女性職員が多い状況でございます。

○8番眞茅弘美議員 育児休業期間なんですけれども、それぞれの部署で安心して育児休業に入れる体制になっているのか、大変重要だと思うんです。部署によって職員の数が多い部署、極端に少ない部署といろいろあると思うんですけども、安心して育児休業が取得できる体制でなければならぬと存じます。そうなった場合、特に男性職員は取得しづらくなるのではないかと思います。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○山口太総務課長 育児休業を取得する場合には、例えば男性職員であれば配偶者が妊娠したという情報をいただきまして、総務課にいろいろ相談がまいります。

そういう中で、制度の説明あるいは休業期間のいわゆる給付についても説明した上で、男性が

取得する場合、女性もですけれども、ただいまございましたように、職場の環境整備というか理解というか、その取得をするに当たっていろいろ準備を進めていかないといけないわけですけれども、そういった環境整備については今後とも努めながら、男性職員・女性職員に限らず育児休業が取得しやすいような環境整備については今後も進めてまいりたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 男性職員の育児休業取得者も増えておりまして、そこは本当にいい傾向だと思っておりますので、今課長が言われましたように、職場のほうで育児休業を取得しやすいような環境づくりをよろしくお願いいたします。

次に移りますけれども、女性の管理職の割合ですが、これまでの答弁では、長いスパンで見えており、女性活躍に向けて研修や環境整備について進めていくとのことでした。どのような取組をしておりますか、お願いします。

○山口太総務課長 先ほど企画調整課参事から、女性職員の管理職員への登用率につきましては50%以上達成しているという説明もいたしました。本市には、現在3人の女性管理職がおりますが、令和5年4月1日現在の本市の管理職の総数は37人でありまして、女性管理職の割合は8.1%となっております。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づいて本市が定めております特定事業主行動計画におきまして、本年度は、令和3年度から令和7年度までの5年間の後期計画期間の中にあり、同計画において定めております、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標のうち、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は、令和7年度までに10%とする目標を定めておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、その目標値を達成できていないところです。

女性の管理職を増やしていくための取組についてのお尋ねでございますが、ただいま議員からございましたとおり、これまでの一般質問でも、女性の管理職を増やしていくためには、女性職員を一定程度採用すること、そして出産後も継続して就業していただくこと、そして男女の区別なく人材育成が図られていること、これらの結果として、係長級の管理職候補層の女性職員が増えていくことが必要であり、そのため採用から配置、育成、昇任にわたる、ある程度の長いプロセスにおける取組が求められているといったことを答弁してきております。

女性管理職登用率が上がるための取組でございますけれども、職員研修の状況について申し上げますと、令和4年度に、これからの働き方やキャリアを多面的に考え、ワーク・ライフ・バランスを実現しながら、生き生きと働くための考え方などを学ぶことを目的とした女性活躍推進研修を実施いたしました。外部から講師をお呼びして実施しましたが、管理職を除く、主に係長級の女性職員26名が参加いたしました。

そのほかでは、毎年度、鹿児島県自治研修センターで実施されておりますキャリアデザイン研修にも職員が参加しております。この研修は、これまでの自治体職員としての自分を振り返り、仕事の意味、自分の強み、ありたい姿を明確にし、そこを起点に将来に向けた自己目標を定め、日々の職務にやりがいを持って積極的に取り組む人材を育むとともに、様々な行政領域に的確に対応できる人材開発の基礎とすることを目的とした研修でありますけれども、本市では、平成29年度から毎年度2名から4名の女性職員が参加しており、本年度までに計22名の職員が参加しております。

この研修には、今後とも継続的に参加していきたいと考えておりますし、今後はこれらの女性活躍推進に関わる研修への男性職員の参加についても考慮していきたいと考えております。

また昨年度、企画調整課の所管になりますけれども、男女共同参画研修も実施されました。また、この研修につきましては、毎年度、研修内容や講師の選定とかについては所管課のほうで検討されていくものと思っておりますけれども、大変有意義な研修であったと思っておりますので、本年度についても職員研修の一環として位置づけて、職員の積極的な参加を呼びかけたところがございます。

けれども、来年度以降も継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○8 番眞茅弘美議員 今、研修の内容を紹介していただいたんですけども、そのキャリアデザイン研修につきましては、吉田の研修センターである研修でございますかね。——それも大事だと存じますけれども、管理職を本気で育てる、また女性職員の方に自信を持っていただけるために、何ができるか、ここは真剣に考えていただきたいんですね。

もちろん、女性職員に限らずなんですけども、女性管理職の割合を目標値で令和10年に10%と掲げてあります。この10%も低い数字で、本当だったら30%ぐらいにしていきたいんですけども。

平成11年に枕崎市男女共同参画推進懇話会が本市では設置されておりますが、この頃から、女性管理職の登用は言い続けてきていると存じます。そこで、提案なんですけども、自治大のほうで研修を受けるとか、民間企業のほうに派遣するなど、他市の取組なども調査してみてもどうでしょうか。これは急いでやっていただきたいと思います。

クリティカル・マスという考え方がございますけども、この考え方はとても重要であると存じます。統計学で3割以内では意味がない、3割以内では流れが変わらないということがございますけども、変化を起こすために必要な最低限の数ということなんです。3割以上ってところは本当に急いで取り組んでいただきたいと思います。

先ほど、評価指標のほうでも、今どのくらいの割合だっていうことを答弁していただきましたが、比率が一定の割合を超えますと、風景が変わり、よい方向に変化していくと言われておりますので、こちらに関しては、本当に真剣に取り組んでいただきたい、本気度を見せていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それと、職員とか議員もなんですけども、対象とした男女共同参画研修、今、これ2年連続行われておりますが、先ほど答弁でもございましたが、本当にこれに関しては、続けて取り組んでいただきたいです。

私もなんですけども、頭では分かっているけども、なかなか長年の習慣といいますか、そういうものがどうしても邪魔をしまして、あ、だった、って思うことが多々ございますので、これは本当に続けて、繰り返し学習することが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に移りますけども、特に、地方のほうでは、固定的な性別役割分担意識や社会的差別という課題があると聞きます。前段で増田レポートを紹介させていただきましたが、本市に限らず、地方で生まれ育った若年層の都市部への流出は食い止められないのが現状でございます。男性は一度都市部に出ても戻ってくる割合が高いようです。しかし、都市部に出ていった若い女性は、高齢になった親を見たくて帰りたい思いはあるが、一度出るとほとんど戻らない傾向にあるようです。

これに関しては、アンケート調査を実施しているようですが、地方は閉塞感がある、地方に行けば行くほど、あらゆる組織は男性社会で高齢化している、若い人たちの行く手を阻んでいる、つまりは、固定的な性別役割分担意識です。

地域や職場で若い人が意見しても、古い考えを押しつけられたり、意見が通らないことが多い。そして、それを聞いている高齢の女性も反論してくれないというようなことが分かりました。

特に高齢の男性は、これまで地域を支えてきた様々な場所でリーダーになってくださり、本当にありがたいです。そして、一生懸命取り組んでくださっております。しかし、古い考えに固執してしまう傾向にあるようです。小さい頃からの環境や考え方はなかなか変えられるものではありません。

そこで、本市でも条例ができてから、市民にどれだけそのような考え方が伝わっているのか、条例の中身について、市報の中でも男女共同参画について分かりやすく掲載されておりますが、

どれだけの方が読まれるか、そしてどれだけの方が理解しているのか、その辺の市民への浸透度はいかがでしょうか、お願いします。

○田代勝義企画調整課参事 性別役割分担意識というのを改めて申し上げますと、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性は仕事、女性は家庭、また、男性は主要な業務、女性は補助的業務などのように、男性・女性という性別を理由として役割を分ける考えのこととされております。

本市の性別役割分担意識につきましては、令和2年度に実施しました男女共同参画に関する市民意識調査におきまして、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方について、「賛成、どちらかという賛成」の合計は27.4%、「反対、どちらかという反対」の合計は49.2%と、反対が賛成を21.8%上回っておりますが、令和元年の内閣府世論調査と比較しますと、本市は反対が10.6ポイント下回っており、アンケートの結果からも、性別役割分担意識が依然として残っていることがうかがえます。

本市の男女共同参画社会の取組につきましては、先ほども申し上げましたが、平成14年度に枕崎市男女共同参画プランを策定して以降、令和2年12月に枕崎市男女共同参画推進条例を制定し、現在の第3次枕崎市男女共同参画基本計画の下、性別にかかわらず、誰もが自分らしく活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた取組の一つとして研修会等を実施しております。

県や市の事業を活用して講師をお招きし、市内の小中学校の児童生徒を対象にした研修会、養護教諭を対象とした研修会、保育士や保護者を対象とした研修会、市内に新たに就職した若者を対象とした研修会、そして市職員に対する研修会、市民を対象とした研修会、また広報まくらざきにおいても2か月置きではありますが、男女共同参画について考えるコーナーに記事を掲載するなど、様々な職業や年齢層に対する啓発に努めているところです。

若い方々につきましては、子供の頃から男女共同参画を学ぶ機会がありますので、男女共同参画に関する認識も浸透していると感じられますが、昔は、男性は仕事・女性は家庭という考え方が一般的であったため、中高年層の男女共にそのような考え方は今でも根強く残っていると思われれます。

私たちが常識として教わってきた認識や価値観は時代とともに変化してきており、新たな価値観を直ちに受け入れることは容易なことではないと思いますが、人口減少や少子高齢化が進展する中では、多様な視点を取り入れ、互いに尊重し合うことが重要と考えますので、引き続き、研修会や講演会などを通じまして、先ほど質問者からありましたように、繰り返し繰り返しというそういう地道な周知や啓発を続けていきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 枕崎で生まれ育った子供たちが故郷に残ってもらえるように、そして都市部に出ていった若い世代が戻ってきたいと思えるような枕崎にするためにも、意識改革、これは急務でございます。

若い世代が生き生きと働き楽しく生活する。結婚して子供が欲しい、そして産んでよかったと思えるような社会にするためにも、まずはできることとして、今、参事からもございました研修会や講演をやっていただきたいんですけども、直接話を聞くっていうことが一番大事だと思うんですけども、講話する方、そこ一番肝腎じゃないかなっていうふうに私思ひまして、この人の話すことだったら聞いてみようっていう気持ちになる。例えば権威ある方、地位のある方、尊敬できる方の話であれば、特に高齢の男性の方も聞きに行こう、そして聞いてみようっていう思いになるんじゃないかなと思います。そこら辺についてはいかがでしょうか。

○田代勝義企画調整課参事 男女共同参画研修会における講師につきましては、研修テーマや目的、団体からの希望により講師を依頼する場合、講師候補の中から依頼をする場合、そして、あらかじめ講師が指定されている場合などがあります。

先ほども、様々な研修会について申し上げましたが、本市で行われている男女共同参画研修会

につきましては、社会においていろいろ政策などを話されてきた権威のある方、そして専門的に知識を有している方など、そういった講師の先生につきましても、毎年本市のほうに来ていただいている方もいらっしゃいます。

研修会の実施につきましては、引き続きですが、研修会のテーマや目的、参加対象者などを踏まえながら、講師の方に本市の課題や状況等をお伝えし、参加者が理解しやすく、研修の効果を最大限高められるように努めていきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 誰もが多様な生き方を選択し、個性や能力を発揮でき、かつ全ての人が安心・安全に豊かに暮らすことができる社会を実現するためにも、どうかよろしく願いいたします。

それから、以前から気になっていることがございまして、この庁舎1階の市民生活課前のトイレなんですけども、右側に女性用のトイレ、左側に男性用のトイレ、そして真正面に多目的トイレとなっております。授乳室が女性用のトイレに入ってから左側にあるんですね。

男性側のトイレには授乳室がありませんので、女性用トイレのほうにある授乳室を使うことは抵抗があると存じます。

最近、枕崎でも若い男性の方が子供を抱いて買物や散歩されているようなことを見かけますので、庁舎内の1か所にどこか安心してゆっくりミルクを与えられるようなスペースを設けていただけないでしょうか。

○山口太総務課長 ただいま質問者からお話がございましたとおり、市役所本館1階の市民ホールのところにあります授乳室は、女子トイレの入り口に併設されているような状況でございますので、これは女性が母乳を与える際に使用することを想定したつくりになっております。

男性が授乳を行う場合は、設置しているソファ等座って与えるということも可能とは考えますけれども、実態として、おむつ替えを行う場合は、多目的トイレを案内しているような状況にあるようでございます。

ただいまの質問者の御提案につきましては、商業施設ですとか、あるいは駅の構内などに見られます男性・女性に限らず授乳やおむつ替えなどで使用ができる箱型の個室スペースのようなものがありますけれども、そういったものの設置ですとか、あるいは避難所で使用されているような、授乳室や女性更衣室用の間仕切りとかパーテーションの設置をというようなことではないかと考えますけれども、市民ホールにそれらのスペースを設ける必要性でありますとか、あるいは設置可能かどうかということについては今後、十分研究させていただきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 よろしく願いいたします。

次に移りますけれども、基本計画のⅡ-2に、生涯を通じた健康支援とございます。その中に、誰もが生理などの体の悩みを気兼ねなく相談できる体制づくりに取り組みますとございますが、本市の公共施設に生理用品を設置していただけないでしょうか、お願いします。

○田代勝義企画調整課参事 本市の生理用品の設置状況について申し上げます。

本庁内におきまして、経済的な理由により生理用品を購入できない女性に対しまして、本庁舎1階の女子トイレ内に設置してあるカードの提示による配付を市民生活課窓口で行っており、令和4年10月の実施から令和6年2月末現在までの配付数は1パックとなっているところです。

市内の各学校におきましては、急に必要となった場合や持参していない児童生徒が困らないよう保健室に常備しているほか、今年度から市内全中学校の女子トイレの個室に生理用品を設置しております。

また、市立図書館においては、カードによる配付や個室トイレに設置するなど指定管理者による生理の貧困の取組が行われております。

公共施設に生理用品の設置が始まったのは、生理の貧困という経済的な理由から生理用品を買うことが困難な方に対する支援からですが、本市においては生活の困窮により生理用品が買えな

いという理由で相談に来られた実態はないところです。

経済的に困っている方への支援としてトイレに設置することと、あったら便利ということで設置することとは、取組に対する趣旨も変わってくると思いますので、公共施設への生理用品の設置につきましては、生理の問題に対する社会的な認識の変化というものを観察していくとともに、近隣市の状況、そして本市の実情等も踏まえながら必要性について検討していきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 今参事からもございましたが、図書館に設置してございます。私伺ってきたんですけども、個室に設置している分なんですけれども、令和4年6月から令和6年1月までで224個の利用があったようです。そして、確認実施日は86日で1日当たり2.6個の利用があったというわけでした。

図書館はそんなに来館者が多いわけでもないのですが、これだけの利用があったということで、そのとき持ち合わせがなかったり、急に始まったりして助かった方がいらっしゃったということでございます。

1階の市民生活課前のトイレは、1パックを経済的に困った方がカードを持って行って差し上げますという取組なので、それは確かにコロナ禍のときに始まった取組だと思っておりますけれども、各個室に設置したら、また利用しやすくなると思います。

それと、公共施設においては、部活で利用することの多い市民会館や体育館、公共施設全般に設置することが大事だと存じますが、小さなことではございます。しかし、児童、学生、女性の方が困ったときに本当に助かると思います。

そして市外から来られた方も、困ったなっているときに、そこに手の届くところにあると、枕崎は人に優しい取組をしているなということも実感されると思いますので、どうか検討のほうよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。空き家対策についてでございます。

国は、昨年12月に新たな対策として、管理不全空家も指導・勧告の対象としました。これに関しまして、本市としての見解をお願いいたします。

○平田寿一総務課参事 空家特措法の改正により、新たに管理不全空家というカテゴリーが設けられました。管理不全空家とは、放置し続けると特定空家等になる可能性のある空き家です。窓や屋根、壁の一部が壊れていたり、雑草が生い茂っていたりすることで周辺に影響を及ぼす状態の空き家を指します。

現在、全国的にも空き家が増加しておりますが、管理不全空家への指導・勧告といった措置を行う目的は、所有者等が適切な管理を行うことで特定空家等になることを防ぐためです。

空き家の管理は、第一義的には所有者等の責務であり、管理不全な空き家について、まずは所有者等による改善措置を促進することが重要であると考えております。

このようなことから、これまでも特定空家等には至りませんが、管理が行き届いていない空き家等に対しましては、法に基づく情報の提供を行い、適切な管理と改善措置の実施を呼びかけてきております。

今後、管理不全空家と判定したものについては、法に基づく指導、勧告を行い、所有者等による適切な管理がされるよう促してまいります。

○8番眞茅弘美議員 その管理不全空家なんですけれども、どのような方法で管理不全空家だと認識するのでしょうか。

○平田寿一総務課参事 管理不全空家を把握する方法としましては、周辺住民からの情報提供や、市職員による危険空家等の判定調査時及び年1回の危険空家等の現況調査によって把握しております。

管理不全空家については、窓や屋根、壁等の一部が壊れているからといって、直ちに管理不全

空家であると判定し、法に基づく措置を行うわけではなく、その空き家等が周辺の生活環境に及ぼす影響の程度等を踏まえて判断しております。

例えば、強風等により空き家の一部が周囲に飛散することが想定される場合や、空き家の敷地内の草木が繁茂し、害虫等の発生が危惧される場合などを考慮した上で、法に基づく指導、勧告の措置を行っていくこととなります。

○8番眞茅弘美議員 次に、危険空家についてお聞きいたします。

本市では、危険空家などの解体撤去費用を補助金として交付しておりますが、危険空家と勧告された場合に、いつまでに改善してくださいという期限を設けるのでしょうか。

○平田寿一総務課参事 現在、そういった危険空家等につきましては、指導・助言というような文書で改善をお願いしているんですけれども、やはり大きなお金が動くことから、特に今の段階では期限を区切って改善をお願いするというようなことはしておりません。

○8番眞茅弘美議員 危険空家なんですけども、本市に何件あり、撤去した件数が何件あったかを過去3年間でお願ひします。

○平田寿一総務課参事 過去3年間の危険空家等の推移について答弁いたします。

令和3年度、新たに危険空家等と判定したものが64棟、解体等により44棟が減少し、年度末の棟数は75棟となっております。

令和4年度は、新たに危険空家等と判定したものが40棟、解体等により38棟が減少し、年度末の棟数は77棟となっております。

令和5年度につきましては、年度末の見込数になりますが、新たに危険空家等と判定したものが47棟、解体等により32棟が減少し、年度末の棟数は92棟となる見込みです。

平成24年度から危険空家等に対する取組を行ってきておりますが、これまでに危険空家等と判定した棟数は総数で298棟、うち解体等により206棟が減少しているところです。

危険空家等の棟数につきましては、このように年々増加しているところですが、その理由として、解体しないといけないことは理解しているが、経済的に難しいという理由が一番多いようです。

市としては、危険な状態や環境・衛生面などで周囲に及ぼす影響を取り除くため、今後も危険空家等に対する施策を進めてまいります。その取組としては、市の補助金を活用した除却を推進すること、それから、これ以上危険空家等を増やさないために、所有者等に対し適切な管理を促していくしかないと思っております。特に管理不全空き家に対する措置は、これ以上、危険空家等を増やさないために有効な手段であると考えておりますので、今後も引き続き危険空家等の減少に向けて取組を進めてまいります。

○8番眞茅弘美議員 今、数も述べていただきましたが、最近は補正予算を組むくらい撤去の数も本当に進んでおります。一方で、長年放置されている危険空家がございまして、行政で取り組むことはなかなかだという今のお話でございます。

危険空家といえども、今やはり個人の所有物ですので、限られてくるとは存じますが、放置されていると一番心配なことは、台風や竜巻です。屋根や外壁が落下し、通行人や近隣住民にけがをさせてしまったり、放火や不法投棄のターゲットになるおそれもございます。

先ほども経済的理由でなかなか撤去していただけないという御答弁でございましたが、しかしながら、やっぱり一番困っていらっしゃるはその周辺の住民の方だと思うんですが、通知や連絡などは、今後も続けていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に移りますが、管理不全空家や特定空家が指導・勧告を受けると固定資産税の軽減措置が受けられなくなり、固定資産税が6倍になると聞きますが、その根拠をお願ひします。

○鮫島眞一税務課長 住宅用地の固定資産税の軽減措置につきましては、昭和48年度から住宅用地の特例が設けられ、現在、住宅用地に係る課税標準額を住宅敷地の面積に応じて、本来の額

の6分の1及び3分の1の額とするものとなっています。

この軽減措置に関して、平成27年度税制改正において、空家等対策特別措置法の規定により、必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地については、住宅用地特例の対象から除外する措置が創設されたところです。

また、令和5年度の空家対策特措法及び地方税法の改正により、空き家のある市区町村から管理不全空家等として指導を受け、状況が改善されずに勧告を受けた場合は、特定空家等と同様、管理不全空家等も住宅用地特例が解除される措置が創設されました。

住宅用地特例が適用されていて、この措置に該当する場合は、評価額に変更はありませんが、課税標準額が6分の1または3分の1となる特例が解除されることで、課税標準額が特例前の本来の額となります。

このことから、課税標準額の算出において、筆ごとに条件があり一律に答えづらいところもございますが、勧告の対象となった敷地の土地の税額については、おおむね特例適用の割合に応じて増加となるものと考えています。

なお、この住宅用地特例の解除は、勧告を要件としているものでありますので、管理不全空家等に該当するものとして措置対象となった場合において、直ちに住宅用地特例が解除されるものではありません。

以上でございます。

○8番眞茅弘美議員 分かりました。

あとですね、その管理不全空家や特定空家に限らず、一般の住宅を解体した場合は、固定資産税はどうなりますか。

○鮫島眞一税務課長 家屋を取壊した場合、その家屋の敷地がいわゆる更地となった場合は、その土地の課税地目は通常、宅地から雑種地へと変更になります。

土地の評価方法につきましては、総務省の定めた評価基準に基づき、市街地地域においては、いわゆる路線価方式と呼ばれているものを用い、また、市街地以外の地域においては、いわゆる標準地比準方式と呼ばれているものを用いて評価額を算出しています。

その評価額から、国が定めた負担水準により、課税標準額を求め、固定資産税額を算出することとなります。

土地分の税額につきましては、家屋を取り壊したことによる課税地目変更に伴い、定められた評価方法を用いて評価額を算出します。その評価額や課税標準額については、一般的には減額要因になると考えています。また、取壊し家屋が住宅の場合、住宅敷地の土地の課税標準額を本来の6分の1の額等とする住宅用地特例の適用がなくなることで課税標準額に影響が生じます。

次に、家屋分の税額につきましては、取壊しによる家屋がなくなることで、減額要因となります。このことから、土地分と家屋分の税額の増減による相関関係から、一概に結論づけは難しくなります。

個別事案の課税条件により異なりますが、一般的には市街地地域において築年数の経過した家屋を取り壊した場合は、税額は増える要素が強いと考えています。また、市街地以外の地域においては、税額の増減は小さいと考えます。

以上でございます。

○8番眞茅弘美議員 はい、分かりました。

最後の質問に移ります。

空き家バンクについてですが、本市では、空き家を有効活用しようということで空き家バンク制度がございます。過去3年間の登録件数と契約件数をお願いします。

○日渡輝明企画調整課長 空き家バンクの登録状況でございますが、令和6年2月22日現在の数字で申し上げますと、制度が始まって以降の累計登録数は107件で、56件の契約成立となっております。

おりまして、そのうち市外の方が購入または賃貸された物件は25件となっております。

直近3年間の実績を申し上げますと、令和3年度の登録件数は23件、成約件数が12件、令和4年度の登録件数は28件、成約件数が8件、本年度は登録件数27件、成約件数が15件となっております。制度の認知が進んできており、また不動産事業者との連携によりまして効果が高まっていると評価しているところでございます。

しかしながら、市内には有効活用されていない空き家がまだ多く存在しておりまして、活用可能な空き家そのまま放置されている現状もございまして、施策推進の取組を継続していく必要性を感じているところでございます。

○8番眞茅弘美議員 空き家バンクは全国的にも知名度が高く、自治体主導のため信頼も高いようです。

このようなことで、やっぱり契約件数を多くするには、登録件数をたくさん増やしたほうがいいと思いますので、どのような方法で空き家バンクを広報し、契約に結びつけているか、またどのような手段でやったらたくさんの登録件数となるか、そこら辺をお願いします。

○日渡輝明企画調整課長 周知の手段につきましては、市のホームページへの掲載のほか、空き家バンクの案内につきまして、空き家バンクへの登録の呼びかけと家財等の処分への補助の紹介のチラシを作成しまして、広報まくらぎきに折り込み等のほか、固定資産税納付通知書にチラシを同封し、空き家の管理者に情報が届くように周知を行ってきております。

参考までにホームページの閲覧数を申し上げますと、令和3年度が約6万6,000回、令和4年度が約14万4,000回、本年度は約15万2,000回の閲覧と年々増加してきておりまして、本市空き家バンクの認知が広まってきていると考えられます。

課題への取組としまして、空き家対策と移住・定住施策の適切な組合せにより、条件が適合することで契約が成立することにつながっていくことが期待されますので、さらなる周知を図るため全国版空き家バンクや市のホームページ以外の移住支援サイトへの空き家情報の登録について、検討を進めていきたいと考えております。

○永野慶一郎議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時41分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○6番立石幸徳議員 能登半島地震で被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

七尾市に関しましては、かつて枕崎お魚センターを建設する際、枕崎市議会として、ウォーターフロント事業を参考に行政視察をした、非常にお世話になったところでございます。

一刻も早い復旧を切望いたします。

災害関係の質問は後もお尋ねをさせていただきます。

通告に従い、一般質問をいたします。

我が国の子供の出生数は、一昨年、2022年は80万人割れとなりました。その後も減少傾向は続き、先日発表された昨年、2023年の出生数は、速報値ですが75万8,631人ということで、ますます少子化は深刻な状況となっております。

本市におきましても、一昨年は73人の出生数、昨年は61人となってまいりました。出生数80万人割れを受け、昨年1月、岸田首相は、異次元の少子化対策に取り組むと表明いたしました。

そして、昨年4月から新しく、こども家庭庁がスタートいたしました。本年に入り2月16日、少子化対策の関連法案が閣議決定され、現在、通常国会に法案が出されております。

本年10月からの児童手当の拡充をはじめ、その後、育児休業給付の拡充、大学・短大の授業料減免、保育士の処遇改善など、多くの子育て支援対策が予定されております。

こういった国の子育て支援策、少子化対策を見通し、鹿児島県においては、新年度、令和6年度より県の組織機構を見直しております。

鹿児島県は、これまでの子ども政策担当課を子ども政策局に引き上げ、局内に子ども政策課、子育て支援課、そして子ども福祉課の3つの担当課が新しくスタートするようになっております。

また、本市の近隣市におきましても、新しく新年度よりこども未来課を設置し、こども家庭係と子育て支援係を置く取組も見られます。

これからの子育て支援対策のための枕崎市の組織機構の在り方について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和4年6月の児童福祉法の改正により、母子保健部門と児童福祉部門を一体的に担う機関としてのこども家庭センターについて、令和6年4月の設置に努めることとされました。それを受けて、令和4年度から5年度にかけて新たな施設を取得し、こども家庭センターの設置を目指したところですが、実現しなかったところですが、

施政方針でも申しましたが、当面、母子保健部門は健康センターにおいて健康課健康促進係が、児童福祉部門は本庁において福祉課社会係が担い、連携強化を図りながら、こども・子育て機能を充実・強化し、国の施策に的確に対応することを目的に、令和7年4月の組織再編に向け、組織機構検討委員会で協議していくこととしております。

○6番立石幸徳議員 今、市長が言われた内容については、既に施政方針に書かれているんですね。ただ、ただいま期日について令和7年4月、翌々年度から組織機構を見直すというようなことを初めてお聞きしましたが、なぜ1年遅れることになるのか。

つまり、ここに私、児童福祉法の写しを持ってきておりますが、こども家庭センターは、確かに努力義務になっておりますが、こども家庭センターを設置する意味は、児童福祉法第10条の2になっているんですけど、第10条では、この児童福祉法の市町村が行う業務、さらに第10条の3では地域子育て相談機関の整備、これいずれもこども家庭センターと密接に関わる条項なんですね。

確かにこども家庭センターは努力義務ですけれども、その前後の児童福祉法を読みますと、先ほど市長が言われたように、母子保健部門と児童福祉部門を切り離してやっていくことが、いかにおかしなことか、そう言わざるを得ないんですよ。

その前に、本市において、市長自身が施政方針で、子育て支援を極めて大事にしなければならないという昨年あたりからの施政方針が出ておりますけど、まずこの本市の組織機構に子供という冠のつく担当課がないんですよ。あるいは担当係もない。

近隣市では、子供の健診の際に、受診された子供たちを一斉に顔写真を載せて、広報紙を毎月発行している自治体もございます。何を申し上げたいかという、そういった広報紙を見るだけで、この町は子供を非常に大事にしているんだな、大切にしているんだなということが分かるわけです。

市役所に来て、子供の名前のつく組織がどこにも見当たらない。組織があっても業務はしていると言っても、子供の相談をどこに行けばいいか一目瞭然、全然分からない。そういった事態を市長自身はまずどのように考えますかね。

○前田祝成市長 今、議員からございました子供という冠のつく担当課がないということにつきましては、現状そういうふうになっておまして、今、冒頭申し上げましたように、こども・子育て機能の充実強化というのは、我々としても課題であると思っております。

ただ、実務的にはしっかりと健康センターにおいて母子保健部門、そして、本庁において福祉

のほうで児童福祉部門、これしっかり業務はやっているところでございます。

おっしゃられたように、庁内に入っただけの案内であるとか、そのあたりについては、しっかりと取り組んでいかなければならないと思いますが、そこは、1年間しっかりと準備をして取り組んでいければと思います。

ただ、実態については、これまでも、今後も、しっかりと取り組んでいくということについては変わりありません。

○6番立石幸徳議員 市長が今、実務はしっかりやっていると言われるんですけど、こども家庭センターを本市も取り組もうということで、担当課からいわゆる目的、そういったものの資料が議会にも出されました。そこで一番重要視しなきゃならないのは、ワンストップで対応できる部署、そういったものをつくろうということだったんですよ。

後もってまた言いますが、この児童手当も今の本市の例規集を見ると、児童手当の申請は市民生活課になっているんですよ。例規集で係のその業務を開いてみてください。私は実におかしいと思って、児童手当の申請は市民生活課で受け付けるんかと聞いたら、いや現状は違うんですよと、福祉課で受け付けて、ちゃんと給付も福祉課で給付するようになってますと。その辺から、実務はしっかりやっているといっても、ワンストップで、実際もう子供のことは全て一定の場所に対応できる、そういった取組でないといけないんじゃないかと。

そこで先ほども申し上げました児童手当の拡充、これ10月から例えば所得制限を撤廃、支給対象を高校生年代に引き上げると。あるいは第3子以降は3万円に倍増する。こういった影響はどう見通しを立てているんですか、お尋ねいたします。

○福永賢一福祉課長 児童手当法の改正により、増加する令和6年度の児童手当については、受給者が320人増、支給対象児童が532人増、そして支給金額が4,356万円の増になると見込んでいます。

○6番立石幸徳議員 詳細ないろんな影響は、対象人数あるいは対象額もどんどん実際執行するその日時が迫ってくれば、正確なものが出てくると思うんですけどもね。今聞いただけでも対象数も相当増える、300人以上ですね。当然、業務は増えますよね。

いろいろオンラインでやる、そういうパソコン業務でできばきとやれるところもあるでしょうが、そういう業務が増えていくのがもう予想されるのに、現状のままの組織機構、これもいかなものかと思うんですよ。

だから、市長が令和7年4月のいろんなその組織機構の見直しをとり組むと約束されましたけどもね。こういったものは本当に速やかにいち早く対応し、本市が子育て、そういうものを他市以上に頑張っているんだということもやっぱり大事だと思うんですよ。

そこで、こども家庭センターとも関係する、この虐待の対策について具体的にお尋ねします。

これも施政方針の中では、高齢者の虐待についていろいろ検討しますっていう高齢者虐待については方針で触れているんですよ。高齢者でなくても非常に大事なことです。ただ子供の虐待については何も書かれていないんですよ。この辺も子育て、子供を大事にするといったら、施政方針には子供虐待の件は何も出てこない。

本市の虐待の実情というのを正確に知りたい部分もあるんですけど、まず鹿児島県においては、令和元年度からこれは昨年的一般質問でもちょっと触れたんですけども、数字を申し上げますと、県内の虐待の認定件数ですね。元年度が2,194人、2年度2,355人、3年度2,423人、4年度2,823人、5年度も残り1か月もないんですけども、県に5年度はどんな状況になっているかということで問い合わせましたところ、それは言えませんと。まだしっかり正確な数字が出ないと言えないけど、4年以上には増えてきているようなことになっているんじゃないかと。はっきりは申し上げませんでしたけれどもね。

いずれにしても、県下の虐待の認定件数、子供ですね、ずっと増加してきているわけです。も

う1,000人近く元年からすると増えてきている。

ここで問題にしたいのは、子供の絶対数はどんどん減ってくる。しかし、子供の数に比例して虐待も減らなきゃならないのに、虐待のほうは反比例、逆に増えていっている。この現状というのは、私は尋常じゃないと思いますね。

最近でも、非常に悲惨な虐待事例が全国的には報道されますよ。ああいう記事を見ると、何が一体、日本という国で起きているのか、訳が分からなくなるんですけどね。

まず本市の子供虐待の実情、それから対応の実態、そういうものについて教えていただきたいと思います。

○福永賢一福祉課長 本市における虐待等を含む児童に係る相談件数につきましては、令和3年度は16件、令和4年度は23件、令和5年度は2月末現在までですが43件ということで、やはり質問者がおっしゃるように、本市においても相談件数は増えている状況です。

児童福祉法により、児童虐待を含む保護者の養育を支援する必要が特に必要と認められる児童を発見した者は、福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないとされ、地方公共団体は要保護児童の適切な保護等を行うため要保護児童対策地域協議会を置くように努め、設置した場合は調整担当機関を指定することとされております。

本市は、調整担当機関を福祉事務所と指定しており、要保護児童を把握した場合は、その事例の内容を確認し、必要に応じて児童相談所、警察、保健所、学校などの関係機関や担当者による個別支援会議を開催し、情報の共有や支援の方向性を協議し対応を図っています。

なお、福祉事務所の調整担当者は、乳児健診等を担当する健康センター母子担当保健師と連携を密にしており、虐待が疑われるようなケースはもちろんのこと、養育について気になるケースも随時情報を共有し、協力しながら必要な調査や支援のための関係機関との調整を実施しております。

また、保育所や認定こども園、幼稚園、小中学校を定期的に訪問し、気になる児童等の状況把握に努めているところです。

○6番立石幸徳議員 鹿児島県のほうも、先ほどの組織機構の対応もなんですが、虐待の関係でも児童相談所に専門家である児童福祉士を8名、それから児童心理士を4名、合わせて12名を来年度増員するようになってきているんですね。

こういった専門家の方が、本市においては、いろんな事例、問題発生のときにいち早く対応できるような状況になっているんですか、その点を確認しておきます。

○福永賢一福祉課長 本市の要保護児童対策地域協議会の、いわゆる調整担当者につきましては、保健師であるとか、社会福祉士であるとか、そういった資格を持った者が研修を受けて任務についているところです。

一応、その調整担当につきましては、これまではいろんなほかの業務との兼務等もしておりましたが、今年度につきましては、相談件数等も多いため、ほぼ専任状態で対応しているところでございます。

○6番立石幸徳議員 子ども・子育て、もう本当に重要な最優先の課題だと思うんですけどもね、まだ聞きたいことがありますけれども、ほかの質問もございまして、この関係では当初予算審査でもいろいろお尋ねをさせていただきます。

次に、JR指宿枕崎線の関係ですね。

まず、JR九州から、昨年11月末に鹿児島県あるいはこの指宿枕崎線の沿線の3自治体と、将来の地域公共交通の在り方を議論したいと、そういった申入れがあったわけですね。

その前に、11月の前に、毎年これ9月の下旬に公表される、この公表も昔はなかったんですけど、数年前からJRから線区別の利用状況が公表されるようになりました。

指宿枕崎線については、1キロ当たりの1日平均利用者数、これを輸送密度という形で発表す

るんですが、鹿児島県の関係では、肥薩線の吉松・隼人区間、吉都線の都城・吉松間、指宿枕崎線の指宿～枕崎間、この3路線が500人以下なんですね、輸送密度。

その中でも、この指宿枕崎線が、指宿・枕崎の線区においてですよ、2022年度220人、県下で最低の輸送密度ですよ。赤字額3億3,700万円と報道されております。

そういう9月下旬に発表した最新の実績と、11月末にJR九州から、指宿枕崎線の3自治体と県も含めて話合いをしたいと来て、施政方針を見ると、実に穏やかなといましょうか、勉強会を始めますって書いているんですよ。

私はどうもその実態と、話合いを勉強会と表現して、はっきり言って受ける感じが全然違ってきているので、この話合いの目的は何ですか、まずそれから教えてください。

○日渡輝明企画調整課長 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が令和5年4月28日に公布され、ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充については、令和5年10月1日より施行されているところでございます。

お尋ねの指宿枕崎線に関する九州旅客鉄道株式会社、JR九州と県並びに沿線3市との話合いの目的につきましては、先ほど質問者からもございましたように、昨年11月、JR九州の社長定例会見において、地方ローカル線における将来の地域交通の在り方を議論したいとの意向が示されまして、加えて、まず指宿枕崎線の指宿～枕崎間について地域の皆様と議論させていただきたいとの報告があったところです。

同社の方針としましては、鉄道の存廃の前提を置かず、地域や利用者にとって最適な形での地域公共交通を目指して、未来志向での建設的な議論をしたい意向であると聞いているところであります。地域公共交通活性化再生法に基づく再構築協議会等の設置に向けた法的手続きではないことも併せて示されたところでございます。

同社の意向を受けまして、同社のほか鹿児島県、沿線の指宿市、南九州市、枕崎市が参加して勉強会がこれまで2回開催されております。

この勉強会につきましては、指宿枕崎線の現状等を把握し、将来の地域交通の在り方を議論する場としての会議体や議論する内容等について整理をする事務レベルの会であるという認識を参加者で共有をしているところであります。再構築協議会などの地域公共交通活性化再生法に基づくものではないところでございます。

○6番立石幸徳議員 今説明を聞いて、ますます私自身が感じていることは、どこを捉えればいいのか分からなくなってきているんですよ。と申しますのもね、本年1月6日付ですよ、これ地元南日本新聞にJR九州社長のインタビュー記事が出ていますよ。

そこを私保管しておりますが、JR九州のインタビュー記事の談話の中で、今、指宿枕崎線の3自治体、県も含めて話合いの出口ですよ。話合いをやった結果、結論じゃないですけども、出口をどこにするかということで、コメントが出ているんですよ。

JR九州社長は、再構築協議会という言葉をしっかりと使っているわけですよ。

再構築協議会になるかなど出口は決めていないが、将来の望ましい交通体系を議論できる最初のステップになる。これが1月6日の報道記事ですよ。

つまり申し上げたいのは、再構築協議会ではないと言うけど、再構築協議会も一つの視野に入っていると、読む人はそう捉えますよ。

そういう状況の中で、私は勉強会という言葉は、いかななものかと思えますね、この現実の厳しい中ですよ。そして、実態把握をすると、そういうものはもうこれまでの議会でも何回も議論もありましたよ。

そこで、再構築には先ほど言った昨年10月1日に施行されたその新たな法律で、再構築協議会ではないというものの、社長自身は、再構築協議会ということが報道で出ているじゃないですか。その辺についてはどう認識しているんですか。

○日渡輝明企画調整課長 まず、再構築協議会そのものにつきましても、存続、廃止そのものを前提と置いたものではないという認識をまず持っております。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律において、ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設と拡充により、自治体または鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聞いて国土交通大臣が組織する再構築協議会が創設されているところでございます。

再構築協議会において、鉄道輸送の維持・高度化、バス等への転換のいずれかにより利便性・持続可能性の向上を図るための方策について協議が整ったときは、再構築方針を策定し、再構築方針等に基づいて実施する鉄道事業再構築事業を拡充し、路線の特性に応じて鉄道輸送の高度化を実現する内容となっているところでございます。

今回の勉強会につきましては、JRの呼びかけにより勉強会が始まったものでありまして、先ほども答弁いたしました。現在行われている勉強会につきましては、将来の地域公共交通の在り方を議論する場としての会議体や議論する内容等について整理する事務レベルの会であるところでございます。

○6番立石幸徳議員 私は要望ですけれどね、まずその勉強会というのはやめていただきたいと思えますよ。それは実際にその責任を持たれている、責任を持つ運輸会社のJR九州と実際沿線の自治体が勉強をしましょうというような状況じゃないんじゃないですか。

それはね、私個人の要望ですけれども、実際、この話合いがどういう形で進むのか、あるいはもうテーブルに着くこと自体が、何らかの打開策を検討していくわけですから、そうしないと、ただこうだよ、ああだよってというような勉強の段階じゃないですよ。勉強会なんかというのは誰が言っているんですかね。

例えばですよ、先ほど言った3億3,700万円が一番最新の赤字額、過年度も大体同額の赤字が出ているんですけど、この赤字分を路線維持するためには、どういう形で負担をしましょうかとか、あるいは上下分離で実際その関係自治体で一定の部分は負担をしてくださいますかとか、そういう具体的な話が出てくるんですか、どうなんですか。

○日渡輝明企画調整課長 現在は、将来の地域公共交通の在り方について、議論の申出があったことを踏まえまして、関係者間で現況データ等の共有を図るとともに、指宿～枕崎間について、今後どのような形で議論をして進めていくのかということ、現在、勉強会の中で調整を行っているところでございます。

質問者からありました最新の赤字状況等も踏まえまして、JR九州から負担の申出等を含めまして、そのようなことについては、一切話は伺っていないところでございます。

○6番立石幸徳議員 私もこうして議会の場でもって、その話合いの中身というものをしっかりと承っていないと、もういろんな今後の対応というのが間違った対応をするということになっていくわけにいきませんのでね、きつくお尋ねをしますけどね。

それで、実際には関係のある沿線の3自治体も、県も当然ですけれども、それぞれいろいろ路線維持については温度差があると思うんですね。3市が3市ともこうしようと合意ができるかという、いろいろそれぞれの事情も出てくるんじゃないかと。関係の3市についてはどういう状況になっているか、この点については、枕崎市民にお話しできることっていうのはないんですか。

○日渡輝明企画調整課長 指宿枕崎線輸送強化促進期成会、鹿児島県鉄道整備促進協議会において、指宿枕崎線については、地域や観光客にとって重要な交通手段であり、全区間の安全、安定的運行、将来にわたり維持・存続が図られるよう安心・安全な運行の継続、イベント列車等の運行、ダイヤ編成及び輸送力の強化、鉄道利用環境の整備について要望活動を行っているところでございます。

指宿・枕崎区間の沿線3市につきましては、考え方や求める方向性も一致していると考えており、常に情報共有を図りながら協調して今後の勉強会や協議の場へ臨んでいかなければならないと思っております。

そのためにも、関係者が一体となって、利用促進に向けた様々な取組や指宿枕崎線の利用向上施策を進めていく必要があると考えているところでございます。

○6番立石幸徳議員 最後にこの件で確認をさせていただきますが、今、企画調整課長から出たように、3市では考え方は一致していると。

これは、具体的な中身としては、この今の指宿枕崎線の路線を、鉄道を維持すると、この点で一致していると確認しとってよろしいんですか。

○日渡輝明企画調整課長 先ほど申し上げましたように、指宿枕崎線につきましては、重要な交通手段でありまして、これまでも期成会等を通じて全区間の安全、安定的運行、将来にわたり維持・存続が図られるよう要望活動を行ってきているところでございますので、その考え方については、沿線3市一致していると考えております。

○6番立石幸徳議員 この点もまた当初予算審査で掘り下げるということで保留をさせていただきます。

次の質問通告の災害時の福祉避難所について、このことも、今回の石川県の能登半島地震で非常に論議、スポットを浴びている課題じゃないかと思うんですね。

最初申し上げました、いわゆる本市でもこども家庭センター等のいろんな施設の配備に当たっても、福祉避難所という対応も出されてきておりますのでね。

まず、災害対策基本法による避難所の指定基準ですね。指定基準の一つとして、災害対策基本法では、どういうふうに規定しているかということ、主として高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者、つまり要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について、内閣府令で定める基準に適合するものが福祉避難所であるということになっているんですね。

もうちょっと要約すると、高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする人は、一般の避難所では生活に支障が想定される、そういうことがあるので、福祉避難所というものを規定しているわけです。この福祉避難所についての本市の現状といいたいまいしょうか、実態はまずどのようになっているんですか。

○平田寿一総務課参事 福祉避難所の設置につきましては、平成25年に川辺地区老人福祉施設協議会と締結した協定により、市内にある民間3老人福祉施設を福祉避難所として、必要が生じたときは開設することとしております。

福祉避難所の指定につきましては、先ほど議員から災害対策基本法の項目を述べられましたが、その中の内閣府令の中では3つありまして、1つ目に、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。2つ目に、災害が発生した場合において、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。3つ目に、災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されることとなっております。

○6番立石幸徳議員 今、説明された福祉避難所、この本市における実態といいたいまいしょうか、対応はどういうふうになっているということになりますか。

○平田寿一総務課参事 先ほど述べましたように、協定による福祉避難所の開設を施設に依頼するということにはなりますが、現在、市の施設の中で、そういった福祉避難所として使用できる施設ですが、市民会館と立神センターの一部が該当します。

この2つの施設につきましては、既に第1避難所として指定をしております、一部分だけを

福祉避難所として指定することは、やはり避難をされる市民の皆さんに混乱を招くおそれがあることや、大規模災害時は一般の避難者が多数避難することで福祉避難所の部分まで使用してしまうことも想定されることから、一般の避難所と福祉避難所を重複して指定することは好ましくないと考えておりました、今のところ専用の福祉避難所として指定するのは難しいと考えております。

しかし、災害の状況によっては、協定先の福祉避難所だけでは十分ではないと考えていることから、他の民間施設等との協定が締結できないか、今後検討してまいりたいと考えているところです。

○6番立石幸徳議員 本年1月1日のいわゆる石川県を中心にした地震でも、報道によると、もう1割ちょっとぐらいしか役に立ってないと、この福祉避難所がですね。いろんな問題が出てきているという報道がなされていますよね。

特に福祉避難所におけるケア体制、また福祉避難所ができて、精神障害や知的障害のある人など、特性に応じたケアを担える人がすぐに見つからない。避難はさせても、今度はケアができない。だから、福祉避難所は手段の一つだが、それだけで良いという話ではない。

ケアの体制ということになりますと、本市ではどういうふうなことを考えておられるんですかね、お尋ねをいたします。

○福永賢一福祉課長 現在、一般避難所では、常時2名以上の職員を配置し、避難者の受入れや施設の管理などを行っておりますが、今後、福祉避難所を開設した際も同様に職員を配置する予定としているところです。

質問者がおっしゃられるように、いろんなケースが想定されますので、避難者に対して相談支援業務を行う職員が必要であるということから、社会福祉士や介護福祉士など専門職の資格を持つ職員や、相談対応業務の経験のある職員を中心に配置することを検討しているところです。

なお、協定による福祉避難所では避難場所の提供のみということになりますので、避難に際しては、家族等の同行が必要になってくるのかなと考えるところですが、避難期間が長期になる場合につきましては、避難所において、訪問看護等の介護サービスや、障害福祉サービスなどを利用することも考えられるところでございます。

○6番立石幸徳議員 最後の質問に入りますけど、今のこの災害とも大きく関係するんですが、遠隔自治体との連携、今度の石川県の能登半島地震でも、幾つかの自治体と被災を受けた自治体と全国からいろんな連携の下にそれぞれの被災地に救援・援助、そういったものがなされている。これはかねてのお互いの自治体同士のつながりというものがこんなにもこういう非常時に役に立つのかと言わざるを得ないんですよね。

この遠隔自治体の連携について、最近非常に必要性が高まっていると感じますのでね、本市も今回施政方針の中で、遠隔地にある南あわじ市とのいろんな連携をしようという施政方針が出されています。

そこでもう少しこの点を掘り下げて聞きたいんですけども、これまで自治体同士の連携というと、まず自分の町の周辺地域との、要するに地理的に近い、例えば広域の一部事務組合とか、あるいは逆に非常に遠方にあるけれども、連携というよりも、自治体同士の交流、こういうものを目的にした、いわゆる姉妹都市、本市も稚内市と姉妹都市ということになっているんですけどもね。

近年、この姉妹都市のような親睦的交流ではなく、明確な連携目的を設定して、具体的なテーマの下に、遠方同士の自治体が連携をする、そしてお互いがウィン・ウィンの関係を築く、これが非常に活発になってきている。これはいろんな地方を取り扱う月刊誌等でも出されております。

昨年鹿兒島県内においても、始良市と志布志市が災害協定というものを具体的に締結しております。担当課から私はもう昨年、この能登半島地震の発生前に始良市と志布志市の災害協定の

調査をしていただいたことも教えていただきました。

さっき言った本年石川県の能登半島地震においても、かねてやっぱり連携をしていることが、こういう大事なとき、災害の本当に一大事のときに、自治体同士が応援協定の下にですよ、非常にそのことが、災害地にすれば、すごい力になっていると。

特によくマスコミに出るのが七尾市と名古屋市あたりがもう本当に我が町みたいにして一緒にこういう一大事のさなか、相互補完性という形で取り組んでいるみたいなんです。

本市の施政方針に出ている南あわじ市との取組も、私はもちろんそういうお互いの特産品の地域活性化もさることながら、JA自体がもう4項目の提携の項目の一つに、災害時にお互い援助し合おうという協定を結んでいるんですね。

それはJA同士の話、今回それが枕崎市と南あわじ市との交流ということで、またステージが上がってくれば私は非常にいい展開になるんじゃないかと思うんですよ。

そこでまず、遠隔地の自治体と具体的にこれから連携をしていくということが大事になっている時期に、南あわじ市とのこれからの取組をスタートさせるということですが、この災害協定を含めた遠隔自治体との連携というものを、南あわじ市との取組をする前に、どういうふうな決意なり、どういうことをお考えになっているのか、お尋ねをしておきます。

○日渡輝明企画調整課長 遠隔自治体との連携についてのお尋ねでございますが、令和6年度の取組としまして、本市と南あわじ市との交流につきましては、3月1日の初日本会議の施政方針で市長が述べましたように、JA南さつまとJAあわじ島間で交流協定が結ばれている縁もありまして、お互いの市がそれぞれ新たな価値を創出していくため、まずは特産品を通じた産業振興につなげるための取組をスタートさせることとしておりまして、具体的な内容につきましては、今後両市間の協議の下、実施時期や具体的内容について調整を図っていくこととしております。

質問者からありましたように、遠隔型連携につきましては、防災、観光、産業、教育など多くの期待される分野が挙げられており、自治体間で明確な目的を持って連携を図ることで、地域活性化など課題解決のための取組になると理解をしております。

本市におきましても、遠隔型連携につきましては、効果的な取組等も踏まえまして、まずは可能性について研究を進めてみたいと考えているところでございます。

○6番立石幸徳議員 南あわじ市との遠隔地連携、これも枕崎市民からするとですよ、なぜ南あわじ市なのという、その問いかけというのは当然予想されますよね。さほどなじみのある地域であるとはなかなか思えませんのでね。

その辺を含めた一つの御縁を広げていくということも、私はいろんな各地との連携では大事だと思うんですよ。そういう面で、市長に南あわじ市との連携、そういうことに向けての決意なりを最後にお尋ねしておきます。

○前田祝成市長 南あわじ市との連携ということで御質問ですけれども、まずこの災害協定を遠隔地と結ぶという部分についてはやはり非常に重要なことだと認識してございます。

実は私のほうでも、今出身大学の地方自治体の首長会がございまして、そちらでも、今回の件もありまして、今後、自治体間で災害協定を結んだらどうだというような話も出てきてございます。

南あわじ市に関しましては、今、企画調整課長からありましたように、今年そのような形で取組を一歩前に進めるということになってございますので、その特産品だけではなくて、広く、いろんな可能性を探っていきたいということもございます。

そして、議員からございましたように、そのことを是非、市民の皆様にも広く広報しながら意識を高めていければと思っております。

○永野慶一郎議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時11分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○7番豊留榮子議員 午後のひととき、お疲れのこととは存じますが、しばらくの間よろしくお願いたします。

皆さん、コロナ禍も少し収まりほっとしていましたが、一息つく間もなく、新年早々に石川県能登半島の大地震に愕然としました。犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

あれから2か月になりますが、石川県では、今でも1万1,000人が避難所で生活されていて、まだ行政が把握し切れていない避難者の方が、2月時点で1万人と推定されているようです。また、住宅被害は7万4,000戸以上になるということですが、被災者の方々が一番望んでいるのは地元で暮らし続けることです。

仮設住宅は7,000戸以上の入居希望に対して、3月末までの完成は一千数百戸と見られ、建設の遅れが深刻になっています。避難生活が長引くと、ほかの市町、他府県への流出が増えて、地域そのものが衰退していくおそれがあります。そういうことが起こらないように国が責任を持ち、従来の枠組みにとらわれずに支援を拡充する必要があると思います。

さらに大規模地震等の発生のたびに甚大な被害を受け、その都度、長期間かけて復旧・復興を図るといった繰り返しではなく、いま一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して万全に大規模自然災害などに対する備えを行うために、事前防災対策の重要性が広く今認識をされ、その推進が求められているのではないのでしょうか。

ここで初めの質問に入ります。

最初に、能登半島地震についてですが、本市は現地の支援をどのようにされているのでしょうか、まずお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 能登半島地震につきましては、改めまして被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

お尋ねの被災地支援については、市長会や市独自の取組としての義援金や支援物資の送付は行っておりませんが、被災地の早期の復旧・復興を願い、市役所本庁舎の玄関に募金箱を設置しており、集まった寄附金は日本赤十字社を通して被災地支援に役立てていただくこととしております。また、本市に避難される被災者を支援するための取組として、市営住宅への受入れや被災地からの移動支援、本市での生活支援と教育支援を当初予算でもお願いしているところです。

なお、本市の被災地に対する支援の詳細につきましては、担当課長が答弁いたします。

○平田寿一総務課参事 今回の能登半島地震におきましては、これまでの東日本大震災や熊本地震などにおける災害支援の在り方等を踏まえた上で、国や全国知事会が中心となり、効率的かつ効果的な支援ができるよう全国の各ブロック、あるいは都道府県に対して支援物資の要請や人的支援などの要請を行うこととしております。

支援物資の提供につきましては、今後、鹿児島県に要請がなされた場合、県は迅速な対応ができるよう県内市町村に提供可能な備蓄物資等を照会し、それを取りまとめてリスト化しております。

本市からは、アルファ化米や段ボールベッドなどの提供が可能であることを回答しております。

九州地区各県の人的派遣については、九州知事会に対し、総務省応援派遣室から応援職員の派遣要請があるとのことですが、2月22日現在において、熊本県、佐賀県、福岡県、長崎県、大

分県に対して要請がなされ職員を派遣しています。

なお、今後については、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の順に職員派遣の要請がなされることとなっております。

○7番豊留榮子議員 この支援体制をつくること自体が本当に困難なことだと思うんですけども、毎日のように、一日中、映像をテレビで見ていると、何とも言えない気持ちになりますよね。できることはやっぺいこうということで、ぜひ、本市に対しても職員が足りないところで、また人材派遣もしてくれということなのですから、ぜひその点は考慮してほしいと思います。

次の質問なんですけど、今回の地震を受けて、本市における地震防災対策の現状や、新たに気をつけなければならないこと等、市民にはどのように知らせていくつもりなんですか、お尋ねします。

○平田寿一総務課参事 震度7を記録した能登半島地震では、斜面崩壊などにより、緊急輸送道路など、被害の大きかった地域につながる主要道路が寸断されたため、救助活動や支援物資の輸送が遅れ、孤立する集落が相次ぎました。

陸路での物資輸送等が困難となる中、津波や海底の隆起などで能登半島にある多くの港も使えなくなるなど、半島地域における災害に対するインフラの脆弱性が明らかになったところです。

本市も、東シナ海に面した半島地域に位置していることから、大規模災害等の発生時に孤立する地域がないよう、主要道路等の路線の強化や代替ルートの確保、枕崎漁港における防災・減災対策の強化などの整備を進めていく必要があるところです。

また、この地震では、建物の倒壊が相次ぎ、家屋の下敷きになるなどして、多くの尊い命が失われましたが、その要因の一つとして耐震化の遅れが指摘されています。

このことから、引き続き、市民の皆さんに対し、広報紙などで補助制度の周知を図りながら、特に木造住宅の耐震診断や改修工事の促進など、さらに力を注いでいかなければならないと考えております。

そのほか、今回の能登半島地震においては、避難所の運営の在り方や災害廃棄物の処理など、多くの課題が明らかになってきておりますが、そうした一つ一つの課題の確認を行いながら、本市において同様な地震が発生した場合においても、被害を最小限に食い止められるよう、対応してまいりたいと思います。

○7番豊留榮子議員 とっても大事なことだと思いますので、早急にしてほしいと思うところです。

また、本市における自主防災訓練を定期的に行われている地区があるのでしょうか、これをお聞きしたいと思います。

○平田寿一総務課参事 本市の自主防災組織の結成状況は、74公民館中69公民館が結成しており、率にして98.94%となっております。

ほとんどの公民館で自主防災組織が結成されているところですが、近年ではコロナ禍もあって多くの組織で活動ができていないのではないかと考えております。

しかし、そのような中でも、幾つかの組織では、定期的に避難訓練や図上訓練などの活動を継続しており、また、出前講座等を活用し、防災講話を行うなどして防災意識を高めている組織もあるところです。

○7番豊留榮子議員 その定期的に行われている地域の名前などは公表できないでしょうか。難しいですか。

○平田寿一総務課参事 今、把握しているところで4つの公民館があるのですが、平田潟公民館、木場公民館、亀沢公民館、木原公民館、訓練自体を行っているのは平田潟公民館が今のところ1つなのですが、ほかのところは出前講座等を利用して、総会の後に防災講話を行ったり、また地

域の役員会等があるときに防災講話を行ったりといったことをしております。

○7番豊留榮子議員 防災講話というのは出前講座のことですか。4地域が自主訓練を設定しているということなのですが、この自主防災組織の活動が各地域で行われるように、今言われましたその出前講座のようなことを市民に伝えていくべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○平田寿一総務課参事 自主防災組織の活動につきましては、実動する自主防災組織を目指して、自主訓練をするときには市職員も積極的に出向いて見学をしたり、助言をしたりしています。

継続して訓練等の活動をしている組織では、防災意識も高まり年々グレードアップした活動しておりますが、その中で今年度は、県の事業を活用し、自分たちの手で、自分たちの地域の地区防災計画を作成した組織もありました。

昨年5月に、新型コロナウイルスの感染症分類が5類になり、今年の4月以降に訓練を再開するという組織の話も幾つか聞いておりますが、共助という観点から自主防災組織は、災害時に重要な役割を果たすと考えております。全ての組織で何らかの防災に関する活動が行われるよう、広報紙や出前講座等を活用して、引き続き自主防災組織の活動の重要性を呼びかけていきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 それは、公民館が出前講座をお願いしますって市にお願いすると、その日程を合わせて来てくださるってことなんですか。出前講座の時間はどのくらいかかるんですか。

○平田寿一総務課参事 なかなか地域の方が一堂に集まる機会も少ないということで、総会の後に防災講話の依頼があるときには大体15分から20分で時間をいただいてやっております。また、役員会の後に防災講座をとという話があったときには、大体60分ぐらい時間をいただいて話をしております。

○7番豊留榮子議員 これはとても大事なことですよね。市がそういう体制を取ってくれているってことは、これ皆さんに知らせていかなければいけないと思うんですけども、これこういうことができるんですよっていうのを市から公民館宛てにお知らせみたいなことはできるんでしょうか。

○平田寿一総務課参事 これまでは、市の自治公民館連絡協議会の総会があるときに少し時間をいただいて、こういった出前講座の紹介もしてきたんですけども、今年、また大きな地震もあつたりしましたので、できれば年度初めに文書で公民館長にお知らせをして、どんどん活用していただくようなお願いをしていきたいと考えているところです。

○7番豊留榮子議員 本当に大事な緊急性を持った仕事だと思うのですが、どうかよろしく願いいたします。

次に、介護報酬の改定についてなんですが、政府は来年度の訪問介護報酬改定で、訪問介護事業所に支払われるこの基本報酬の引下げを示していますが、本市はどのように受け止めているのでしょうか、お聞きします。

○福永賢一福祉課長 令和6年度からの介護報酬改定では、全体では1.59%プラスになる一方、訪問介護サービスは事前調査で事業所経営は良好だったとして基本料が減額となります。

介護報酬は審議会の議論を経て国が定めるものでありますので、改定そのものについて本市が見解を述べるべきことではないと思いますが、保険者の立場として言わせてもらえば、介護報酬は事業運営に直接影響があります。したがって、本市には該当となる事業所はありませんが、訪問介護のみ実施する事業者にしてみれば、報酬が下がることで事業運営が成り立っていかなくなり、サービスを必要とする利用者が利用できなくなることが懸念されることです。

○7番豊留榮子議員 本当に厳しい実情だと思うんですね。高齢者の独り暮らしを支えるためには、国の制度を充実させるべきなのに、国は軍事費を約8兆円も増やして、さらに富裕層や大企業優遇の政治を続ける一方で、地方自治体や市民に負担を求めるようなことは、これは本当にや

めるべきだと思うんです。このことはどう思いますか。

○福永賢一福祉課長 介護報酬のことに關して申し上げれば、先ほども申し上げましたように、国が審議会の意見を踏まえて定めるべきものであると思いますので、市でどうのこうのということは、お答えは避けたいと考えております。

また軍事資金に關することにつきましても、また介護報酬とは別の問題かと考えますので、そのように思っているところです。

○7番豊留榮子議員 国の方針に一方向的に従うということではなく、本市もそれなりの覚悟を決めて、みんなの暮らしを守って行ってほしいと思います。

次に、本市における訪問介護事業所の現況など把握されているのでしょうか、お願いいたします。

○福永賢一福祉課長 本市には訪問介護事業所を運営する法人が2か所ございますが、いずれも訪問介護事業だけでなく、多角的な事業展開を行っているため、訪問介護のみ実施する事業者と比べると、今回の介護報酬改定の影響は小さいのではないかと考えているところです。

○7番豊留榮子議員 本市には2か所あるんですね。これは訪問介護事業だけではなくて、ほかの事業も広げながらやっているということなんですね。

全国的に、介護現場の人手不足が今深刻化していると言いますが、体が思うように動けなくなったときには、誰もが頼りにしてきたこの介護保険が助けてくれると保険料も納めてきたかと思えます。このままでは訪問介護は崩壊してしまうでしょう。安心して暮らせるよう本市も手だてをすべきではないでしょうか。この点はどうでしょうか。

○福永賢一福祉課長 本市における事業所の状況を把握した中では、職員の高齢化等により身体介護、特に入浴介助等においてですけれども、困難なケースが増えることや、必要とされる訪問時間帯に複数依頼がある場合、受けられないことも増加することが懸念されるほか、パート職員の求人をしているものの、応募者がいない状況があるようですので、介護報酬改定がこれらのことに少なからず影響を及ぼすことが考えられます。

今後も訪問介護事業所に限らず、各事業所の実施状況を把握しながら、介護サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、保険者機能強化を図っていきたくて考えています。

具体的には、現在、策定作業を進めている第9期介護保険事業計画期間において、訪問サービス機能のある小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員緩和を図るほか、事業所の増も計画する予定としております。

○7番豊留榮子議員 本当に市で動いていただかないと、事業者自体に任せておいたら、みんななくなってしまいますよね。介護士を募集しても応募が来ない。これは、枕崎だけではなくて、もう全国的にそのようになっていますよね。

これでは本当に今まで一生懸命、介護保険料も高いけど納めておこなきゃ、いずれ自分たちがお世話になるんだという気分で、皆さん、保険料も納めてきたと思うんですよね。それが安心して使えなくなってしまうような制度になってはいけないと、本当に私は日頃、私の周りみんな高齢者が多いもんですから、そういうお話を耳にすると涙が出てくるぐらいそうだよねっていうふうになるんですね。

これは私が市に要望しておきますからということで、皆さんの声を聞きながら質問しました。どうかよろしく願いいたします。

次に、補聴器購入助成制度についてお聞きしていきます。

補聴器購入助成制度は全国的にも今広がってきているところですが、本市における難聴者への支援状況はどのようにされているのでしょうか、お聞きいたします。

○福永賢一福祉課長 聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、障害者総合支援法により補聴器購入及び修理にかかる費用の助成を行っております。

令和5年度の実績といたしましては、2月末の時点において、補聴器の購入が8件、修理が3件、助成額の総額57万7,708円となっております。

また、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度の難聴児に対して、県の事業を活用して補聴器の購入費用の一部を助成する事業を平成28年度から開始しております。こちらは、平成28年度に申請が2件ありまして、29年度から令和4年度にかけては申請はありませんでしたが、今年度は1件の申請を受け付けているところです。

○7番豊留榮子議員 補聴器の購入に関してなんですけれども、補聴器が数万円から数十万円かかると聞いております。少々聞こえが悪くても高過ぎてとても買えないという声も聞きます。放っておくと難聴から脳障害を起こして認知症につながり、これがひきこもりにつながっていきます。

難聴を早期発見するためには、本市における定期健診を実施すべきではないかと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○西村祐一健康課長 本市におきましては、国民健康保険被保険者への特定健診及び後期高齢者医療保険被保険者への長寿健診をただいま実施しているところでございます。

特定健診につきましては、メタボリックシンドロームに着目して、生活習慣病の予防を目的とした健診となっております。長寿健診につきましては、生活習慣病の予防、重症化を防ぐこと、また、フレイルを予防することを目的とした健診となっております。

特定健診及び長寿健診の検査項目に聴覚検査を加えること等については、他市の実施状況や有効性など調査・研究していきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 周りの状況も必要ですが、本市の中をよく見ていただきまして、高齢者がどんどん増えておりますので、これが耳の聞こえが悪くなってくると脳障害も起こしてしまうということですので、今聞こえるから補聴器は要らない、数万円も何十万円もするようなものもとても買えない人が本当に多いんですよ。その点を考慮して、こういうことをやっています、だから定期健診もぜひ来てくださいみたいなそういうお知らせっていうのはどのように、広報を通じてでしょうか。

○西村祐一健康課長 特定健診とか長寿健診、そのほかのがん検診につきましては、チラシをA3判で作成いたしまして、保健推進員のほうで配付してお知らせはしております。

○7番豊留榮子議員 分かりました。例えば難聴が疑われたときに、医療機関への受診勧奨ができるように、耳鼻咽喉科との連携の仕組みをつくる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、この点はどうでしょうか。

○西村祐一健康課長 ただいまお尋ねのありました耳鼻咽喉科との連携の仕組みづくりにつきましても、聴覚検査の実施と同様、他市の聴覚検査の実施状況や、聴覚検査の有効性など、あわせて調査研究していきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 これは予定としてはどのようになるんでしょうか。

○西村祐一健康課長 新年度の令和6年度の健診につきましては、健診の委託先との打合せとして予算措置もされておりますので、6年度に実施するというのは難しいかと思えます。また7年度中に様々な調査研究をいたしまして、取り組んでいきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 どうかよろしく願いいたします。

また、18歳以上の難聴者への補聴器購入に対する本市独自の補助制度をつくっていただきたいと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○福永賢一福祉課長 難聴者に対する補聴器購入費の補助につきましては、認知機能の低下の防止に一定の効果があることは理解でき、障害者総合支援法の対象とならない加齢に伴う難聴者に対する補聴器購入費の助成制度については多くはありませんが、各自治体において取り組んでいる事例があることは把握しております。

今後も、国や他の自治体の動向等も踏まえながら、必要性も含め調査研究していきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 現実には、今本市としては18歳以上の難聴者の方にはどのような方に実施できているのか、その点はどうか。

○福永賢一福祉課長 18歳以上の方につきましては、最初の答弁にもありましたとおりに、聴覚障害によって、身体障害者手帳をお持ちの方につきましては制度がございますので、これにつきましては取り組んでいるところでございますが、その他の部分につきましては、全国で156自治体ぐらいが実施をされているとされているところなんですけれども、そういった事例等も調査研究してまいりたいと、実施状況等についても調査研究してまいりたいとされているところでございます。

○7番豊留榮子議員 聞き逃してすみませんでした。ぜひこれも早急に調査をお願いしたいと思います。

次に、もう一つ国に対して、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設、これができるのでしょうか、お願いいたします。

○福永賢一福祉課長 国に対して公的制度の創設を要請してもらいたいということだと思いますが、全国市長会では国に対して、高齢者福祉施策に関し、加齢性難聴者等の軽・中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することを提言しているところですので、全国市長会を通じて要望を行っているという理解いただければと思います。

○7番豊留榮子議員 市長会を通じて要望しているということなんですけれども、それがまたいつになるかっていうのはまだ見通しはついていないのでしょうか。

○福永賢一福祉課長 全国市長会を通じて、全国市長会と国との交渉段階に委ねているという形になっておりますので、いつという部分につきましては答弁できないところでございます。

○7番豊留榮子議員 緊急性があるといえはあるんですけれども、この全国市長会を待っていたら、どんどんどんどん先延ばしになっていってしまうというような気がしないでもありませんね。これ市として、それが決まるまでの間、補助できないのか、補助する気はないのか、これはどうでしょうか、大事な18歳以上の方。

○福永賢一福祉課長 先ほど答弁しました全国で156自治体につきましては、そういった国の制度を待たずに実施されているものだと理解しております。県内でも1市のみではございますが、実施されている自治体もあるようでございます。

本市にとってそれが必要かどうかも含めて、そういった研究を続けてまいりたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 その研究期間を引き延ばしにしないでください。ぜひ早急に実施できるような体制を取っていただきたいと思います。要望しておきます。

次に、自衛官募集に係る情報提供の除外申請についてですが、この自衛官募集に関わる情報提供というのはどういうことなのでしょうか、お聞きいたします。

○平田寿一総務課参事 自衛隊法第97条では、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとなっています。このことから、本市におきましても自衛官募集に関する広報や採用説明会などに対する協力を行っています。

また、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提供を求めることができることとなっていることから、自衛官募集に必要な情報提供をしております。

自衛官募集に係る情報提供とはどういうことかという御質問ですが、毎年、防衛大臣と自衛隊鹿児島地方協力本部長名で、自衛官募集の対象となる18歳と22歳になる者の名簿の提供につい

て依頼があります。この名簿に掲載する情報は、対象者の氏名、生年月日、性別、住所の4つに限定しており、使用の目的についても、自衛官及び自衛官候補生に関する募集に伴う広報に限定しています。

個人情報のため、名簿は目的以外に使用しない、使用後の名簿は市に返納するなど、名簿の厳正な管理等について記載した誓約書を提出させた上で、紙ベースで名簿を提供しているところです。

○7番豊留榮子議員 この自衛官募集に係る18歳、22歳などの名簿の提供については本人の同意を得ることが大事ではないでしょうか。

国が軍事費を大幅に増やして、鹿児島では馬毛島や南西諸島での基地建設が進められています。有事の際に鹿児島が戦場になる危険性が今高まっています。このような状況からも、本人の同意なしで名簿の提供というのはやめるべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

○平田寿一総務課参事 個人情報保護法第69条第1項では、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限しています。自衛官募集に係る情報提供については、自衛隊法施行令第120条に基づき提供しようとするものであり、法令に基づく適正な情報提供であるとの見解が示されているところですが、やはり自分の個人情報を自衛隊に提供することを望まない方は、その名簿から除くべきではないかと考えます。

本市においては、除外申請を受け付けて自衛隊に提供する名簿から除外する対応を行っていませんが、今後はそういった対応を行う考えでおりますので、この除外申請をもって本人の同意の意思確認をしていきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 ぜひそのようにお願いしたいと思いますが、自衛官募集の除外申請というのは今まで市はしていなかった、受けることはなかったということですか。

○平田寿一総務課参事 自衛官募集に係る事務の一部は以前からずっとしてはいましたが、除外申請という手続を今の時点ではやっておりませんので、次回からそういった対応ができるように、要綱等の整備をして対応していきたいと考えております。

○7番豊留榮子議員 自衛官募集に係る情報提供の除外申請の受付期間が決まっているんですか。これを延長することはできないのかと思うんですが、これはどのようにして申請期間が決まるんですか。

○平田寿一総務課参事 除外申請の受付期間を延長することはできないのかという御質問ですが、除外申請の受付期間は、自治体によって異なっておりますが、大体2か月から3か月となっているようです。

この2か月から3か月という期間は、除外申請の受付には十分な期間だと考えておりますが、短いと感じる方は、そういった除外申請についての情報を知る時期が遅いからではないかと考えているところです。

本市においては現在、除外申請を受け付けて自衛隊に提供する名簿から除外するという対応は行っておりませんが、そういった対応を行う際は、制度の内容や申請の受付期間についても、対象者に対して早めにできる限りの周知を行っていききたいと、努めていききたいと考えているところです。

○7番豊留榮子議員 自衛隊に本市の住民基本台帳を基にしたその個人情報を一括提供するというのではなくて、提供する場合は必ず本人の同意を得ること、そして、除外申請制度を設定する際は、周知徹底するというところでよろしいのでしょうか。

○平田寿一総務課参事 除外申請の制度を市のホームページ、あるいは学校を訪問する中でしっかりと説明をして、その中で自分の情報を提供したくない方がいらっしゃったら、申請をしてくださいますので、その時点で自分の個人情報を提供しても構わない人は除外申請をしないとしますし、したくない方は申請をされたいと思いますので、それで確認ができると思っております。

す。

○7番豊留榮子議員 これは18歳の子供、22歳の青年だけの問題じゃなくて、親子関係の問題も出てくるかと思えます。これを周知徹底するには本当に一人一人が自衛隊といたら、防災のためにすごく役に立ってくれている。自分の国を守るのにすごく役に立ってくれていると勉強会に行けばそういうことを教えられると思うんですね、戦争に行くんだよというようなことは絶対言わないと思うんですけども、そういう危機感のある自衛隊という職業に対して、これはもう皆さんにこういうことを周知徹底していただきたい。

除外申請制度を設定する際には、ぜひ皆さんが本当に納得をして申請書を出すということにならないと、これは国の崩壊にもつながっていくんじゃないかなと危機感を感じたりします。ぜひこういう点では、他市町村でももう実際的にいろいろなことをやっている市もありますけれども、本市もどうか本市の行く末を見据えて、この青年たちにそのような対応をされるよう要求しておきます。

私の質問はこれで終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時3分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、橋口洋一議員。

[橋口洋一議員 登壇]

○11番橋口洋一議員 それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思えます。

去る2月29日の南日本新聞の記事で、沿線14自治体による肥薩線利用促進会合が開催された際、鹿児島県の副知事は、地元の覚悟という表現を用いて、鉄道復旧、そして存続への強い思いを表した記事を読みました。

鉄道復旧から始めなければならない肥薩線は、指宿枕崎線よりもさらに困難な状況を抱えておりますが、それでも強い危機感を持ち、前を向いて存続させようと模索しているのが見て取れ、継続の強い意志を感じたところであります。

存続を模索しているのは、指宿枕崎線も同じですが、存続に向けての熱量をそれほど感じられない状況があります。

今の市当局を含む地元の論調は存続となっておりますが、存続することの是非を問うに当たり、今の盛り上がり欠ける状況では、廃止も免れないのではないかと危惧しているところでもあります。存続するのにも困難があり、廃止するのにも困難がある難しい問題と思っております。

そこで、JR指宿枕崎線の指宿・枕崎区間の将来の在り方についてお伺いしたいと思います。

まずは午前中の質疑でも答弁があったかと思えますが、昨年11月のJR九州の社長の定例会見における提案があり、勉強会が行われたところではありますが、その際の将来の在り方について議論された会合がどのようなものであったかお伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 指宿・枕崎区間の将来の在り方ということで議論をされた会合の概要についてでございますが、午前中の答弁と重複いたしますが、お尋ねの指宿枕崎線に関する、JR九州と県並びに沿線3市との話合いの目的については、昨年11月、JR九州の社長定例会見において、地方ローカル線における将来の地域交通の在り方を議論したいという発言がございまして、まず、JR指宿枕崎線の指宿から枕崎までの区間について、地域の皆様と議論させていただきたいという意向により、JR九州の呼びかけで勉強会が2回開催されたところでございます。

施政方針の中でも申し上げましたが、本市としても、今回始まった勉強会については、沿線市

や県と情報を共有し、利用促進を含む路線の活性化に向けて、前向きに取り組む考えを持ってございます。勉強会の内容につきましては、担当課長が答弁いたします。

○日渡輝明企画調整課長 今回御質問いただきました、指宿・枕崎区間の将来の在り方について議論された会合の概要について、午前中の答弁と重複いたしますが、まず、同社の方針としては、鉄道の存廃の前提を置かず、地域や利用者にとって、最適な形での地域公共交通を目指して、未来志向での建設的な議論をしたい意向であると聞いているところであり、地域公共交通活性化再生法に基づく再構築協議会等の設置に向けた法的手続きではないことも示されているところです。

同社の意向を受けまして、同社のほか鹿児島県、沿線の指宿市、南九州市、枕崎市が参加して、勉強会をこれまで2回実施しており、この勉強会は、指宿枕崎線の現状等を把握し、将来の地域公共交通の在り方を議論する場としての会議体や議論する内容等について整理する、事務レベルの会議であるという認識を参加者で共有をしているところでありまして、これからどのような形で議論を進めていくべきかについて、勉強会で内容が整理されていくものと考えているところです。

○11番橋口洋一議員 勉強会が行われたということですが、これまで2回開催されましたということで、今後とも続くかとは思いますが、

その中で一定の目標の期間が考えられるかと思うんですが、ある一定の結論に持っていくに当たって、どれぐらいのスパンで、この議論を進めていこうというような話があったのか。

また、今後のスケジュールをどのように行っていくという話があったのか、そこら辺の説明をお願いします。

○日渡輝明企画調整課長 ただいま行われておりますこの勉強会については、今後どのような形で議論を進めていくべきかということ、まずもって打合せをしている段階でございまして、これから議論する期間、スケジュール等の方針等については、今後の勉強会の中で整理されていく内容であると思っております。

○11番橋口洋一議員 一、二回勉強会があったということだったんですが、1回目の打合せ内容、2回目の打合せ内容は、どのような内容だったんでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 勉強会の内容につきまして、まず、地域公共交通の在り方そのものについて、議論を行ったものではございません。

1回目の勉強会につきましては、他の地域の先行事例として、地域公共交通とまちづくりを一体的に検討した富山市の例が紹介されるなど、先行して議論が行われている地域の会議体の在り方の共有を行ったところでございます。

○11番橋口洋一議員 2回目はどういった感じだったんでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 2回目の議論等については、今後、沿線市における人口動態であるとか、これまでの利用実績等を含めた数値的な情報を持ち寄った中での話合いが行われたところでございます。

○11番橋口洋一議員 分かりました。

また勉強会は続いていくものかと思いますが、これからまだ議論というか、打合せが続くものかと思えます。

当局におきましては、最南端の始発終着駅ということで、観光を盛り上げたい、また、地域の重要な足として確保したいと考えていると午前中の答弁もありましたが、指宿枕崎線があることによって、どれぐらいの経済効果があると見込まれているところでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 存続する場合の経済効果はどの程度であると見込んでいるのかというお尋ねでございしますが、具体的な経済効果については算出をしておらず、数字を持ち合わせておりません。

まず、1月より始まったこの勉強会は、先ほど答弁いたしましたように、鉄道の存廃の前提を

置かず、地域や利用者にとって最適な形での地域公共交通を目指して、未来志向での建設的な議論を行うための準備段階ではございますが、今後、地域公共交通の現状や求められる役割を踏まえ、地域が目指すべき将来像の実現のための課題を整理し、施策を進めていく上で、具体的な経済効果についての数字を持ち合わせておく必要性も認識しております。

J R指宿枕崎線については、J R本土最南端の始発終着駅である枕崎駅、J R最南端の西大山駅など、日本で唯一と呼べる駅を有しており、南薩地域にとって貴重な観光資源であると考えております。

また、路線名に枕崎の名称が入っていることで、鹿児島県内はもとより、鹿児島を訪れる方や、観光を計画する多くの方々が、枕崎の文字や音声を見る、聞く機会は相当なものであると考えております。

参考までに、民間団体が算出した、現状で算出可能な指宿枕崎線におけるテレビ媒体のみで算出した広告効果については、令和2年から令和4年の3年間の合計になりますが、2億3,000万円の広告効果があり、年平均にすると7,700万円の数値がまとめられております。

その他のラジオや雑誌・新聞媒体、ネット、特にユーチューブなどのSNSによる算出が可能であれば、指宿枕崎線の宣伝効果はさらに大きなものになると考えられます。

○11番橋口洋一議員 なかなか当局で数字は持ち合わせていないということでしたが、テレビ媒体の広告宣伝効果は非常に大きいということを知り、これは守らなければならない施設であるのではないかと思ったところではあります。

逆に、廃止になったと考える場合の経済的損失として考えた場合に、どのようなことが想定されると当局では考えておられますか。

○日渡輝明企画調整課長 仮に廃止になった場合の経済的損失についてのお尋ねでございますが、具体的な数値での算定そのものが難しく行っておりませんが、先ほども申しましたように、課題として整理していく必要があることを認識しております。

J R指宿枕崎線については、高校生の通学手段として大変重要な公共交通機関であると同時に、先ほど申し上げましたように、南薩地域にとって貴重な観光資源であるとも考えておりますので、観光への影響は推しはかることが難しく、また通勤、通学手段の選択としても影響が及んでしまうことが想定されますので、人材育成、ひいては産業界の人材確保への大きな課題の一つになると考えられます。

これまでJ R九州、鹿児島県、沿線自治体、関係団体等による関係者が一体となって、利用促進に向けた様々な取組が実施されているところでありますが、今後とも効果につなげるための新たな施策も検討しながら、取組を前に進めていきたいと考えているところです。

このようなことも踏まえながら、J R指宿枕崎線を含む地域公共交通に関する意義を、多面的な面から研究をしていく必要があると考えております。

○11番橋口洋一議員 この質問をするとしたときから、ここで具体的な数字とかは出てこないだろうなとは思ったんですが、それを踏まえたところで、いろいろ考えておかないといけない状況ですよと言いたかった面でもあります。

廃止するとなったら、経済効果ももちろんですが、固定資産税が入ってこなかったり、代替交通を設置しなければならなかったり、いろいろな問題が出てくると思います。

そういったことで、どこまで許容できるかなど、存続するにしても、廃止するにしても問題は山ほどあると思われまます。

そのようなことは、あらかじめ考えておかなければならない、既に市当局におかれましては、ある程度考えられているところもあるかとは思いますが。

次の質問に入りますが、具体的な金額を示すことは現実的でないにしても、市民においても、この問題を考えるに当たり、様々なパターン等を示したところで、場合分けをして、いろいろな

ことを知らせていただくことは必要なことと考えております。

先日まで記載がありました、「下水道のこれから」の記事は過去、現状、そして将来と分かりやすく書かれており、下水道事業を理解するのに大いに役立ちました。

指宿枕崎線は、ほかの交通機関のありようとともに語るべきものなのかもしれませんが、今後、広報紙等で話題にする場合は、同様に両論併記で記載していただくことが、指宿枕崎線のありようについて、市民と一緒に考えて考えるに当たり、漠然とした懸念を持っている市民にとって考える材料になるのではないかと思います。

そこで、市の広報紙等で、指宿・枕崎区間の広報をする際に、メリット、デメリット、そういったものを併記したところで、市民が考える材料という形で提供していただけないかという質問でございます。

○日渡輝明企画調整課長 公共交通計画の目標を達成する施策の、方向性1、利用意識の醸成・利用喚起の施策に、社会基盤としての公共交通に対する意識の醸成、モビリティ・マネジメントの推進を掲げております。

この施策の中で、広報紙を活用して、公共交通の現状や問題点、必要性・重要性などについて、継続的な情報発信を実施することとしており、また、公共交通の利用を促す情報提供や働きかけを行い、公共交通を移動手段の選択肢として認識していただき、利用につながる取組を推進することとしております。

庁内におきましても情報を共有し、施策の関連性などについての意見交換を行うことにより、利用者にとって使いやすい地域公共交通の実現に向けた取組が進められると考えております。

質問者からありました、市民への情報提供については、枕崎市地域公共交通活性化協議会での協議内容等も踏まえまして、適切に周知が図れるよう努めていきたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 情報提供については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

状況判断するための的確な情報があつてこそ判断になると思ひますのでよろしくお願ひします。次の質問に移ります。

市当局としては、これまでも、公共交通の維持を前提に市民に積極的な利活用を求めていると認識しております。利活用を求める市当局としましては、市職員の出張時等に指宿・枕崎区間、バスも含め、当該公共交通機関の利用は図られているところでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 JR指宿枕崎線につきましては、南薩地区総合開発期成会要望活動の際や、JR指宿枕崎線に関する利用促進に関する検討会などの際に利用をしております。鹿児島県、沿線市の交通施策担当部局における共通認識は図られていると考えております。

一方で、庁内における公務出張等の際の利用状況につきましては、そのほとんどが公用車によるものとなっております。

ダイヤが通勤、通学生を対象に編成されている関係もあり、また、バス等についても同様の状況でありまして、公務出張等の際での公共交通機関の利用につながっていないところではあります。日常的な利用促進、観光での利用促進につながるよう、喚起に努めているところでございます。

○11番橋口洋一議員 現実的に公務で積極的な活用が難しいというところは、一般の市民も考えるところと同じかと思ひます。

それを同じように、市で言っている、この問題はなかなか進まないのではないかと思つたところが正直なところです。

使いづらい、本数も少ないですし、時間もかかります、料金も高い。正直言って、公共交通機関を使って公務出張をするのは非常に難しい問題かと思ひます。

そこを、市が旗を振っているわけですので、そこは何かしらの方策等を考えていただいて、前向きに進んでいかないと、この問題はよくなる方向には進んでいかないんじゃないかなと考えて

おります。

冒頭でお話をしました会合において、話されたところがあります。

その新聞記事を紹介しますと、まず、肥薩線利用促進会合において話されたことに、沿線住民の利用促進に絡み、駅周辺のバスや乗合タクシーなど二次交通の充実や、自治体職員の公務での積極的な活用といった具体例を示したと。

その会合では、地域住民が肥薩線に対し、マイレール意識が低いと指摘。肥薩線を利用することが地域貢献につながるという、そういう意識づけが必要だとの認識で一致したという内容でございました。

まさに本市においても、同じ考え方を持って取り組んでいかないといけないかというところを、私は今回、質問してよかったなと心を強くした記事でございました。

そういったところで、市当局についても、通常の業務で利用するというか、研修、会議、そういったものだけのときに、どうにか利用ができないかとか、そういったところから始めたところの取組は考えられるところかと思えます。

初めの一步を少しでも進んでいただいて、そして、使いづらさ、どうしたらいいかという、そういったところも身を感じていただいて、利用促進につなげていただきたいと考えているところでもあります。

それを踏まえまして、職員に対し、指宿・枕崎区間に乗りなさいという、そういう命令ができるものではないとは思っております。

しかし、公共交通機関の路線維持存続を考える市当局であれば、さきの新聞にもありました、マイレールの意識を醸成することは必要なことと考えております。

そこで、次の質問で、路線の活性化の旗を振る市当局であります。市役所内では公共交通機関を利活用しようという、そういった雰囲気醸成を図る取組は行われているのでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 指宿枕崎線を持続可能な線区とするための活用策を検討、実行することにより、多くの方々に選ばれる交通手段となることを目的としまして、鹿児島県、国土交通省九州運輸局、JR九州、沿線市の指宿市、南九州市、枕崎市による指宿枕崎線活用に関する検討会が開催されておりまして、線区の実態に関する情報共有や、活用策の検討及び実施に向けた協議を行っておりまして、多くの皆様方に御参加いただいているところです。

指宿枕崎線全線開業60周年となった令和5年度につきましては、南湊館において、県の地域推進振興事業を活用した果ての鉄道展を開催しております。

これまでの鉄道の歴史を振り返るとともに、現在、未来の公共交通の在り方について、特に考える機会となったすばらしい企画・展覧会であり、このような機会を通して、情報の共有と機運の醸成につながっているものと考えております。

また、指宿駅前における「いぶすきバル」の開催、西颯娃駅の駅舎等を活用したイベント等の開催、未就学児や児童生徒、高齢者等の団体利用への支援、謎解きイベントの開催など、線区活用事業が実施されております。

さらには、2023年の肥薩線開業120周年と、吉都線開業110周年及び指宿枕崎線全線開業60周年を記念して、キハ40形1両を国鉄復刻カラーで、3月18日から運行が開始されることも発表されております。

このような取組につきましては、職員への情報提供やイベントへの参加について要請を行っているところであり、職員には多方面で協力を得ておりますが、路線活性化のための庁内における意識の共有や公共交通機関の利用についての取組は、職員が同じ方向性の下、進めていく必要があると考えております。

関係各課における施策推進の中で、引き続き機運の醸成が図られるような体制づくりと取組の推進について、議論を深めていきたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 なかなか難しそうですね。市当局がなかなか積極的になれないところ、その組織が利活用というところに前向きにならない状況がよく分かったような気がします。

私は、鹿児島市内に宿泊を伴うような会合があったときには、極力、バスもしくは指宿枕崎線を使って、時間をかけて、お金もかけていくようにしています。

そういった行くという意識がないと、なかなかそっちに向かないのは現実だと思います。

そういった職員の方々にも、指宿枕崎線もしくは路線バスを使って行ってみようやと、そういったことを庁内の中でも話になるように、積極的に情報提供も含めたところで進めていただきたいと思います。

公共交通の関係は以上でございます。

児童生徒の学びの場の確保を願って、次の質問に移らせていただきたいと思います。

最近の一般質問においても、不登校児童生徒に対する質問が度々行われるようになり、過去の一般質問においても、本市小中学校において、不登校児童はここ数年20名を超える児童生徒がいるという答弁があったと記憶しております。

不登校は、子供たちの学びの場を確保するに当たり、大きな問題点になっていることは、市当局も議会も共通していると思います。

子供の成長に待ったはない、学校に行きづらいと思っている子供たちが一歩でも外に出ようと考え、行ってみようとする場所をつくるのが、子供たちの希望や自信につながるということは、これは前回9月の議会において、眞茅議員が述べられていたところです。私もそのように考えます。

その質疑の中でありました教育支援センターは、設置に向けて動き出していると承知しております。多様な学びの場の確保という点で大変喜ばしいことと考えております。

そこで、まず初めに、今後設置を検討されている、教育支援センターの体制、そして役割について、どのようになる見込みであるのかを伺います。

○森健一郎学校教育課長 現在、設置を検討している教育支援センターは、心理的、情緒的その他の要因により、在籍している学校に登校しない、あるいは登校したくてもできない児童生徒を対象に、一人一人に合わせた個別指導や相談等を行うなどの支援を通して、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指して学校に復帰することを目的としております。

運営体制としては、教員免許を有する者1人を指導員として配置し、各学校と連携を図りながら、通級する児童生徒の個に応じた学習、体験活動を行います。

開所日は、原則、学校の登校日と合わせる方向で検討しており、教育支援センターで児童生徒が活動を行った日は出席扱いとします。

開設日は、新年度当初に学校に対して、教育支援センターについての研修会を行い、学校を通して保護者、児童生徒に周知を行い、4月末の開設を予定しております。

開設場所は、枕崎市立図書館3階に設置する予定です。

また、児童生徒や保護者からの相談は、指導員を窓口として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門職へつなぐとともに、市役所の関係課や関係機関と連携した相談体制を構築してまいります。

○11番橋口洋一議員 私も先日、教育支援センターの会計年度任用職員募集ということで、教職員の経験のある方で1名と見たところでもあります。

そういった経験のある方がいらっしゃるところで、運営されることになるかと思うんですが、それまで不登校の児童等とも接触がなかったかと思われる方々に、そういった大事な役目を任せるのは大変なことじゃないかなと思うところもあります。

実際にそういった運営で始まるということですが、教育支援センター自体は、公の機関ということで、学校と連携して、その場所にやってくれば出席扱いにしますよというものだったかとい

う話を今伺いましたところです。

一方、多彩な学びの場というところでフリースクールもあります。枕崎にも1件登録があり、近隣では南九州市の知覧にもあると聞いております。そういったところに対して、市当局はどのように認識されていて、どのように対応されているかをお伺いいたします。

○森健一郎学校教育課長 フリースクールは、不登校の子供に対して学習活動、教育相談、体験活動を行っている民間の施設であり、規模や活動内容は、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されていると認識しております。

現在、本市において、フリースクールに通所している児童生徒の報告は受けておりませんが、フリースクール等の民間施設との連携強化は、不登校児童生徒の支援を進める上で、今後推進していく必要があると考えております。

○11番橋口洋一議員 考えていけないといけないというのは、非常によろしい方向だなと思ったところです。

先ほど申し上げました南九州市知覧町にも運営されていますフリースクールは、オンラインによる学びの場が提供されており、登校する必要はないと聞いております。

よく最近耳にすることのあるオルタナティブスクール、代わりの学校という立場で、学校教育法の1条に定められた学校ではありませんが、現在は中学校における課程をオンラインで学ぶシステムになっていると聞いております。

平成28年に教育機会確保法が公布されて、文部科学省の令和2年の通知で、ICTを使った自宅学習も出席認定できるとなっており、出席認定は学校長の承諾が必要かとは思いますが、当該フリースクールも、南九州市においては、必要な課程を踏まえていれば出席認定してもらえると聞きます。

以前、本市の生徒も在籍していたと聞いておりますが、現在は該当者がいないということから、枕崎市には具体的なそういったフリースクールに対する話は持ち上がっていないところかとは思いますが。ここは当然ながら、民間施設であるために料金がかかることから、不登校である生徒の負担感がある中で、金銭的に通わせることのできないそういったケースも考えられるところです。

フリースクールは、現実的に多彩な学びの場として選択されているものでもあるということは、市当局としても御認識いただきたいと思います。

それを踏まえたところで、次の質問になります。

学校と異なる学びの場所、教育支援センターはできます。そのほかフリースクールといった場所に通うとした場合に、どのような問題が想定されると考えているところでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 学校以外の学びの場としては、今回設置を予定している教育支援センターやフリースクール等の民間施設が考えられます。

教育支援センターは、教育委員会が設置するものであり、指導にかかる費用は無料になり、児童生徒が相談・指導を受けた場合は、保護者と学校、教育委員会で十分な連携を図り出席扱いとします。

一方、フリースクール等の民間施設は、民間の自主性や主体性の下に設置・運営されているものであり、費用は民間団体、施設によって異なり、授業料等は自己負担となります。出席した場合は、一定の条件を満たせば出席扱いとすることができます。

そのため、フリースクール等を利用する際は、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれており、両者が民間施設等での学習の状況などを共有しているか、相談や指導、助言を行うスタッフは、教育や不登校支援に関する知識、経験を持っているか、授業料等が明確で、保護者等に情報提供されているかなどを事前に確認する必要があると考えております。

○11番橋口洋一議員 教育支援センター、またフリースクール、どちらも同じかもしれませんが、その場所に基本的には行くという負担もあるかと思えます。

なかなかそういう場に行きづらい子供たちがそこに行って、学習の支援となっておりますが、会計年度任用職員の指導員の方がおられたとしても、次に進んでいかないというイメージがあるところです。

教育支援センターは、私の認識があまりよくないのかもしれませんが、保健室登校になっている子供たちが行くような、また別な場所というイメージを持ってしまったのですが、違うところでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 保健室登校については、何かしらの理由で教室に入りづらい、そういった子供たちの一時避難的な場所になっております。

教育支援センターについても、フリースクールについても、どちらも不登校の児童生徒を対象にしたものとなっています。

○11番橋口洋一議員 今の話で、一時避難的というところで話がありました。そこはもう了解いたしました。そこで、将来に向けていろいろ考えられる体制が取ればいいと思います。

そういうところに行くことによって、本人の気持ちが変わるとするのはなかなか難しいところもあるのかなとも思ったところです。

一方、不登校の児童生徒を積極的に受け入れるフリースクールにおいては、教育支援センターにおいてははかれない目的意識を持った子供たちの受入れ、指導がなされるということは想像に難くないところでもあります。

そういったところで、教育機会確保法の制定時には、経済的支援の在り方について検討し、必要な財政上の措置を講ずるとされていたところかと思えます。これは国の施策となりますので、多大な時間を要するものと考えられます。

そこで、現在、学校へ行くことに困難を抱えている児童生徒が抱える問題の除去は、給食費の無料化とか、全部にくまなくというものとは異なり、どのようにすれば教育が受けられるのかという、教育の機会を逃さないための重要な施策であるとも考えているところです。

学校に行きたくても行けない児童生徒が、学校と異なる学びの場を選択し、動くという決断を支えるため、教育支援センター設置と並行して、フリースクール等の多様な学習活動に対する負担軽減のための経済的支援、これを市が先行して実施することはできないのでしょうか。

○森健一郎学校教育課長 フリースクールは、多様な学びの場の一つとして、今後連携を進める必要があると考えておりますが、経済的支援に関しては、現在、枕崎市にフリースクールが開設されていないこと、新年度に教育支援センターが開設されることで、不登校児童生徒が公的機関で指導の機会が得られることから、市としてフリースクール等への経済的支援は検討していないところです。

○11番橋口洋一議員 現代の様々な生き方、学び方というものがあると思います。

教育指導センターと並んで、市当局が該当する家庭に金銭的な支援を行うことで、フリースクール等を選択せざるを得ない児童生徒がいるかもしれません。そういった児童生徒が、経済的な問題で二の足を踏むことのないよう、配慮をしていただきたいと要望としてお伝えさせていただきたいと思えます。

続きまして、ふるさと納税についてです。

ふるさと納税については、施政方針演説におきまして、本年度のふるさと納税の状況が述べられておりましたが、ふるさと納税返礼品協力事業者はコロナ禍を越え、燃油補助等を受け、そういった物価高に翻弄されながら必死の思いで商品を生産したものの、アフターコロナというこの時期になりましても、なかなか元のように販売が上向かないという状況で、商品は在庫となってしまうと、そういったもののよい売り先がないかという、そういうものを探しているという状況をよく耳にします。

そこで次の質問ですが、返礼品協力事業者が丹精を込めて生産した品を手にとってもらえる、

貴重な場としてのふるさと納税サイトの充実をどのように図るかということをお尋ねします。

○日渡輝明企画調整課長 ふるさと納税返礼事業については、施政方針で市長が述べましたように、新年度は企画調整課にふるさと納税業務を担当する係を新たに設置しまして、返礼品協力事業者と協力事業者が組織する連絡協議会の協力をいただきながら、新たな推進体制の下、事業の拡大強化に努めていくこととしております。

そのためには、これまでも申し上げてきておりますように、返礼品協力事業者の御協力をいただきながら、新たな返礼品の開発や事業拡大に努めていく必要があるところです。

市においては、事業者の持つ可能性を引き出していく役割も求められると考えておりますので、4月からの新たな体制の中で取組を前進させていきたいと考えております。

2月27日、28日には、ポータルサイト運営事業者による返礼品協力事業者への説明会も開催されまして、今週7日、8日では、中間管理業務を委託している事業者主催による、新たな返礼品等を含む商品の写真撮影会が実施されることとなっております。

中間管理事業者による返礼品の見せ方や、最新のトレンドを踏まえましてノウハウを発揮していただく場となると考えておりまして、事業者への事業拡大に向けたアドバイスも行われるものと思っております。

令和5年度については、中間管理事業者の選定や変更により、新たな環境や仕組みの中で、ふるさと納税返礼事業への一体的な取組が進められなかったこともあり、事業拡大につながる事ができなかったことは、改善すべき課題として整理をしております。

新年度につきましましては、寄附額16億円を目標として設定いたしました。令和5年度の実績を基に、新たに設置する係の充実を図ることで、目標を達成する考えであります。

新年度は、返礼品協力事業者全体で、事業拡大につながるような施策が展開できるよう、関係課とも連携しながら、事業者へのサポート体制を整えるとともに、中間管理事業者の持つノウハウを引き出しながら事業者へ還元されるよう、新たな体制の下、役割を果たしていきたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 専任の係の新設、そして、事業者の会との連携を密にするというところは、市長の施政方針演説にもありましたとおりで、非常に喜ばしいことかと思っております。私からも返礼品事業者との会と連携を密にしてと何度となく申し上げているところではあります。

企画提案は、それをなりわいとする方の力を借りなければ、なかなか魅力ある提案を行うことはできないと思っております。今の大手ポータルサイト任せで、十分協力者の声を吸い上げられるのか、よくよく御検討の上で、魅力的な返礼品を数多く開発し、本市産業のポテンシャルを生かした、ふるさと納税事業となるようにしていただきたいと思っております。

今年度の寄附状況を見るに、寄附者は、返礼品の価値が3割にどれだけ近いか固執しているものではなく、魅力的な返礼品があるかどうかを見ていることが分かったところかと思っております。

どうか、魅力的な返礼品の市場を生産者の方々に与えてください。中間管理業者の力を借りて、そして、新たな担当係の力を加えて、競争力を伸ばしてあげてください。

毎回同じようなことばかり申し上げて、申し訳ないとは思っているんですが、ふるさと納税は、今後の市の産業振興として市政発展のポイントになるものと考えているところでもあります。

難題ばかり抱えている市当局ではありますが、指宿枕崎線のくだりでも申し上げましたが、旗振る人の熱さに人は引きつけられるものです。

熱い思いを乗せて、返礼事業者を鼓舞し、提案し、ふるさと納税サイトの充実にご尽力いただけますようお願いしているところであります。

これで私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、橋口洋一議員の一般質問を終わります。

午後3時2分 休憩

午後3時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平田るり子議員。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 地域政党薩摩黒潮会、平田るり子です。

本日最後の質問者となりました。もうしばらくお付き合いのほど、よろしくお願いたします。能登半島地震の被害に遭われ、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、皆様の一日も早い御再建を願っております。

また、人命救助や被害者の生活支援活動、災害に対し御尽力くださいました自衛隊及び関係各者の方々に敬服いたします。

国を守り、国民を守ってくださればこそ、毎日の安心安全があることが当たり前ではないということを強く感じました。

また、同じように、これまで幾度もの災害を経験し、幾つかの課題はあるものの、災害復旧の迅速さ、的確さを今回は特に感じました。これまでの経験と意識の高さから来るものと思います。

しかし、武力攻撃に関してはどうでしょう。他国が侵攻してきた場合、自衛隊は来ないと考えなくてはなりません。そのときは、自分たちでの復興が必要となります。本市の広報紙でも武力攻撃などの発生に備えと啓発していることにお気づきでしょうか。本土の最南端にありながら、危機感が聞こえてこないことに驚きます。

ロシアが北海道は自国の領土だと言い、中国は尖閣諸島を、韓国は竹島を自国の領土だと主張し、先月2月22日は、島根県条例で定められた竹島の日でした。昭和28年から昭和40年にかけて、日本の領土である竹島において、日本の漁師3,911人が韓国によって拿捕、抑留され8人の日本人の命が奪われました。戦後の朝鮮半島では、日本の女性が口にできないほどの屈辱を受け、殺害された数多くの歴史があります。日本への反日行為はいまだに止まりません。

多くの先人の方々は、経験に学ばず、歴史に学べと言いますが、今の日本人は、今されたことすら忘れてしまう愛国心のない国民になってしまいました。

今、韓国が日本にすり寄ってきているのは、北朝鮮が韓国に侵攻することが目の前に迫っているからです。抑止力として、日本海にはアメリカの艦隊、そして4月には原子力空母や護衛艦が配備されるようになっていくようです。これがまさに抑止力です。核兵器を持っていても、使うことはせずに治めることができるんです。世界が動乱の今、日本が平和的に自国を守る手段は、本当は何かをしっかりと考えるべきです。

今、イギリスでも抑止力の議論となっています。日本でも、離島の国民避難訓練はもう早い時点から始まっており、島民の本土受入れ要請も出されています。東京都、沖縄県が、中国や北朝鮮からの核ミサイルを想定し、国にシェルター要請をしています。これがマスコミが伝えない日本の状況です。

それでは質問に入らせていただきます。

今回の年明け早々発生した能登半島地震を見ても、何が起こるか分からない世の中です。こうした中、最南端に位置する枕崎の災害対策についてお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 国においては、東日本大震災の発生などを踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国造りを推進するため、平成26年6月に国土強靱化基本計画を、また、県においても、平成28年3月に鹿児島県地域強靱化計画を策定しております。

本市におきましては、これまでの防災・減災対策に関する取組を念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を、国の基本計画や県の地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携の下、総合的、計画的に推進するため、令和2年3月に枕崎市強靱化地域計画

を策定しております。

この枕崎市強靱化地域計画は、本市における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものであり、大規模な自然災害が起こっても、人命の保護が最大限図られること、市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること、迅速な復旧復興が図られること、この4つを基本目標として定め、本市における強さ、そしてしなやかさを持った安心・安全な地域社会経済の構築に向けた地域強靱化を推進しているところです。

なお、災害対策に係る具体的な取組につきましては、担当参事に答弁させます。

○平田寿一総務課参事 本市におきましては、ただいま市長が申しました枕崎市強靱化地域計画を基に、大規模な自然災害が起きても被害が最小限に食い止められるよう、道路の整備、河川の改修、土砂災害対策、都市公園の整備、農地浸食防止対策、治山事業の推進、浸水対策などの事業を、優先順位を定めて計画的に推進しております。

また、ソフト面での対策では、危険な場所から安全な場所へ移動する、すなわち避難を促すことを大きな柱として取り組んでおります。

このことから、災害関連情報等を確実に伝達するため、令和6年度までを予定している防災行政無線戸別受信機設置補助制度を活用した戸別受信機の設置を引き続き推進するとともに、防災行政無線の放送内容を自動配信する登録制メールの一層の普及に取り組むほか、情報伝達手段の多重化という観点から、SNSや防災アプリ等を活用した新たな情報伝達手段の導入についても検討しております。

また、市総合防災訓練の実施をはじめ、防災マップの戸別配付や、自主防災組織の結成・育成、防災に関する出前講座の実施、各家庭における備蓄の推進などの取組を行っているところです。

○10番平田るり子議員 引き続き災害対策についてお伺いいたします。

これまでも災害対策については、多くの質問がありましたが、ここでは、飲料水について2つほどお尋ねいたします。

これまでに日本が見舞われた最大級の地震を想定した場合、まず、地震直後の飲み水の確保についてお伺いいたします。

地震から、応急給水の支援は何日目ぐらいに入るようになっていきますでしょうか。

○上園秀人水道課長 水道施設の災害対策としましては、地震や風水害等の自然現象及び水質事故、管路事故などの施設事故等による断水などを想定しているところですが、それぞれの災害等に対応できるように危機管理マニュアルを策定して対応することとなります。

具体的には、職員で対応できない災害等が起きた場合は、枕崎市水道工事業協会と災害時における水道の応急活動に関する協定を平成22年に締結しておりますので、被害箇所の調査報告、応急給水、応急復旧を要請に基づき実施することとしているところです。

さらに、資材不足や人手不足など緊急な応援が必要な大規模な災害時には、初動時対応の迅速性が要求されることから、日本水道協会鹿児島県支部を通じて応援要請を行えば、日本水道協会の会員水道事業体による自主的な相互応援により、状況に応じた支援をしていただけるようになっていくところがございます。

お尋ねの応急給水の支援者は、何日目に給水支援に入るかにつきましては、災害の種類や規模にもよるものとなりますけれども、本市での事例で申しますと、平成5年9月3日の台風第13号による暴風雨で金山浄水場と深浦水源の2か所が冠水して、使用不能となり、同日夜から7日までに、最大約9,500戸が断水となり、給水支援をしていただいております。

その際は、発災当日の応援要請に対し、県内各市の水道事業体や自衛隊の給水車など28台に職員を配置して、翌日から随時支援をしていただいたケースがあるところです。

○10番平田るり子議員 大体何日目ってというのはもう分からないところですかね。

○上園秀人水道課長 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、要請に対し、随時入ってきていただけるものと認識しているところでございます。

○10番平田るり子議員 それでは次に、要するにこの先ほどの質問では何日目に入るかというのは想定できないということで、飲み水の給水支援が来るまでの確保についてお伺いいたします。

どれぐらいの目安の飲み水を確保していたらよいかという質問なんですけどよろしいですか。

○上園秀人水道課長 厚生労働省の水道の耐震化計画等策定指針においては、飲み水の確保について、発災から3日までは、1人1日当たり3リットルを設定しているところです。平常時における家庭の飲料水の備蓄につきましても、最低3日分9リットルとなりますけれども、常温で3日間、冷蔵庫では10日間の保存ということで推奨がされているところでございます。

○10番平田るり子議員 次に、破損した太陽光パネルの処置についてお伺いいたします。

太陽光パネルは、家の屋根に設置しているものと、地上のメガソーラーとありますが、どちらも地震直後の破損したパネルは放電し続け、発火した場合、水をかけると危険であり、対処が困難であると言われております。また、環境に優しいとされている太陽光発電ですが、発電時にこそ二酸化炭素は排出されないものの、製造時には大量の二酸化炭素が排出されるといわれています。

本市では、太陽光発電、蓄電池の導入を勧め、分散型電源強化学業に取り組んでいるのですが、市は再生エネルギー電力をきちんと理解した上で、市民に対して適切な対処方法を啓発する必要があると思っておりますが、市としてはどのような啓発をいらっしゃいますでしょうか。

○立石秀和市民生活課参事 環境省が作成している太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインの中で、災害時における使用済太陽光発電設備の取扱いについて定められており、所有者等が太陽光発電設備の破損を確認した場合、感電のおそれがあるため太陽光発電設備には絶対触れずに、自治体に破損状況等について連絡し、販売・施工業者等に適切な処理を依頼することとされています。

自治体からの指示で、太陽光発電設備に触れる必要が生じた際には、感電の防止、破損等によるけがの防止、水ぬれ防止、立入りの防止について留意することとされています。

被災した太陽光パネルの取扱いについて、現在のところ、周知・啓発は行っていないところですが、今後、ホームページ等で周知・啓発を行っていきたいと考えています。

○10番平田るり子議員 このソーラーパネルの火災は、発火した場合、水をかけてはいけないとか、特別な液体を使うというのを聞いたことがあります。

やはりこれだけ広くソーラーパネルはたくさんの方が設置されたので、本市できちんと啓発する必要があると思っております。よろしくお伺いいたします。

太陽光発電の全盛期は、保険がしっかりしたもの、国産もありましたが、今は保証が不安定な中国産が安価な理由もあり、日本にたくさん流通しています。

全国で山が崩れ、中国産のパネルが放置されているという問題もあります。これは中国による土地の売買にもつながります。

エネルギーに乏しい日本は、原子力発電を基軸に多くの種類のエネルギー確保が理想的です。よりよいエネルギー確保の実現と市民の安全と安心のために、市は正しく把握しておく必要があると思っております。周知のほどよろしくお伺いいたします。

次に、水道施設の復旧についてお伺いいたします。

本市の水道老朽化改善工事が必要な箇所はどのくらいありますでしょうか。

○上園秀人水道課長 本市の水道管老朽化改良工事が必要な箇所ですけれども、水道事業では、昭和57年以前に敷設したV P管（硬質塩化ビニール管）が老朽化による割れなど衝撃に弱く、漏水の主な原因となっていることから、給水の安定を図ることを目的として、H I V P管（耐衝撃性硬質塩化ビニール管）へ更新する老朽管更新事業を行っているところです。

この事業の整備方針としましては、基幹管路や重要給水施設管路、管径50ミリ以上で漏水修

理の実績があり、使用者の多い管路を優先的に更新することとし、あわせて他所管工事と同時施工のほうが経済的と判断した場合も優先的に工事を行っているところです。

令和4年度末の老朽管の残延長は、導水管、送水管、配水管の管路総延長27万5,090メートルのうち13.7%に当たる3万7,566メートルを改良工事が必要な管路として、現在更新事業を進めているところです。

○10番平田るり子議員 災害直後の水道復旧は、市単独で可能なものなんではないでしょうか。また、この企業の協力体制というものがあつたら教えてください。

○上園秀人水道課長 職員で対応できない災害等が起きた場合は、枕崎市水道工事業協会と、災害時における水道の応急活動に関する協定書に基づき応急活動の要請を行い、被害状況の調査報告、配水管等の洗管作業及び応急給水、水道施設及び公道内給水装置の応急復旧を実施することとしているところでございます。

○10番平田るり子議員 その協力企業というのは何社ぐらいありますでしょうか。

○上園秀人水道課長 令和5年度の漏水工事当番をしていただいている枕崎市水道工事業協会の会員は、6社で構成されておりますが、市内には、指定給水装置工事事業者として、ほかに12事業者が登録をされております。

平成28年1月の寒波による給水管等の凍結の際は、278件の給水管等の漏水が一度に発生しておりますけれども、市内の給水装置工事事業者の皆さんに協力を要請し対応していただいたところでございます。

○10番平田るり子議員 こういった協力業者と訓練等はあるのでしょうか。

○上園秀人水道課長 先ほど来、答弁しております災害時における水道の応急活動に関する協定の中では、必要に応じ、水道課職員と共同訓練を実施することとしているところでございます。

災害は、いつどこで発生するか分からないことから、毎年、地域を変え、情報伝達や管路の調査復旧訓練を行うとともに、市内の小学校等の協力をいただきながら応急給水訓練を実施しております。また、あわせて、災害への心構えと水の大切さについて啓発活動を行っているところでございます。

○10番平田るり子議員 地区独自で水道管理をしている地区というのは何か所ぐらいありますでしょうか。

○立石秀和市民生活課参事 本市における地区独自で水道を管理している地区の数につきましては、簡易水道組合が5組合、小規模水道組合が11組合の計16組合が独自で水道の管理をしています。

○10番平田るり子議員 この水道管理を継続していただくために、水道管理地区に対して補助金とか助成などついているのはありますでしょうか。

○立石秀和市民生活課参事 地区簡易水道組合等に対する補助につきましては、枕崎市地区簡易水道施設事業補助金交付要綱に基づきまして、市の給水区域外の地域に居住する者が共同して、水道法の基準に準じて設置する水道施設の新設、改善に要する経費について、補助金を交付しております。

補助金の対象につきましては、当該地区における共同施行による取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の施設の設置または改善に要した経費となっており、補助率につきましては、施設の設置または改善に要した経費の2分の1以内となっているところです。

○10番平田るり子議員 能登半島地震から、現在も全面復旧の見通しも立たないというお話を聞きました。災害時に市全体の早期復旧と考えるなら、地区管理していただいている地区もとても力強いと思います。

次の、災害に備えてのまちづくりについて質問いたします。

市の住宅補助活用で、人が住む場所をまとめるまちづくり計画をしてはどうでしょうか。

例えば、空き家を市でリフォーム、購入もしくは賃貸料を頂き、何十年か後には持家になるシステムなどを行っている自治体もあるようです。

住宅補助金の内容を手厚く、幅を広げて、例えばお年寄りと子供たちを見守る共存共栄の地域、お年寄り、ひとり親家庭、そして障害者家庭を孤独にさせないまちづくり、子供たちをみんなで守る、災害時に助け合う、これは本来公民館単位であったものですが、しかし、これから人口が減り続け、まちが空洞化していき、これからも人口は増えないとなると、まちづくりを見直さなければならぬと思います。市長としてはこのコンパクトなまちづくりについてどのようなお考えがありますでしょうか。

○前田祝成市長 ただいま議員からまちづくりについて人が住む場所をまとめる、コンパクトという言葉が出てきましたが、そして高齢者あるいは子供たち、社会的な弱者に目が届くようなというような趣旨のお話もあったかと思えます。

まちづくりを見直す時期に来ているというような御意見があったわけなんです。本市におきましては、第6次総合振興計画を上位計画と位置づけまして、地方創生においては、地方創生総合戦略で、人、世代、地域、産業、情報など様々な要素がつながり、維持していくまち、これを本市のあるべき姿として、その姿を目指すことを基本方針として、まちづくりを進めている、そういう取組を進めているところでございます。見直すというよりも、これをしっかりと進めていくということが重要であろうかと思えます。

特に、コロナ禍を経て少子化、人口減少が加速するこの課題は、今議員からもあったわけなんですけれども、今後の暮らしにつきまして、今年1月の広報紙のコラムでも、少しシビックプライドというところに触れたのですけれども、「あなた自身があなたのまちです」というフレーズで書かせていただきました。

そして、市民一人一人が暮らしに向き合う、地域に向き合う、そういう地域を構成する一員だという当事者意識を持てるようにまちづくりが必要だと考えまして、あのような文章を書かせていただきました。

そんな中で大事になってくるのが、自身の主張だけを押しつけて分断を生んだり、多様性を声高に叫ぶことで逆に分断を生んだりとかというようなことではなくて、我が国のこれまでの経験や歴史の中で築かれてきた寛容性といいますか、そういったものが大事じゃないかな、これまさに分断と対極にあるものではないかなと思っております。それぞれが心を広く持つ寛容といったものが重要じゃないかなと私は考えます。

議員からもありましたような物理的にまとまるということも、効率性、利便性には貢献するとは思いますが、やはり、気持ちの部分といいますか、シビックプライドの部分でまとまる、つながる、そのようなまちづくりができればと考えてございます。

冒頭、地方創生総合戦略で申し上げました、人、世代、地域、産業、情報など様々な要素がつながる部分についてはしっかりとまちづくりについて進めていければと思っております。

○10番平田るり子議員 今はもう隣に誰が住んでいるか分からないような感覚の世の中になってきていますが、本市としてはこのバランスが取れたまちづくりができたらいいかないと市長の今の答弁から感じたところでございました。

次に、交通政策について質問させていただきます。

フェリーみしまの定期航路についてお伺いいたします。

広報まくらざき2月号で、南薩縦貫道の自動車専用道路化を求める記事が掲載されておりました。こちらの団体の方々は、このままでは枕崎はどうなるのか。未来の子供たちに責任がある。だからこそフェリーみしまの定期便も必要であると訴えておられました。

この件につきましては、今までも議論されておりましたが、市では、フェリーみしまの定期航路についてどのようなお答えを出されていらっしゃいますでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 フェリーみしまの枕崎漁港寄港につきまして、これまでの議会で御説明しております内容と重複をいたしますが、改めまして経緯等も含めまして答弁をいたします。

三島村・枕崎市・県に、九州運輸局鹿児島運輸支局と鹿児島海上保安本部をオブザーバーに加えた三島村新交通ネットワーク協議会が実施する実証運航が、平成21年度から平成23年度までの3年間、国庫補助を受けましてイベント運航を中心に十数回行われております。その後につきましても、県の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の適用を受け、三島村新交通ネットワーク協議会を事業主体として、平成24年度から平成26年度まで実証運航が行われております。その後、平成27年10月から月1便の枕崎寄港運航が開始しております。

月1便運航に係る三島村・本市・枕崎漁港を管理する鹿児島県南薩地域振興局・枕崎漁港を利用する事業者の間での岸壁利用の調整等の協議が進められ、平成27年度2回、平成28年度3回、合わせまして5回の協議が行われたところでございますが、その結果については整わなかったものと承知をしております。

その後、三島村が鹿児島市と結ぶ村営船フェリーみしまを平成28年10月1日から1便増便し、週4便にすると発表され、それに伴いまして、それまで運航されていた枕崎航路は、運休になっていることがこれまでの経緯となっております。

本市と三島村には歴史的なつながりもあり、それらを背景とした少年の船の交流や、みしまカップヨットレースでのつながり、そしてこれまでのフェリーみしまの実証運航等の実績もありますので、航路の開設が両自治体の関係強化につながる施策であると考えますが、実証運航時と変わっている現状があり、現在、枕崎地区海岸高潮事業離岸堤整備が行われておりまして、少なくとも令和8年度まで東側岸壁付近では工事に使用するコンクリートブロックの製作ヤードとして使われることになっております。

フェリーみしま接岸に係る枕崎漁港の防舷材の改修・設置や旅客の乗り込み施設等の整備等、さらに東側岸壁を利用している事業者の皆様方との岸壁利用についての調整などに加え、国庫補助航路としての認定など、再開に当たっては多くの課題があるところです。

○10番平田るり子議員 定期航路と南薩縦貫道、この2つは私の中で同じ問題だと考えております。道路・船は人を運び、またその人が経済を運んできます。他市は360度どこからでも人と経済が入ってきます。しかし枕崎は180度が海です。ならば、海から枕崎の病院や買物や遊びに来てくれる、これはとてもありがたいことだと思います。

仮にこの三島の島民の方々が、鹿児島市名山町にあります三島村役場が鹿児島よりも枕崎が便利であると言え、島民のためにも本市に役所を置くなど協力もできます。また、これは本当に災害のときにお互い助け合うことにもつながっていくと思います。

次に、南薩縦貫道に移ります。

南薩縦貫道の整備は完了している。これ以上はもうないと伺っていますが、すぐに枕崎まで来なかった時点で、要望など出さなかったことが残念に思います。南薩縦貫道の機能強化についての計画などはないのでしょうか、お尋ねいたします。

○松田誠建設課長 谷山インターから川辺インター、知覧交差点、塗木交差点を經由して枕崎市東本町交差点までの南薩縦貫道は、平成28年度に工事完了となっております。

その後、南薩縦貫道全区間における、速達性の確保による物流機能の強化を促進するため、南薩地区総合開発期成会から要望活動を継続しているところです。

令和5年度の要望内容としましては、現況地盤に即した耐久性のある舗装補修を行うこと。錫山入口交差点における渋滞緩和措置について、調査検討を行うこと。現道利用区間である枕崎市瀬戸町から塗木交差点までの区間におけるゆずり車線の整備を行うことなどの機能強化をお願いしているところです。

○10番平田るり子議員 今回、横の横断道路である薩摩半島横断道路の加世田から指宿までの

取組が進んでいるようですが、ここが完成して、枕崎の道路までとなったら、何十年もかかります。それでも私は絶対に道路は必要だと思いますが、これからこの横断道路から関連できるアクセス道路を整備する考えはないでしょうか。

○松田誠建設課長 薩摩半島横断道路は、鹿児島県が令和3年6月に策定しました、かごしま新広域道路交通計画において、南さつま市から指宿市を結ぶ構想路線として位置づけられました。

路線の起点や終点を含め、具体的なルートは決まっていますが、薩摩半島横断道路のルート位置によっては、新たな周遊観光ルートの構築や、地域産業の活性化が期待される場合は、南薩縦貫道とは別の路線として、薩摩半島横断道路へのアクセス道路を要望していくこととなります。

○10番平田るり子議員 薩摩半島横断道路が完成してここまででもう終わりではなくて、次のアクセス道路、要望が出されて進んでいる現時点で構想や要望を考えて、すぐに要望なりを出す必要があると思います。これはもうタイミングです、市長よろしく願いいたします。

○前田祝成市長 今、道路の御質問があったわけなのですけれども、施政方針でも申し上げました、道路の御要望も当然市民の皆様からあって、専用道路の要望もあって、そのあたりにつきましては、やはり地域の道路網、あるいは九州エリアの道路網、そのあたりを俯瞰して判断して、何が一番、本市にとってふさわしいのかというところを総合的に勘案した中で要望を上げていきたいと考えます。

それと、先ほど私のほうからまちづくりのところで少しお話をさせていただいたところがあったのですが、やはり、自身の主張だけを主張するということで分断を生むということは非常にやっばりまちづくりにとってもよろしくないなと思っております。

先ほど、三島村のフェリーの話の中で、他の自治体のこととかもございました。そのあたりは是非慎重に御発言いただければなと思うところです。

○10番平田るり子議員 三島村庁舎についてはこれは仮にということでしたので、そこまでこっちが積極的にということではありませんで、御了承ください。

次に、少子化・人口減少対策についてお伺いいたします。

この問題は、本市の将来を左右する重大な問題であります。だからこそ、毎回毎回訴え、市民の皆様に関心を持ってもらわなくては、35年後の枕崎は枕崎でなくなります。

これからの日本はよい兆しが見え始めていますが、今の政府は、消費税を廃止せずに、給付ばかりを推進しています。そんな中、国の政策である少子化・人口減少対策、異次元の少子化人口減少対策で、本市の少子化が解決するものと思っていられませんか。

○田代勝義企画調整課参事 2022年に、国内の出生数が初めて80万人を割り込み、政府の推計より10年超早いペースで少子化が進んでいることから、国は異次元の少子化対策を打ち出しました。

この対策において、集中的に取り組む施策としまして、子育てに係る経済的支援の強化と若い世代の所得向上、子育て世帯への支援拡充、共働き・共育ての推進、子ども・子育てに対する社会全体の意識改革という4つの柱があり、今年10月から実施される児童手当の拡充、育児休業給付金の給付率の引上げ、就労要件を問わない新たな通園給付などを含め、様々な支援策が年次的に実施される予定となっております。

先月の2月27日に、厚生労働省が公表した2023年の人口動態統計の速報値では、年間出生数が75万8,631人と、8年連続で過去最少を更新し、コロナ禍での婚姻数の減少が要因と見られているところです。このような出生数の低下は日本だけではなく、他の先進国でも共通の課題となっております。

そうした中、国は今国会に子ども・子育て支援法改正案を提出し、全ての子ども・子育て世帯への支援強化に向けた整備を進めているところです。

本市におきましても、施政方針でも述べましたように、市内経済においてしっかりとした軸を

つくり、若者が定住し、特に若い世代が暮らしを成り立たせることのできる経済環境の構築に向けまして、国が実施する子育てに係る経済的支援との連携を図りながら、少子化対策に全庁的に取り組んでいきたいと考えております。

○10番平田るり子議員 国は、異次元の少子化対策と言いながら、まだまだ思い切った支援をしないとイケないと思います。

消費税減税をすれば、その分、消費が活発になり、これまで非課税世帯には外国人労働者も含め多くの給付が実施されていましたが、非課税世帯の全ての人が生活に困っているわけではありません。給付を公平に分配することは基本的に不可能です。

ゆがんだ需要をつくり、努力した人が頑張っただけの対価がある格差ではないゆがんだ格差が広がり日本全体の生産性が落ちます。減税せずに、給付を政府が押し進めていけば、これからそういった形がどんどん進んでいけば、少子化問題も経済回復もしません。ならば、市独自で発展できるような方法、これまでにない画期的な方法を市長は決断するべきだと思っております。

次に、2万人に戻すビジョンについてお伺いいたします。

市長の公約である2万人の幸せ、これはとても尊くすばらしいことだと思えます。しかし、ここには最初から2万0,001人がない。3万人、4万人がどこにもない。

市長が2万人の幸せと公約に掲げた以上、まず市長は2万人まで人口を増やさなくてはならないと、戻さなくてはならないと思えます。これから人口2万人に戻すためのビジョンはありますでしょうか。

○田代勝義企画調整課参事 本市の令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口は1万9,235人で、2年前の令和4年1月1日の2万0,020人を最後に、2万人を割る状況が続いております。

この人口減少に対して本市では、枕崎市地方創生総合戦略において自然動態や社会動態の改善に向けた施策を実施してきておりますが、これまで少子高齢化により進行していた人口減少は、コロナ禍での緊急事態宣言による活動機会の制限等による結婚の先延ばしや感染症の不安から妊娠・出産を控える傾向が出てきたことで、本市においてもさらなる少子化を招き、出生数は令和2年に100人を割り込んで以降、減少の一途をたどっております。

新型コロナの5類移行で、現在、人流が活発化し、社会・経済活動も正常化へ動き出しております。本市におきましても、市内経済・雇用の分野における様々な側面から施策を実行し、特に若い世代が安定した暮らしができる社会環境を構築し、さらに結婚、妊娠・出産、子育てといった各ライフステージにおける切れ目のない支援を行うことで子育てに対する不安を解消し、結婚、妊娠・出産を望む方の希望がかなえられるよう、しっかりと取組を進めることで、人口減少の抑制に努めていきたいと考えているところです。

[傍聴席で話す者あり]

○永野慶一郎議長 傍聴席はお静かにお願いいたします。

○10番平田るり子議員 市長におかれましては、人口を2万人に戻してください。

多様な労働力人口確保について、令和5年度、昨年 of 定例会の施政方針の中で、市長は、「ひとと産業（仕事）をつなぐ」に掲げる地場産業の振興と地域経済の循環を図ることで、安定した雇用を創出するとともに、多様な人材の活躍を推進するとおっしゃっております。

この多様な人材というのはどういう人材を示しておりますでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 令和2年3月に策定しました第2期枕崎市地方創生総合戦略におきまして、政策分野の一つであります質問者と同じになりますが、「ひとと産業（仕事）をつなぐ」に掲げる地場産業の振興と、地域経済の循環を図ることで、安定した雇用を創出するとともに、多様な人材の活躍を推進するという目標達成のための各施策を確実に進めることとしています。

お尋ねの多様な人材につきましては、この総合戦略において、若者、女性、高齢者など多様な主体が活躍できる就労環境を創るとしていることから、令和5年度の施政方針において、同様に

市長が多様な人材の活躍を推進すると述べたところです。

○10番平田るり子議員 分かりました。私は多様な人材が外国人労働者だけを示しているのかと心配しました。もちろん、今、外国人の方に頼らなければ働き手はいません。ありがたいと思っております。

ただ、国の言葉を借りますと、異次元の枕崎の人口減少対策をせずに、このままいけば、市民と外国人の労働者との比率が大変なことになることを心配しました。

これから、日本全体で、これはもっと加速します。これに比例して、犯罪は必ず増えます。だから、枕崎だけは人口を増やし、バランスを保つ外国人労働者との良い関係の構築が必要だと思っております。

女性の活躍は、やはりこの結婚のタイミングを妨げ、結果、少子化につながるおそれがあります。子供がせめて小学校低学年までは母親でいることができる経済的支援ができれば、その後、女性の活躍は力強い労働力人材になります。ですから、枕崎の異次元の少子化対策で子供と女性を市で十分にこの期間を守る、この後ばりばり働いてもらう、こういったことを実現しなくてはならないと思います。

枕崎の異次元の少子化対策、実現してください。

次に、建設業・水道設備業の人員不足についてお伺いいたします。

帝国データバンクのまとめによりますと、23年の建設業倒産率が全国で4割増、このような背景があります。

南薩の企業事業指標では、南さつま市、南九州市の企業ばかりが目立ちます。地元の災害に自衛隊よりも先に力を尽くしてくれるのは、地元の建設業・水道設備業の力です。本市の建設業界もまた厳しい状況にあります。市内建設業の状況の解消に向けての対応はありますでしょうか。

○松田誠建設課長 建設業・水道施設業の人員不足につきましては、全国的に大きな課題となっており、厚労省の職業安定業務統計でもほかの職業に比べて建設技能労働者不足が顕著であると掲載されています。

本市の建設業界においても、建設業者がハローワークに技術者を募集しても、若い技術者の応募がなく、若年層の在職者数が減少しており、さらに技能労働者の高齢化が進み、特に型枠工、左官などの職人も不足していることから、定年年齢を延長して対応している会社が増加しているところです。

若年層の入職や人手不足解消の対策として、適正な賃金水準の確保、休日や労働時間の改善など、建設業の働き方改革を進めていくことが必要であると考えます。

国土交通省では、毎年、公共工事労務単価の改正を行っており、令和6年3月適用単価では、12年連続で上昇し、鹿児島県平均で前年度比6%の上昇となっており、適正な賃金水準の確保を進めております。

また、建設業における働き方改革を踏まえた措置として、工事量の平準化、適正な工事期間の確保を要請されていることから、本市としましては、ゼロ債務負担行為を活用した4月・5月の工事閑散期の工事量の確保や、明許繰越の手續による年度末の完了が難しい工事などの工事期間の確保を行っているところです。

なお、労働基準法の改正により、令和6年4月から時間外労働規制が建設業にも適用されることを踏まえ、週休2日制を完全実施するための取組を本年度2月発注工事から実施し、さらに令和6年度4月発注工事からは、実際の工事期間の前に建設資材の調達や労働力の確保のため、余裕期間を設定した契約方式とする予定です。

○10番平田るり子議員 今、枕崎が抱えている問題の解決と未来世代を守るのは、私の公約しかありません。3万人、4万人と増やすのは私の公約しかありません。

道路問題もこのフェリーみしまの問題、そして今回進展したJAあわじ島の案件も全て市長案

件です。せめて私の公約に前向きに検討しますとおっしゃってみてください。

その日から市長はマスコミ・いろんな勢力に押しかけられます。そんな覚悟が市長にありますか。もしその覚悟がないのであれば、枕崎は、そのうちどこかに吸収されます。そうなれば、それは市長の責任です。

もし市民の多くが今のままでいいと言うなら、それは市民のせいです。市民が枕崎のためにと声を上げるなら、それを聞き仕事をしない議員のせいです。市民、議員、市長が未来世代のために強い意志を持ち、心をつにすれば、枕崎がなくなることはありません。

暮らしていく上で、いろんな付度もあると思いますが、枕崎のため、を合い言葉の一つになっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、日本の伝統と文化について質問させていただきます。

枕崎市役所にはお正月に門松が立ちません。私、去年の暮れに庁舎に門松を立ててくださいとお願いしました。

コロナ明けもありまして設置していただきたかったのですが、設置していただけなかったので、一般質問しないといけなくなりました。

門松、しめ縄、鏡餅、それぞれ意味を持ち、喪中の期間は飾らないことも併せ、大人が子供たちに日本の伝統と文化を教え、伝えなければならないんです。

本市は、しめ縄と鏡餅は飾っていますとおっしゃいました。しめ縄は神様の領域と私たちの世界の境界線です。鏡餅は神様のお供え物です。門松は神様を招き入れるための目印なんです。

残念です。本市には、肝腎な神様が来ておりませんでした。

これから庁舎前の門松、市のほうで伝統と文化を継承して、子供たちに伝えるお役目をしていただけないでしょうか。

○山口太総務課長 今年の正月には、市役所本庁舎におきましては、しめ縄や鏡餅を飾ったほか、門松に代わるものとして正面玄関には門松カードを貼りました。

ただいま質問者からそれぞれの正月飾りの由来について御紹介がございましたとおり、門松は、お正月に歳神様がそれぞれの家を訪れるための目印として、家の門や玄関に門松を飾る風習があるということは承知いたしておりますが、門松を飾るために松や竹が伐採され、飾り終わった門松は廃棄物になるという問題もあって、近年は森林・松林の保護や緑化推進、またごみ減量化の観点から、門松に代わるものとして、門松を絵柄としてカード化した門松カードが使われるようになってきております。市では、公益財団法人かごしまみどりの基金が実施しております門松カードの販売を、毎年農政課において行っており、カードは1組2枚20円で販売しておりますけれども、この取組は、みどりの募金活動の一環として行われ、その益金は緑化の普及啓発活動に活用されているものであります。

この門松カードの販売は、広報紙による周知や、あるいは庁舎においても、農政課において販売している旨の掲示を行い御案内もしております。実際にお正月前には購入のために来庁される市民の方々も多くいらっしゃいます。昨年末には1,808組、3,616枚を購入していただいたようですけれども、今後ともこの門松カードの取組の趣旨・目的等について、さらなる周知を図っていきたくと考えております。

また、質問者から今、門松を飾ってほしい、飾るべきであるという御提案をいただきました。

門松というのは、やはり松というのは常緑樹で生命力の象徴である。あるいは竹というのは成長が速くてすくすく伸びますので、いわゆる長寿・繁栄を表すものであるということも承知しております。

議員の御提案は市民の皆様の幸せ、繁栄、そして市の繁栄を願って門松を飾るべきであるという御提案だと理解いたしますので、来年の正月については検討させていただきたいと思います。

○永野慶一郎議長 以上で、平田るり子議員の一般質問を終わります。

本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時13分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和6年3月5日)

令和6年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第3号）

令和6年3月5日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 禰占通男 議員（77ページ～86ページ）
2	議員派遣について

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 永野慶一郎 議員	2番 下竹芳郎 議員
3番 辻本貴志 議員	4番 上迫正幸 議員
5番 水野正子 議員	6番 立石幸徳 議員
7番 豊留榮子 議員	8番 眞茅弘美 議員
9番 禰占通男 議員	10番 平田るり子 議員
11番 橋口洋一 議員	12番 吉嶺周作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲山 美津代 書記
宮下 和也 書記	川瀬 裕也 書記
山口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田 祝成 市長	本田 親行 副市長
山口 太 総務課長	日渡 輝明 企画調整課長
立石 秀和 市民生活課参事	松田 勇一 市民生活課長
平田 寿一 総務課参事	竈原 正二 財政課長
中嶋 章浩 スポーツ・文化振興課長	松田 誠 建設課長
上園 秀人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
福永 賢一 福祉課長	川野 優治 地域包括ケア推進課長
西村 祐一 健康課長	沖園 信也 農政課長
平塚 孝三 市立病院事務長	橋口 和洋 監査委員事務局長
水流 敏幸 監査委員	天達 純子 地域包括ケア推進課参事
森 智賀 健康課参事	中村 俊彦 農政課参事
鮫島 寿文 水産商工課長	桑原 英樹 水産商工課参事
板敷 勝利 会計管理者兼会計課長	大工園 昭則 建設課参事
田代 勝義 企画調整課参事	鮫島 眞一 税務課長
木之下 浩一 教育長	高山 京彦 教育総務課長兼給食センター所長
森 健一郎 学校教育課長	木浦 勝美 生涯学習課長
永江 靖博 農委事務局長兼農業振興係長	木口屋 和彦 選管事務局長
宮原 司 消防長	中原 勝一 消防総務課長兼消防団係長
中原 広次 警防課長兼消防署長	中山 俊吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○9番禰占通男議員 今回は6人ということで、私が最後になりました。1時間よろしくお願ひいたします。

能登半島地震でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、被災者にお見舞い申し上げます。

今回の地震では、平成になって国内で発生した地震被害の諸課題は、全て能登半島地震に含まれていると言われております。建物の倒壊、土砂災害、津波による被害、大規模の停電、災害関連死の問題、大規模火災がありました。能登半島地震で起きたことは想定内で、既に経験済みであり、これまで指摘されてきたことであると表現されています。今後の防災計画の在り方も考えさせられるところであります。

J R指宿枕崎線について、ほかのJ R路線での対策が進んでいます。J R芸備線では、新見市と庄原市、岡山・広島県は、再構築協議会に参加する意向を国交省に伝えており、これからの行方に興味があります。また、肥薩おれんじ鉄道も、県、県内市町村が5年間助成する枠組みを条件付で容認したところであり、そして、経営安定化を図るため、国の社会資本整備総合交付金活用に向けた協議会設置を検討しているとメディアで伝えております。

質問いたします。令和6年1月18日の指宿枕崎線に関する会合はどのようなものであったのか質問いたします。これも昨日、質問されておりますので、要約できるところは要約してお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 指宿枕崎線については、昭和38年10月に全線開業して以来、南薩地域の産業振興と地域活性化に貢献し、さらには地域住民の通勤・通学など日常の生活路線として発展してまいりました。

観光特急列車指宿のたまて箱の運行、枕崎駅の駅舎・駅前広場の整備、イベント列車の運行など、J R九州、鹿児島県、沿線自治体、関係団体等による関係者が一体となって、利用促進に向けた様々な取組が実施されているところです。

特に昨年は、J R指宿枕崎線開業60周年を記念した特別列車の運行など多くのイベントが実施されました。

また、南湊館では果ての鉄道展が、8月11日から10月31日まで開催され、期間中多くの方々が展覧会を訪れており、J R指宿枕崎線を利用して展覧会に来られた方々も多く見られました。展覧会については数多くのメディアでも取り上げられ、改めてJ R指宿枕崎線のことについて多くの示唆を与えていただいた展覧会でありました。改めて、御尽力いただいた関係者の皆様に感謝申し上げます。

そのような中、昨年11月末のJ R九州の社長定例会見において、地方ローカル線における将来の地域交通の在り方を議論したい、そういう意向が示されまして、1月18日に第1回目の担当者レベルによる勉強会が始まっておりますが、本市としましても、沿線市や鹿児島県と情報を共有し、利用促進を含む路線の活性化に向けて前向きに取り組む考えであります。

勉強会の内容につきましては、担当課長に答弁させます。

○日渡輝明企画調整課長 指宿枕崎線につきましては、J R九州の呼びかけによりまして、本年1月18日から勉強会が始まっております、現在まで2回開催されているところでございます。この勉強会の参加者は、J R九州のほか、鹿児島県交通政策課、南薩地域振興局、指宿市、南九

州市、枕崎市となっております。

この勉強会は、指宿枕崎線の将来について、今後の議論の方向性について意見交換を行っており、議論するための会議体を設立するための会合として始まっております。

他の地域の先行事例として地域公共交通とまちづくりを一体的に検討した富山市の例が紹介されるなど、先行して議論が行われている地域の会議体の在り方の共有を行ったところでございます。

○9番禰占通男議員 ここでは昨日もいろいろありましたので、一番の問題は指宿枕崎線、これは答弁は要らないですけど、九州管内で似たような路線が3路線、平均通過人員、俗に輸送密度が1日当たり220人未満というのがあと2線あります。これが廃線ということになると、まず白羽の矢が立つんだろうと。

ただ、今、勉強会なりと言いましたけど、JRも株式会社です。社長がどうのこうの言う前に、もう株主のほうから総会でいろいろ意見が出ると、これはもうどうしようもないってことです。それが民間になったJRの定めだと私は思っております。

後で続けますけど、今回、23年度の4月から12月、連結決算は純利益が407億円出たということで安堵している部分もありますし、コロナも去って今からまたこの輸送通過人員というのは増えていくのではなかろうかと思っております。

会合についてはそのぐらいで置いておきますけど、2番目の本市として指宿枕崎線の存続について、現在の見通し、将来の展望はどのように考えているのか、今私が言いましたことも含めて質問いたします。

○日渡輝明企画調整課長 JR九州の発表によりますと、指宿枕崎線における指宿から枕崎までの区間では、1日当たりの平均通過人員は令和2年度が255人、令和3年度が240人、令和4年度が220人となっております。昭和62年度の942人から大きく減少をしております。この原因としましては、人口減少、少子化、社会のモータリゼーションの進展などが考えられるところです。

本市としましては、指宿枕崎線は高校生の通学手段として大変重要な公共交通機関であると同時に、JR本土最南端の始発終着駅である枕崎駅、JR最南端の西大山駅など日本で唯一と呼べる駅を有しており、南薩地域にとって貴重な観光資源であるとも考えております。

先ほど市長が申しましたように、指宿枕崎線においては、関係者が一体となって利用促進に向けた様々な取組が実施されているところであります。

今後とも効果につなげるための新たな施策も検討しながら、取組を前に進めていきたいと考えているところです。

○9番禰占通男議員 担当課からも通学に負うことが多いということもあります。

本当に鹿児島水産高校があそこになれば、とうの昔にもう100人を切っているかと私は思っております。そして、指宿枕崎線も西颯娃までは指宿への登下校の高校生がほとんどです、乗るとですね。西颯娃を過ぎるとほとんど乗客は乗っていない、そういう感じですよ、夕方乗ると。ですから、高校生に負うことは大きいと思います。

それで、2番目の質問の同区間の輸送密度、通過人員の向上策、また、赤字路線が続くとこの沿線自治体の実質負担金も私は行く行くは廃線前には出てくると思います。それについては庁内では議論とか意見交換とかあるんですかね、ないんですかね。

○日渡輝明企画調整課長 まず、利用促進策としましては、国・県・沿線3市・JR九州で指宿枕崎線区の活用に関する検討会を開催しておりまして、利用促進策を検討・実施してきているところでございます。

本市の施策としましては、沿線駅の清掃活動を実施しており、活動へは多くの市民も参加していただいております。清掃活動とともに指宿枕崎線の在り方について考えるきっかけともなっ

ておりまして、機運の醸成につなげていく施策に努めているところでございます。

また、指宿枕崎線利用促進事業を実施しておりまして、この促進事業は、児童生徒や高齢者が利用する際の運賃を補助するものとなっております。実績を申し上げますと、学校の校外活動を中心に令和3年度203人、令和4年度173人、令和5年度2月末現在で92人に補助を活用して鉄道を利用していただいております。利用後のアンケートにおいては好意的な回答が多数を占めているところでございます。

質問者からありました、今後、沿線自治体の実質負担も必要になるのではないかとのお尋ねでございますが、現時点で指宿枕崎線におきましては、JR九州から自治体負担を求められているということはありません。

本市としましては、引き続き、市民の皆様指宿枕崎線の魅力を再認識いただき、利用促進を含め活性化のための取組を行ってまいります。

○9番 禰占通男議員 今、課長からありましたように利用促進策、今までもJRについては何度か質問しております。それで国土交通省を調べてみました。

そしたら、今、課長がおっしゃられるように、利用促進策については補助金も出ております。

イルミネーション列車、そしてあとイベント列車、それで今うちが取り組んでいる一部運賃補助、もうそれも国庫補助金で出ております。それをうまく使うべきだと私は思っております。

それと、先ほどから言いましたように、実際、打合せのときも、他の課長もおる中で、昨日も出ました、職員が率先して利用するべきではないかと。

市長ですよ、私はもう白沢辺りに若い職員は、もう40歳ぐらいまで帰ってこんでいいから白沢に住んで、あそこに庁舎を建ててですよ。そしたら別府小学校、中学校なりも潤うし、そしたら通過人員というのも増えるわけですよ。

そして、もう幹部ぐらいになったら忙しくなるから、そしたらこちらに家を造りなさいと、それも一手だと思えますよ。もうそれしか方法はないと思えますよ、存続するには。

ただイベントイベントといっても、枕崎市がイベントをしてそれで利用するのもいいけど、この1万8,000人ぐらいの人口でイベント列車に乗ってどうのこうのっていう話にはならないと思います。

ただ、指宿からの観光客がイベントを目指してやってくるのであれば、私はまたそれも一つの手だ、市長もおっしゃられた南浜館の催物、方法はいろいろあるんだけど、それに踏み込むには相当の決断と資財が必要ですよね。

それとですね、さっきからこれが可能かどうか知らないけど、水産高校にも、本市のこの町なかから通う人が多いと思います。バイクの免許を取れないうちは自転車で通学するか、列車で通学するか、ただ列車で通学すると本数が少ない。私のところでもでした、1年のときは。自転車で行って、単車の免許を取れる年齢になるとバイクで行くと。本来なら、親としてはバイクなんか乗ってほしくないと思っているわけですよ。事故を起こしたらということ。だったら列車が一番安心安全なんだけど、それについて定期券の助成をすとか、やはりいろいろな方法があると思えますよ。

そして、今、鹿児島電子工業高等学校から名前が変わりましたが、あそこなんかにも学校に入って部活すると、帰りの便がないと。どうしようかって、寮に入るしかない。昔はたしか私の頃は列車で通っていた人もおったんですけどね。通えない範囲ではないと思えます。ただ、便がない、それだけです。そういうことでお願いをしておきます。

それと、最後に肥薩線の復旧に国、県、自治体が総額25億3,000万円、これを県が全て負担するということが決まっておりますけど、この中で、肥薩線の年間維持費が約7億4,000万円という数字が出ていることが新聞に出ておりました。それで、沿線自治体の実質負担が年間約5,000万円になるというこれも試算していました。

こうした場合、これと似たようなことに指宿枕崎線もいずれはなるだろうと。今、バスの運賃を運行に対して補助金を出しているわけでしょう。いずれはなると思いますよ。こういった試算とかしたことがあるんですか、もう全然ないんですか。こういったもう危機的状況に入ったときに、どうなんでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 まず、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、現時点で指宿枕崎線におきましては、JR九州のほうから、自治体の負担を求められているということはありません。

このようなことから、試算についても特に行ってはおりません。

○9番禰占通男議員 本当に、この鉄道というのは参考までに皆さんにもこれは私が計算した分ではありませんが、ちゃんと芸備線ということで出ておる試算の結果を要約したものですけど、100円の収入を得るのに1万5,516円の運行費用がかかると。そういう試算で公表されております。ですから、本当に枕崎も本腰を入れないと、私はやっていけないかなと思っております。

それで3番目の人口減少を考慮すると、20年、30年後の鉄道からの変換構想も必要ではないのか考えているんですけど、市はどのような考えを持っておられますか。

○日渡輝明企画調整課長 まず、先ほども答弁をいたしました。利用促進策としまして、国・県・沿線3市・JR九州で指宿枕崎線区の活用に関する検討会を開催しておりまして、利用促進策を検討・実施してきているところです。

20年、30年後の鉄道からの転換構想も必要ではないかというお尋ねでございますが、現状では、指宿枕崎線の将来について、議論するための会議体に向けた勉強会を始めたところでありまして、これまでの答弁のとおり、JR九州との協議については、存続・廃止を前提としたものではございません。

話合いの内容等につきましては、地域公共交通活性化協議会での協議も踏まえながら、必要に応じて、市民の皆様への情報提供も含めまして、適切に進めてまいりたいと考えております。

JR九州、鹿児島県、沿線自治体、関係団体等による関係者一体となって利用促進に向けた様々な取組を実施し、今後とも効果につなげるための新たな施策も検討しながら、利用促進を含む路線の活性化に向けた取組を前に進めていきたいと考えているところです。

○9番禰占通男議員 その勉強会について、1日の往復便の便数を増やすとか減らすとか、そういう話は1回も出ないんですか。そこを聞いておきたい。

○日渡輝明企画調整課長 この勉強会につきましては、今後、協議をどのような形で進めていくのかということについて、まず話合いを始めたところでありまして、その中で先行事例として紹介された富山市の例等を踏まえた形での話合いが始まっている段階でありまして、今、質問者からございましたようなことにつきましては、まだ議論のテーブルに上がっていないところでございます。

○9番禰占通男議員 この鉄道の輸送人員が減ったのも往復便が少ないということですよ。私も指宿から10時過ぎに出て枕崎についたのは3時です。何でかという、指宿枕崎線の山川から先がうちに来る列車がない。それで山川駅に着いたらもう歩いて帰ろうかと、枕崎高校も開聞から歩いて来る行事があったんですけど。それでね、可能な、駄目だったらヒッチハイクでもって考えたんですけど、本当に鉄道はあるけど役に立たないということですよ。そしてまた便数が減ると負の連鎖ですよ、乗る人はいない。前は鹿児島から枕崎まで3時間、バスは2時間ぐらいと1時間早く着いたからこそ、みんなバスを利用して。

それで、夕張市の話の皆さんも御存じだと思いますけど、もう20年になるそうです。鉄道から撤退してバス路線に切り替えた。それで、そのとき鉄道会社にお願ひしたことは、停留所を増やすこと、便を増やすこと、そして施設に係るものは全部出してほしいと言ってそれが20年たつてずっときて、日本の見本みたいにして走ってきたんですけど、ここに至って運転手不足で、このバスの運行もままならなくなって、また何かを考えないといけない。現在、北海道知事で

ある鈴木氏が夕張市長であった時代ですよ。

彼も、地域おこし協力隊みたいに派遣して、懇願されて市長になった人です。本当に私はあの人の一挙手一投足を事あるごとに見ております。ですから、便数を増やして利活用ができるのか、また経費がかかる。そしたら20年、30年後の路線の変換もそろそろ考えてはいいいんじゃないですか。

この件については質問を終わって、次の質問に移ります。

今回、東日本大震災以後に熊本地震もあり、そしてまた今回、もう8年、10年置きぐらいに大きな地震が繰り返されております。

それで、この今回の地震についてですね、突発的自然災害における日曜・祝日の指定避難所開設の手順はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○平田寿一総務課参事 避難所の開設決定は市の災害対策本部等で行いますが、開設を決定した後、福祉対策部から担当職員に避難所開設の連絡を入れ、連絡を受けた職員は福祉課に参集し、避難所として使用する施設の鍵などを預かり避難所を開設するという手順になっております。

○9番禰占通男議員 今回、正月で私も4時過ぎ、いとこのところでテレビを見とって、最初はそんなに大きくないかと、この二、三年ずっと震度5、6度強の地震が続いておるのが現実でしたので、まさかそこまでとは本当に思いました。

それで、いろいろそれからニュースが入って見聞きするうちに、避難所に到達するんだけど鍵がかかっている、開けられない、ガラスを割って入っている。

そして、富山市か富山県の部分では、海岸の近くの避難所には行かないで、1キロぐらい離れたそこに避難民が殺到して、そしてそこもガラスを割って屋上に上がる階段に殺到して、そしてそれをまた校長と教頭がガラスを割った人を探しているということは全国放送でされました。もうそれで多分非難ごうごうになったと思います。人命が先か、施設のガラスの損傷が先かと。それで、今は防火壁みたいな足で蹴破るものもあるし、いろいろ方法はあると思います。

だから、私も今担当参事といろいろ話をしました。ですから、うちは台風がほとんどです。台風は前もって大体1週間、10日前から分かるから準備は可能ですけど、この地震、津波、これはもう本当に対応はそのときでないと分かりませんので、担当者からありましたように、鍵を開ける方法もいろいろあると思いますけど、今後、今までと違って簡単に開けられるとかそういう改定というのは何か考えていないんですか、方法的に。

○平田寿一総務課参事 今の時点では、先ほど答弁しましたように、担当課のほうで鍵を持っている状態ですけれども、今質問者が言われたように、突発的なときには間に合わない場合が想定されます。

今の時点では、これといった有効な策はないんですけれども、実際、今回の地震でそのようなことがありましたので、また本市でもそういった災害が起きたときに対応できるように、これから検討してまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 今、安くてぱっとつけられるデジタルロックみたいなものもありますので、その活用もよろしくお願いたします。

次のこの2次避難所の問題ですね、昨日も福祉避難所というのが出ましたので、これは省いて、宿泊施設としてのホテル、旅館、その他の宿泊施設への活用ということで、2次避難所、市内でできるのか、ほかの県内の市町村で対応するのか、また補正でも言いましたように、県外に行く場合は県が関わらなければならないという防災計画なんかにも出ていますけど、2次避難所についてはどのような考えがありますかね。

○平田寿一総務課参事 避難所での避難生活が長期化する場合、避難所の衛生環境が確保できないケースもあり、配慮が必要な方は避難生活を送るのが難しく、介護やケアが必要な人たちについては福祉避難所やホテル、旅館などの2次避難所に移る必要があります。

本市の地域防災計画では、質問者が言われたように、本市に2次避難所として使用できる施設がなく、市外への広域的な避難が必要であると判断した場合においては、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対して当該都道府県との協議を求めることとなっております。

具体的な避難先については、他自治体の被災状況等も関係してくることから、特定の避難先は決まっていないところですが、住み慣れた土地を離れたくないとか、どこに避難するのか分からず不安であるなど、2次避難が進まない課題もあります。

2次避難先を選定する際は、そういった避難者の不安を取り除くことにも努めていかなければならないと考えております。

○9番 禰占通男議員 そして、避難所といえば、食料、水の備蓄品ですけど、今回も先ほど説明した避難所の部分はもう700人ぐらいで、3日分ぐらいあった食料がただ二、三時間で尽きた。もう本当に悲惨な文明国とは言えないような対応になっておるところです。この備品の備えというのは現在はどうなんですかね。

○平田寿一総務課参事 本市の備蓄につきましては、鹿児島県地震等災害予測調査において想定される本市の最大被災ケースの避難者数を参考に220人分とし、支援物資が到着するまでの間をしのぐ3日分を備蓄しております。また、市内外の大型店舗とも大規模災害時に物資を迅速かつ円滑に供給するための協定を締結しておりますが、避難所に想定数の数倍の避難があった場合は、飲食料はすぐになくなってしまいます。

そのためにも、各世帯における備蓄の重要性を市民の皆さんに十分理解していただき、備蓄を実践していただけるよう、特に食料の備蓄も大切ですが、携帯トイレの十分な備蓄についても、出前講座や市総合防災訓練等を通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。

○9番 禰占通男議員 もう一点、一応、指定避難所、公民館等の任意的な避難所でありますけど、南さつま市も野間池地域のほうはもう道路の崩落でいろいろ問題があり新聞にもありましたように、備蓄をするということがありましたので、本市としては平地が割と多いので大丈夫だと思いますけど、ゆくゆくは備蓄倉庫の今、妙見1か所じゃなくて、別府地区とか、そういう公共的施設にある程度の備蓄も必要ではないかとお願いしておきます。

次の質問ですけど、この発災による道路の土砂崩れや崩落、家屋の倒壊の対策はどのようになっているのかを質問いたします。

それと、続いてこの災害協定の現況はどのようになっているのかと、お願いいたします。

○松田誠建設課長 大規模災害時に、道路の土砂崩れや崩落、家屋の倒壊などの道路通行に支障がある場合は、社団法人鹿児島県建設業協会加世田支部と締結している、大規模災害時における応急対策に関する協定書に基づき、市内建設業の皆様は障害物の除去などの、応急対策業務を協力要請することとしています。

例年、年度当初に建設業協会と各建設業者の地区割りや、連絡網について協議し、災害時に備えているところです。

応急業務の内容としましては、公共土木施設の被害情報の収集及び市への報告、公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧、その他、市が必要と認める業務となっております。

また、本市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合は、鹿児島県及び県内市町村間の災害相互応援協定に基づき、鹿児島県へ応急措置の協力を要請することとなり、それ以上の大規模災害の場合は、国土交通省九州地方整備局との災害応援協定に基づき、九州地方整備局に応急措置の協力を要請することとなります。

○9番 禰占通男議員 災害となると、本当に建設土木業者にお世話にならないといけないんですけど、今課長がおっしゃられましたように、市内の関係者は台風とかいろんな災害があったときはもう大体、業者間で分かって、そこに先に走るみたいな感じなんですよ。

やっぱり大規模な災害の場合もそうなりますかね。こちらは指示しなくても、向こうが自主的に行くとは思っているんですね、業者の話を知ると、どうなのでしょう、確認なんですけど。

○松田誠建設課長 先ほどの答弁にもありましたけれども、年度当初に建設業の協会と地区割りと連絡体制について協議をいたしております。それに基づきまして、組合のほうから各担当の責任者に連絡がいきまして、災害の状況を確認するということになっております。

○9番禰占通男議員 次の本市の緊急輸送道路指定はなされているのかどうかということをお伺いいたします。

○松田誠建設課長 まずは、緊急輸送道路とは、災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、県知事が指定した道路となります。

本市では、第1次緊急輸送道路として、国道225号、国道270号の全線と町頭交差点から指宿市方面に通じる国道226号の一部が指定されております。

なお、県道枕崎知覧線の全線と町頭交差点から南さつま市坊津町へ通じる国道226号の一部は、第2次緊急輸送道路として指定されております。

○9番禰占通男議員 この点については、課長からこれは県が指定するものだということで教えてもらいましたが、簡単に言えば、これも防災計画、私がもらっているうちの防災計画には225号線が出てこないんですよ。それで、次の3番目の本市の交通途絶予想箇所は国道226号枕崎・別府70メートル間、国道270号の湯穴・金山500メートルと防災計画にはなっておりますけど、これで十分なのかということをお伺いいたしております。

○松田誠建設課長 枕崎市地域防災計画の資料編に記載されております、本市の交通途絶予想箇所は、緊急輸送道路などの幹線道路で、河川の氾濫、浸水、高潮などにより交通途絶が予想される箇所を、鹿児島県水防計画書において定めているものです。

御質問のとおり、のり面の崩土が予想される国道226号の岩戸付近と東白沢付近のほか、道路冠水が予想される国道270号の湯穴付近が指定されています。

鹿児島県では、緊急輸送道路などの幹線道路においては、のり面変状などの防災カルテを作成し、定期的に点検していることから、指定箇所以外では、のり面の崩土は予想していないと伺っています。

また、国道225号を所管する鹿児島国道事務所においても、年1回、のり面変状点検を実施しており、のり面の崩土が予想される場合は、速やかに情報公開などの対応をすると伺っております。

○9番禰占通男議員 この問題については、能登半島地震においては北陸地整と新聞には出ていましたが、北陸地方整備局のことだと私は思います。

それでうちが担当になるのは九州地方整備局と参集体制や分担、いろいろ計画道路を開通するための策定をしてなかったということで、本当に大きな孤立を生んだ原因だと私は思っております。これがないように、今、課長から言いましたように、うちは山が低いですからあんまり関係ないかなと思うけど、心配に越したことはないと思います。

次の質問ですけど、この南さつま市及び大隅3町の県半島特定地域振興協議会で半島防災を協議されたと新聞で報告がありました。この本市の取組などはどうなっているのか。

うちと南九州市、ほかの市町村とですね。これは地域活性化ということで最初設立したみたいだけど、今後の能登半島地震においてそれは必要だと、多分、隣の本坊市長が呼びかけたと思います、そこは書いてなかったんだけど。うちとしてはどのようなほかの市町村との協定とか、そういうことは考えられますかね。

○平田寿一総務課参事 南さつま市及び大隅3町の県半島特定地域振興協議会とは、薩摩、大隅両半島の先端に位置する南さつま市、錦江町、肝付町、南大隅町の1市3町で構成する協議会で、

さきの新聞報道等でもありましたが、半島防災について協議を行ったとありました。

本市において、特定の自治体とこのような協議会の結成や災害時の相互応援協定は締結していませんが、平成19年に鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定を締結しており、被災した市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合、県及び県内市町村による応援活動を行う内容の協定となっております。

この協定により、県内市町村と災害時の相互支援を行う体制はできていると考えておりますが、特定の自治体と相互応援協定の締結については、その必要性やメリットを考え、また、被災ケース等を想定しながら、今後、研究してまいりたいと考えております。

○9 番禰占通男議員 次の質問の発災後の上下水道の応急対策について、応援協定、復旧計画策定、断水対策、耐震適合率への対応はどのようになっているのかを質問いたします。昨日もありましたので、重複するところは簡単をお願いします。

○上園秀人水道課長 発災後の上下水道の応急対策についてでございますけれども、昨日の答弁と重複する部分もでございますけれども、応援協定については、水道事業においては、枕崎市水道工事業協会と、災害時における水道の応急活動に関する協定書を締結しておりますので、それに基づきまして実施していただくことになっているところでございます。

また、今回の能登半島地震、熊本地震や東日本大震災など、職員や地域内で対応できない場合には、日本水道協会との総合応援協定に基づきまして、状況に応じた支援活動をしていただけたこととなっているところでございます。

下水道施設が被災した場合は、下水道施設危機管理マニュアル及びBCP業務継続計画を基に復旧をしていくこととなりますが、被災時における応援協定は、国土交通省九州地方整備局や県、日本下水道事業団などの公共団体や枕崎市建設組合ほか6社の民間企業と応急復旧協力及び資機材の提供依頼、被災状況調査、燃料供給などの支援をしていただけた協定を締結しているところでございます。

復旧計画につきましては、上水道事業では、災害時には水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失に伴う配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じることが予想されております。

また、下水道事業では、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すれば、し尿処理に多大な支障が生じることが想定されているところでございます。このため、重要度及び優先度を考慮した水道管施設の復旧、下水道施設の復旧を行うこととしているところでございます。

復旧計画は、水道事業では、緊急管理マニュアルとして地震対策編、風水害対策編、管路事故・給水装置凍結事故編を策定しております。下水道事業においては、業務継続計画で基本編、地震津波編、新型インフルエンザ編を策定しております。それぞれの災害の種類や規模などに応じた対応をすることとしているところでございます。

当面の水の確保・備蓄についてでございますけれども、本市水道事業で保有している配水池は、市内に9か所ございますけれども、満水で8,568立方メートルの水道水を貯水して運用しているところでございます。そのうち主要な配水池である片平山配水池の3,000立方メートル、木場配水池の3,000立方メートル、俵積田の増設配水池700立方メートル及び牧園配水池100立方メートルには、緊急遮断弁を備えております。この緊急遮断弁は、震度5以上の地震が発生し、配水流量が過大流量で水位が半分となった場合、自動で緊急遮断弁が閉じて緊急用水を貯水する仕組みとなっているところでございます。このようなことから、大きな地震などによる災害時でも、2,500立方メートル程度が飲料水として利用できるため、発災後3日までの災害時の1人1日当たり3リットルの飲料水の供給目標分は確保できるものと考えているところでございます。

また、主要な水源として運用している深浦水源地や白沢水源地の湧水、8か所の井戸も地震直

後の濁りがなくなりましたら、水源地では、応急給水用水も確保できているものと考えているところでございます。

耐震適合率についてですけれども、現在報道されている耐震適合率は、基幹管路の適合率として公表されておりますが、基幹管路とは、導水管、送水管及び配水管のうち口径300ミリ以上の管路や各送水、配水施設までの連絡管等となっているところでございます。

本市では、基幹管路3万4,384メートルのうち、2万0,239メートルが耐震適合性のある管路となっております。令和4年度末の基幹管路の耐震適合率は58.9%となっているところです。

水道施設の耐震化につきましては、本市では、県の地震等災害予測調査に基づき、最大震度5強と想定しておりますので、地震レベルではレベル1に相当することになります。そのため、レベル1地震動に対応できる水道施設を構築していくものとして、現在、老朽管更新事業等を実施しているところでございます。

○9番 禰占通男議員 今、課長からもありましたように、本市は耐震適合率も58.9%と本当に課長からも伺ったんですけど、古い管を新しいものに変えていくから率が上がるんだということですね。

それで、次の2つの残る質問も同時にしておきますけど、水の確保、し尿の処理、通信の途絶に対する対応、これが一番の能登半島地震の大きな問題ではなかったかなあと思って、そして無事に命が助かって、感染症、そしてまた関連死で亡くなる。これ本当に何か残念で関連死はね、せっかくもらった命をまたなくすというのはここが一番の災害対策の重要な部分じゃないかなと思っております、私は。

それで、次の5番目と6番目の質問をもう時間がないので一緒にお願いしたいと思いません。

能登半島地震、熊本地震でも問題になった避難所等のし尿処理対策はできているのか。また、6番目の電源喪失時の対応はできているのか。また、発災後の自治体間のメールの送受信やネット閲覧への影響について、また市民への情報発信対策、また情報収集についてお伺いいたします。

○立石秀和市民生活課参事 災害時における避難所等のし尿処理対策につきましては、本市の地域防災計画、災害廃棄物処理計画等に基づき対応していくこととなります。

まず、仮設トイレ等の設置につきましては、発災後、速やかに仮設トイレ等の必要な場所及び数量を把握した上で、避難所には、仮設トイレ及び簡易トイレ等を設置し、また、断水世帯には、自宅トイレの便座等に装着して使用できる便収納袋を配付することとしており、備蓄数が不足する場合は、協定事業者、他自治体等からの手配を行うこととしております。

現在、本市が備蓄している簡易トイレ等につきましては、簡易トイレが30台、携帯トイレが3,300回分を備蓄しておりますが、仮設トイレの備蓄はないところです。

仮設トイレの備蓄につきましては、鹿児島県の災害廃棄物処理計画の中で、一市町村で大規模災害に対処し得る備蓄を行うことは合理的ではないため、周辺市町村と協力し、広域的な備蓄体制を確保するとともに、仮設トイレを備蓄している建設業事業者団体、レンタル事業者団体と災害支援協定を締結し、し尿処理体制を確保するとされていることから、県に協力要請を行い仮設トイレの設置を行っていきたいと考えております。

次に、し尿の収集運搬についてですが、衛生上及び1基当たりの許容量の観点から、避難所等の仮設トイレの収集を優先するものとし、通常のくみ取り世帯、避難所、断水世帯におけるし尿の発生量、収集必要頻度を把握した上で、収集処理計画の策定を行い、収集運搬の実施主体は、原則、し尿の収集運搬許可業者とし、不足する場合には県へ支援要請を行い、収集運搬体制を確保することとしております。

し尿の処理につきましては、原則、南薩地区衛生管理組合のアクアセンター万之瀬で行うものとしておりますが、施設の破損による一時稼働停止や受入能力を超える場合については、下水道

処理施設並びに他自治体及び民間事業者での処理の実施など、各種処理可能方法を検討した上で、収集処理計画を策定し実施するものとしているところです。

○平田寿一総務課参事 要旨の6番、それから(1)、(2)について答弁いたします。

まず、市役所の電源確保についてですが、本庁舎の北側に自家発電設備を設置しており、災害対策本部となる本庁舎の2階部分と端末サーバーなどを置いてある情報政策係、それと建設課に電気を供給できるようになっております。

また、自治体間のメールの使用については、L G W A Nという専用回線につながっておりますので、電源が確保できればメールの送受信やネットの閲覧も可能であります。しかし、専用回線が断絶した場合やサーバー等が破損した場合は、当然のことですが、メールの送受信もネットの閲覧もできなくなります。

そうした場合の通信手段としては、県の防災行政無線システムの端末や衛星携帯電話及び衛星系のファクスで通信ができ、仮に庁舎が被災し端末等が壊れた場合においても、衛星携帯電話を持ち出せば通話はできるようになっておりますので、通信手段の確保はできているところです。

そして、災害時の市民への情報発信につきましては、防災行政無線から発信しますが、仮に市役所が被災した場合は、消防署に設置してある遠隔制御局から放送できるようになっております。さらに、市役所、消防署の両方が被災した場合でも、携帯用防災行政無線機器を使用し、片平山グラウンドなど屋外の高い場所にアンテナを設置すれば放送は可能となっております。

また、市内44か所に設置してある屋外拡声子局にはバッテリーを搭載しておりますので、停電時であっても放送を流すことはできます。

情報の収集につきましては、庁舎が被災した場合には端末や電話等も使用できませんので、個人のスマートフォンや市役所各部署に配備されているタブレットを使用し、通信環境の整っている場所で情報を収集することになると思います。

○永野慶一郎議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

次に、日程第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、御手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時33分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和6年3月21日)

令和6年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第4号）

令和6年3月21日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	17	枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	18	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	〃
3	19	市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	20	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	28	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	30	公の施設の指定管理者の指定について	〃
7	請1	「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願	〃
8	陳2	川内原発20年延長に関する陳情	〃
9	陳3	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情	〃
10	21	枕崎市地域猫活動推進事業基金条例の制定について	産厚
11	22	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	23	枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
13	24	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
14	25	枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定	〃

		める条例等の一部を改正する条例の制定について	
1 5	2 6	枕崎市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
1 6	2 7	枕崎市内鍋リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例の制定について	〃
1 7	2 9	枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定について	〃
1 8	陳 1	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書に関する陳情	〃
1 9	3	令和 5 年度枕崎市一般会計補正予算（第 9 号）	予 特
2 0	4	令和 5 年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃
2 1	5	令和 5 年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	〃
2 2	6	令和 5 年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	〃
2 3	7	令和 5 年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第 3 号）	〃
2 4	8	令和 5 年度枕崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃
2 5	9	令和 5 年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃
2 6	3 1	不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 4 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員	2 番 下 竹 芳 郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員	4 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 水 野 正 子 議員	6 番 立 石 幸 徳 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員	8 番 眞 茅 弘 美 議員
9 番 禰 占 通 男 議員	10 番 平 田 るり子 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員	12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長	鷲 山 美津代 書記
宮 下 和 也 書記	川 瀬 裕 也 書記
山 口 美津哉 書記	

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	本 田 親 行 副市長
山 口 太 総務課長	日 渡 輝 明 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	松 田 勇 一 市民生活課長
籠 原 正 二 財政課長	福 永 賢 一 福祉課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長	松 田 誠 建設課長
沖 園 信 也 農政課長	西 村 祐 一 健康課長
鮫 島 眞 一 税務課長	川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
上 園 秀 人 水道課長	今給黎 仁 水道課参事
平 塚 孝 三 市立病院事務長	橋 口 和 洋 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
森 智 賀 健康課参事	中 村 俊 彦 農政課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事	立 石 秀 和 市民生活課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長	田 代 勝 義 企画調整課参事
平 田 寿 一 総務課参事	木之下 浩 一 教育長
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長	森 健一郎 学校教育課長
木 浦 勝 美 生涯学習課長	永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
木口屋 和 彦 選管事務局長	宮 原 司 消防長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長	中 原 広 次 警防課長兼消防署長
中 山 俊 吾 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第9号までの9件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第9号までの9件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の一部改正により、個人番号の利用及び情報連携に係る規定が見直されたことに伴い、「特定個人番号利用事務」、「利用特定個人情報の定義規定」を設けるとともに、番号法を引用した文言について、条文の整理を行うものであります。

委員から、今回の法改正に伴い、より情報連携が図られ、利用範囲や利用方法等も広がっていくようだが、その一方で、公金受取等で別人の名義がひもづけされたり、情報が漏れたりなどといったシステム上の問題は、全部解消されているのかとの質疑があり、国ではデジタル庁を中心とした総点検が実施され、昨年12月に総点検の結果が公表されているとのことでした。

また、鹿児島県の状況としては、今回総点検の対象となった事務については、県の4事務と6市町村の19事務が個別データの点検等がされており、昨年9月から対象の事務のマイナンバーのひもづけ状況の確認等が行われているということであり、本市においては、個別データの対象機関とはされておらず、ひもづけ誤り等も確認はされていないとの説明がありました。

次に、委員から、マイナンバーの個人番号の利用については、番号法により社会保障、地方税、防災に関する事務のほか、各地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても個人番号を利用することができるとのことだが、本市が条例で定める独自利用事務にはどのような事務があるのかとの質疑があり、本市では、枕崎市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務、枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務、枕崎市重度心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務の3つを独自利用事務として定めているとの説明がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律により、パートタイムの会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができることとされたこと等に伴い、枕崎市職員の育児休業等に関する条例、枕崎市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、枕崎市監査委員条例、枕崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び枕崎市立病院事業の設置等に関する条例の5つの関係条例について所要の改正を行うものであります。

この条例における主な改正内容としては2点あり、1つは「会計年度任用職員に勤勉手当を支給する規定の整備」であり、もう一つは「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いの変更」であるとのことでした。

委員から、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることによる影響額について質疑があり、令和6年度の当初予算においては、会計年度任用職員163人のうち勤勉手当の支給対象者は約120人で、3,100万円程度で積算しているとのことでした。

また、委員から勤勉手当が支給されることは会計年度任用職員にとっても喜ばしいことである

が、その一方で支給金額が増えることで、いわゆる年収の壁の関係で扶養を外れるため、採用希望者が少なくなるのではないかとの質疑があり、現在、会計年度任用職員として雇用されている職員163名のうち40名程度は短期事務補助職員であるが、それ以外の事務補助職員等、6か月以上1年間程度雇用されている会計年度任用職員については、ほとんどが社会保険に加入されているので、扶養から外れる・外れないといった問題は、多くの方では発生しないと認識しているとの説明がありました。

また、委員から、本件に関連し、これから枕崎市役所を担っていく30代後半から40代の人員が不足していると感じるため、今後を見据えて、職員採用の在り方についても工夫をしていただきたいと要望があり、当局としても、特に技術職員の採用に苦慮しており、採用に向けて年齢枠も40歳まで広げているが、今後は技術職の確保に向けて随時募集なども検討しながら、人員の確保に努めていきたいとのことでもあります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長等の給与に関する条例においては、現在の市長の任期中に限り実施することとしている市長5%、副市長及び教育長4%の給料月額減額措置に関する規定を、また、枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の改正においては、同じく現在の市長の任期中に限り実施することとしている医師でない病院事業管理者の4%の給料月額減額措置に関する規定を廃止しようとするものです。

委員から、市長等の給料月額を本則に戻した場合の影響額について質疑があり、市長は月額で3万7,550円の増となるので年間にして約45万円の増、副市長は月額2万3,600円の増となるので年間約28万3,000円の増、教育長は月額2万2,320円の増となるので年間約26万7,000円の増ということで、合わせて年間約100万円の増となるとのことです。

本件については、当局から提出された枕崎市特別職報酬等審議会の答申書と、県下19市の特別職及び病院事業管理者の給料の額に関する資料も確認しながら審査を行いました。委員から、今回、特別職報酬等審議会がこれまでの経緯や経済情勢の推移、官民給与の動向、本市の財政事情等を総合的に十分考慮して出された答申は尊重されるべきであり、特に、令和5年4月1日現在において、本市の市長、副市長及び教育長の給料月額については、本則の額においても、いずれも19市の中で最も低い額となっている状況にあることから、その職責や市勢に与える影響等から見ても、減額措置に関する規定を廃止し本則に戻すことは理解できるものとの認識が示され、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、防疫作業手当について、家畜伝染病に係る防疫作業をその支給対象とし、当該作業に従事したときの手当の額を1日380円に定めようとするものです。

今回の条例改正に至った主な経緯としては、令和4年12月に、南九州市の農場で高病原性鳥インフルエンザが確認され、県の要請を受け本市職員が防疫作業に従事したことから、防疫作業手当の支給等について、県内自治体の支給状況等の調査を行いながら検討してきた結果、今回の提案に至ったとのことです。

なお、県内19市中、9市が既に支給している状況であるとのことです。

審査においては、委員から、鳥インフルエンザ等が発生した際に殺処分まで伴う防疫作業に従事する職員の精神的な負担の対価として380円が妥当なのか、本市独自の上乗せを今後検討していく考えはないのかとの質疑があり、他市の状況等を見ても高いところで500円、低いところは190円という状況だが、本市は、これまでも職員給与については均衡の原則による国公準拠とい

う考え方で給与改定等を行っているので、今回の防疫作業手当についても、他の特殊勤務手当と同様に、国県の額に合わせて1日当たり380円に設定したとの説明がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を改定しようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、枕崎ヘリポートの指定管理者として、南薩エアポート株式会社を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

審査においては、委員からヘリポートの管理運営業務の内容について質疑があり、ヘリポートの管理運営業務については、指定管理に当たり、管理運営に関する基本協定を定めているが、その基本協定の中では、管理運営業務に係る範囲としては、ヘリポートの運営、安全に関する業務、ヘリポート施設の使用許可に関する業務、管理物件の維持管理に関する業務、その他ヘリポートの管理運営に関し、市長が必要と認める業務となっているとの説明がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の採択を求める請願について申し上げます。

本件は、枕崎市妙見町在住の方から、橋口議員を紹介議員として提出されたものであります。

審査においては、まず委員から、本市のフリースクールの設置状況について、当局に説明を求めたところ、現在、本市においては、フリースクールについては設置がなされていないとのことであり、また、他市のフリースクールに通級している本市の児童生徒はいないとのこと各学校から報告が上がってきているとの説明がありました。

この点に関し、委員から、本市にはフリースクールが存在せず、またフリースクールに通っている子供の実態がない中で、本請願について、市議会として責任ある審査はできないのではないかとの認識が示され、紹介議員に対し説明を求めたところ、市内にはフリースクールの実態はないが、他市に存在するフリースクールはオンラインで運営されており、本市の児童生徒の中にも所属している状況があるとの説明がありました。

次に、委員から、本市教育委員会では令和6年度から枕崎市立図書館の3階を活用して教育支援センターを設置する計画が示されているが、同センターが設置されることで、本市の不登校児童生徒の課題は、どの程度解決し前進すると捉えているのかとの質疑があり、これまでは、学校以外の学びの場が本市にはなく、不登校の子供に関する相談機関や学びの場は、市外に頼らざるを得ない状況で、移動等で保護者に経済的な負担があったが、令和6年度から本市に教育支援センターが開設された場合、不登校の子供たちの学びの場の提供だけでなく、保護者の経済的な負担が大幅に軽減されることや、学校など関係機関との連携が容易になり、様々な支援につなげられるようになるため、本市の不登校対策がかなり前進すると考えているとの説明がありました。

この点に関し、委員から教育支援センターとフリースクールの違いについて当局に説明を求めたところ、どちらも不登校児童生徒の学びの場という点では共通しているが、教育支援センターは、市が設置し費用は無料で受けられるのに対し、フリースクールは民間の施設であるため、規模や活動内容が多種多様で、入会金や授業料が発生する場合がある点で異なるとの説明がありました。

次に、委員から紹介議員に対し、請願には利用料金が月額3万3,000円程度という経済的負担

に加え、時間的負担、心理的負担がかかるので、その負担軽減のための経済的支援の在り方について検討し、必要な財政上の措置を講ずることとあるが、具体的にはどの程度の支援を求めているのか説明を求めたところ、教育機会確保法の基本理念に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」という点で、財政上の措置とは、学校への支援、家庭への支援の2つの考え方があると思うが、今回の請願の趣旨はフリースクールに子供を通わせる保護者に対して、その一部でも支援をして頂くことで、フリースクールに通いやすい子供たちが多くなるようにということで、保護者への支援であると理解しているとの認識が示されました。

本件の審査においては、このように、紹介議員に対し請願の内容を確認するとともに、本市におけるフリースクールに関する状況や教育支援センターの展望等について教育委員会に説明を求めながら慎重に審査を行いました。委員からの意見としては、請願の内容に対して異議はないが、本市が教育機会確保法の下、令和6年度から不登校対策として教育支援センターに取り組もうとしている中、フリースクールに通う子供の保護者に対する経済的支援を求める内容の請願を採択することは、時期尚早であり継続審査として、本市教育支援センターの運営状況等を見てから本市議会として責任ある結論を出していくべきではないかとの意見が出された一方、請願は、不登校児童生徒の多様な学びの確保を求めるもので、本市にも不登校児童がいるという実態や潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられること。また、本市は来年度から教育支援センターを設置し、不登校児童対策に取り組むが、教育支援センターにも足を運ぶことが難しい子供を守る受け皿、多様な学びの場として、フリースクールがあり、そこに通う子供の保護者に対して支援を求める本請願を採択し、地方から国に対し声を上げることが必要ではないかとの意見が出されました。

本件は、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号川内原発20年延長に関する陳情について申し上げます。

本陳情は、金山町在住の方から提出されたものです。

審査においては、委員から、能登半島で起きた地震で改めて原発の脅威を考えさせられたように、原発が身近にあること自体が恐怖であり、原発20年延長には反対であるといった意見があった一方、県当局及び県議会ともに川内原発20年延長に関する対応が明確になっている中で、一市議会として言及することはいかなるものかといった意見が出され、本件は、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、栄中町在住の方から提出されたものです。

審査においては、まず当局から、陳情の願意である実態調査を求めることについて、市としても、パワハラに関する対策、措置に関する義務が法律で定められているので、実際に政党機関紙の勧誘行為において、心理的な圧力を感じたという実態が本当はないのかどうか、実態調査を行いたいとの説明がありました。

これを受け、委員から当局に対し、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査に限らず、報道等で全国的に問題となっている、首長、議員のパワハラ・セクハラ等の調査も実施していただきたいとの要望がありました。

本件は、当局から実態調査を行いたいとの考えが示されたことにより、陳情の願意は達成されたものとして、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、日程第7号に対し討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、平田るり子議員。

○10番平田るり子議員 請願第1号「不登校児童生徒に対して多様な学習機関の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願に対し、反対の意見で討論いたします。

まず初めに、私の知人も現在、お子様の不登校に悩み、時間の許す限り付き添い、子供が学校に戻りたいと思ったときにいつでも戻れるように、保健室登校、別室登校をしています。そのことを含めて、フリースクールの実態をしっかりと調べ、今回請願に臨み、答えを出しました。

まず、不登校にも様々な原因、程度があるということ。フリースクールにもまた多様なものがあるということ。その中でも最も母数の多い、不登校児童生徒を受け入れ、学校復帰を目指さないタイプのフリースクールという存在を知り、かわいそうだけで答えを出しては危険だということに気づきました。子供が戻りたいと思い再登校を目指すとした場合、元の学校に戻る事がかなり厳しくなるということです。

このタイプのスクールは、次のルールの運営が特徴的です。

いつでも好きな日・好きな時間に通ってよい。授業のカリキュラムはなく、好きなこと、やりたいことを優先させる。無理に進めない、子供がその気になるのを待つ。

一度この環境に慣れてしまうと、学校に戻ること、もっと言うと社会に戻ることがかなり厳しくなります。社会に出ると、こんなルールの環境は限りなく少ないからです。

親の役割は、子供を自立させ、社会に送り出すことだと考えます。この環境は、子供を自立から遠ざけ、子供の自立をより一層困難に導くおそれがあると考えます。

人間はそんなに強い生き物ではありません。ある程度強制される環境がないと、自分を律することなんてできないものです。

大人でも、ダイエットや禁煙、ギャンブルなども強制しなければとても難しく、大人さえもそうであるのに、人生経験の少ない子供たちはなおのことです。

世の中は残酷な競争社会です。勉強でよい成績を取ればよい学校に行けて、よい学校に行けばよい会社に行けます。しかし、その中で、全国に何十万人といる同い年の子供たちと競わなければなりません。そして、同い年の子供たちもまた大変な中、学校に行って、塾に行って、毎日頑張っているんです。

苦しい今を親子で乗り切らなければ、この子らはストレス・苦しみを回避する力を、つらいことを乗り越える力をいつ養うのでしょうか。社会に出ていくのは、最終的には子供たち自身です。親は先に亡くなります。子供たちの将来を思えば、こういった現実を伝える使命を私だけは持ちたいと、嫌われてでも子供たちの人生が前に進むことを願っています。

先日、卒業式に招待いただき、子供たち一人一人を見ながら、厳かな雰囲気の中で自信に満ちあふれ、凜とした姿を見て、この姿はどこからにじみ出されるものかと考えていました。

不登校という機会を子供たちが成長するチャンスと捉え、乗り越えるということはすごい成功体験になると考えます。多様な教育・学びは、高校、大学でいくらでもできます。集団のすばらしさ、集団のストレス適応、これは義務教育でしか培えません。

ここをいかに子供たちに体験させ、すばらしさがストレスを吹き飛ばせるか、大人はしっかり見守る必要があると考えます。

フリースクールを営業されている皆様は、それぞれ熱い思いで営業されていると思います。そんな志の方に紛れ、裏切るようなフリースクールの実態が存在しています。

現に、フリースクールも後悔しているという声もあります。この問題はかなり難しい問題です。だからこそ、いつでも細かいところまで寄り添える本市で目を配る体制づくりが必要と考えます。

今回の請願の求めは、フリースクールの費用負担支援の求めですが、無料のフリースクールもあります。同じように塾も費用はかかります。そして、子育て支援もこれから拡充されます。何

よりも子供たちを利用し、公的資金を悪用するフリースクールを無造作に増やしてしまうことを許してはいけないと思います。守るはずの子供たちを犠牲にしてしまう、これだけは絶対にあってはなりません。

子供の苦しみは、親として心が張り裂ける苦しみ、私自身も経験しています。親もまた子育て1年生です。

悩み苦しむ親の心に寄り添い、子供たちを社会に送り出せる道を、本市の教育委員会に働きかけ、いつでも普通のクラスに戻れる体制で、子供が精神的なものであるのか、いじめであるのか、身体的なものか、家庭の問題か、先生との行き違いかなど、ここではクラスにおける児童生徒の教えの取組も必要だと思います。クラスにおける児童生徒の道徳教育も必要と考えます。

ありとあらゆる面から感じ取り、教育機関、医師とも連携し、枕崎の宝である子供たちは、本市で全て支援し、守り抜く体制をつくり、本市の子供たち、親を孤独にさせない一日も早い体制づくりの提案を求め、以上、不特定多数のフリースクールに経済支援制度の求めを国の関係機関に対する意見書の請願に反対の立場といたし、反対討論といたします。

○永野慶一郎議長 次に、辻本貴志議員。

○3番辻本貴志議員 私は、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願に対し、賛成の立場で討論させていただきます。

不登校児童生徒の増加や潜在的な問題に対処するため、多様な学習機会の確保を支援する経済的制度の確立は重要です。不登校の定義が厳密でない場合も考慮すると、実態把握が難しく、支援が必要な児童生徒が見落とされる可能性があります。フリースクールなどの民間施設は、不登校児童生徒にとって貴重な学習場所であり、その利用は大きな負担となっています。

経済的負担が大きいため、支援制度の確立は不登校児童生徒やその家庭にとって大きな助けになるでしょう。教育機会確保法の基本理念2に基づく必要な支援が行き渡っていない現状を改善するため、具体的な対策が求められます。地方自治法第99条に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願することは、この問題に対する重要な一歩となるでしょう。

不登校児童生徒への適切な支援は、子供たちの将来だけでなく、社会全体にとっても重要です。来年度本市でも計画されている教育支援センターを含め、不登校児童生徒の多様な学習の機会を支援することに大いに貢献することになるでしょう。

以上の理由から、賛成討論といたします。

○永野慶一郎議長 次に、眞茅弘美議員。

○8番眞茅弘美議員 私は、請願第1号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願に対して、賛成の立場として討論いたします。

まず、鹿児島県内の同様の陳情・請願の議員発議による採択、意見書提出は3月19日現在で鹿児島県議会、そして10市4町合わせて15の自治体で意見書の提出という決定がなされたようです。

本市では、令和6年度から不登校児童が安心して通える場所として教育支援センターの設置・運営の計画が示されております。

不安を抱えていた子供たちにとって、うれしい希望の一歩が踏み出せるのではと欢喜しております。

しかし一方で、近年、学校以外の教育を求める家庭が増えているのも実情であります。公立学校の先生方も熱心に学校現場で働いてくださっておりますが、実際のところ、先生方は今ある授業が手いっぱいです。不登校児童まで抱え切れないのではないのでしょうか。出席しても自習することになる。つまりは、その子一人一人に応じた個々の対応は、やりたくてもできないのが実情

であると考えます。

令和5年3月文部科学省から、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策についての通知文が発出され、個々の状況に応じた多様な教育機会を確保することが求められています。

様々な事情で学校に行くことのできない子供たちのサポートができるのがフリースクールです。フリースクールは、集団で学習するのではなく個々のニーズに合った場所であり、通いたくない場合はオンラインでも対応できるようです。

このように全ての子供たちに様々な選択肢があってしかるべきです。そして、誰よりも不登校児童その子本人が行きたくても行けないと苦しみ、ネガティブな感情に陥っていることも多いようです。

まずはフリースクールの一番の目的は、家から出て一步を踏み出す、そして生きることの楽しさや、やりたいという意欲・希望が持てるようになる。一人一人に共感し、じっくりと向き合うことのできる場がフリースクールです。

しかし、フリースクールは民間運営のために各家庭の経済的負担が大きく、また自宅が遠方になると、簡単には通えません。しかし、子供の成長に待ったはありません。

誰一人取り残されない全ての子供たちが、今後の日本の未来のためにも私たち大人が全力で支え、見守るという行動を起こすことが求められていると思います。

全ての子供が平等に安心して通える、また居場所づくりとしてフリースクールに通う家庭の経済的負担が軽減されるよう早急に取り組むよう、国へ意見書を提出することに賛成の討論といたします。

○永野慶一郎議長 次に、橋口洋一議員。

○11番橋口洋一議員 私は、請願第1号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願に対して、賛成の立場から討論いたします。

平成28年に制定されました「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」いわゆる「教育機会確保法」において、①よりよい学校をつくること②不登校は問題行動ではないこと、③社会的自立の尊重（登校のみが目標ではなく、自分の進路を主体的に考えられるよう後押し）、④民間連携、⑤学校内外の学びの場を整備、⑥一人一人に合った支援、⑦夜間中学の全国設置、⑧様々な方が学べる環境づくりが求められています。

また、令和元年10月の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」によりますと、教育現場においては、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学校での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。その際に、フリースクールなどの民間施設やNPOと積極的に連携し、相互に協力・補完する意義が大きいこと、がうたわれております。

このように、現在の学校教育において多彩な学習の機会が認められる状況になってはおりますが、その中においてフリースクール等を選択した場合の経済的負担は他のどの機関を選択したときよりも重い負担になっており、その入り口において立ち止まらなければならない家庭もあるのです。

その上で、今回の請願は、請願の本文に記載もありますとおり、様々な事情によりフリースクール等に通わざるを得ない家庭や当事者に対する支援を国に対して求めるものであります。決してフリースクール等を運営する団体への補助を進めることを求めているものではありません。また、フリースクールは本市には存在していないところではあります。通っている子もいない。しかし、フリースクール等を必要としている。フリースクールに登録をしている、そういった子は多数いる状況であります。そういう状況を考慮していただき、この請願を採択するよう申し上

げ、賛成討論といたします。

○永野慶一郎議長 次に、日程第8号に対し、討論の通告がありますので、これを許可いたします。

○7番豊留榮子議員 川内原発20年延長に関する陳情について、賛成の立場から討論いたします。

今年の1月1日、能登半島で発生した大規模な地震は全国に衝撃を与えました。

能登半島には、北陸電力志賀原発があり、幸いにして1、2号機とも運転停止中だったことから、大惨事を逃れることができました。まさに再稼働目前でした。もし地震や津波に原発事故が重なった災害になっていれば、混乱が生じた可能性が高く、能登半島での道路の寸断や建物の倒壊で、住民の避難や退避の難しさが浮き彫りになりました。

そして、川内原発の近くには、国の地震調査委員会がマグニチュード7.5の地震が起きるといふ甕島断層、そして甕島海峡中央断層の存在が明らかになっているといいます。同委員会は、この断層が川内原発直近に伸びる可能性も指摘しており、熊本大学の田中均名誉教授は、川内原発近くに中央構造線活断層帯の存在を証明しています。川内原発を稼働するには、川内原発周辺の活断層を入念に調査し、震度6弱以上の地震が襲わないという確証が必要ではないでしょうか。

川内原発をさらに20年稼働させてよいのでしょうか。今回の能登半島地震を受け、再度検討すべきではないでしょうか。

川内原発の基準値の振動は687ガルを超える震度6弱以上の地震が起きないという完全な補償がない限り、川内原発20年延長に関する陳情に対しての賛成討論といたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

まず、日程第1号から第6号までの6件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号から第20号まで及び第28号の5件は、原案のとおり可決、第30号は可決されました。

次に、日程第7号から第9号までの3件は、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、請願第1号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第8号に対する委員長報告は、不採択でありますので、本会議では採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第8号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第9号に対する委員長報告も不採択でありますので、本会議では採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第9号は、採択すべきものとするに賛成の方の起立を求めます。

[起立なし]

○永野慶一郎議長 起立なしですので、よって、陳情第3号は、不採択と決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時23分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

次に、日程第10号から第18号までの9件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[眞茅弘美産業厚生委員長 登壇]

○眞茅弘美産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第10号から第18号までの9件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第10号枕崎市地域猫活動推進事業基金条例の制定について申し上げます。

本件は、住民が主体となって、飼い主のいない猫に対し不妊去勢手術を施し、その地域で飼養管理を行う地域猫活動を推進するための枕崎市地域猫活動推進事業の実施に要する経費の財源に充てるため、枕崎市地域猫活動推進事業基金を設置しようとするもので、基金積立ての財源については、寄附金などを予定しているとのことです。

委員から、基金の財源となる寄附金の状況について質疑があり、令和5年度に2件、110万円の寄附があり、今後も寄附をいただいたら基金に積み立て、地域猫活動推進事業の財源に充てられるようにしていくとのことです。

なお、不妊去勢手術費用の補助金について、令和6年度からは基金を活用して、これまでの雌猫1万円を1万2,000円へ、雄猫5,000円を6,000円にそれぞれ引き上げ、2年間補助を拡充する予定とのことです。

また、委員から、令和4年度から地域猫活動推進事業が始まっているが、その効果をどう見ているのかとの質疑があり、野良猫はたくさん地域にいるため目に見えて減少しているかという点では確認は難しいが、猫は年に2回から4回、4匹から8匹程度の子猫を産むと言われており、令和4年度に手術した猫の数は114匹で、令和5年度は147匹を手術する予定になっていることから見て、増加はかなり抑制されているのでないかとの説明がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

今回の改正は、掲示等の条文について、これまで施設の見やすい場所に、運営規定等重要事項を掲示しなければならないとされていたものが、掲示に加えて、インターネットを利用してその内容を公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう条文の整備を行うほか、電磁的記録等の条文について、これまで磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めていたが、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図ることとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号枕崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

今回の改正は、改正前の法律では、第10条第1項第1号に接近禁止命令等が規定され、同第2号に退去等命令が規定されておりましたが、改正法では第10条第1項に接近禁止命令等が規定され、同条の2に退去等命令が規定されたことから、引用する条項を整理するほか、高齢者の医療の確保に関する法律の文言に合わせて、第2条第7項の条文を整理するものです。

委員から、本市に配偶者のDVに起因する助成対象者がいるのかとの質疑があり、ひとり親家庭等医療費助成の対象となるのは、離別や死別等で配偶者のいない世帯のほか、DV防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による命令を受けた世帯も含まれるが、DV防止法の規定で認定されている対象世帯はいないとのこと。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、令和6年度から令和8年度までの保険料を定めるほか、介護保険法施行令の一部改正に伴い、これまで所得段階に応じた保険料段階が9段階であったものが、第10段階以降の所得段階が加わり13段階に拡大されたこと等に伴い、条文を整理するものです。

令和6年度から令和8年度までの保険料基準額となる第5段階の保険料は、年額6万7,700円で、現在の第8期の保険料基準額と比較すると、1,600円の引下げとなるが、第10段階以降となる方は負担が増えるとのこと。

委員から、今回、所得段階が13段階に拡大されたが、介護保険料収入の増減はどうなるのかとの質疑があり、今回基準額が6万9,300円から6万7,700円に変更になり、そのうち1段階から9段階までの部分は引下げになり、10段階から13段階の部分は引上げとなるので、現行保険料と比較すると、全体では930万8,000円ほど減額となる試算をしているとのこと。

また委員から、介護保険料の徴収率について質疑があり、現年度分普通徴収保険料の令和4年度分の決算は93.3%で、特別徴収分は100%になるとのこと。

また、委員から、本市の保険料は他市と比べてどのような状況にあるのかとの質疑があり、本市では、介護保険制度が始まって以降、他市と比べて介護認定率が低く介護サービスの利用が少ない状況もあることから、これまで県内19市の中でも2番目に低い保険料で推移しており、第9期介護保険事業計画においても同様の傾向になるのではないかと説明がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、これに準じて、枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例、枕崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の4条例について、所要の改正をしようとするものです。

今回の主な改正は、居宅介護支援事業所の利用者数の規定において、居宅介護支援員1人が担当する利用者数について、これまでの35人が、要支援者のケアマネジメントがある場合に当たっては、利用者数の限度が拡大されるほか、各サービスにおける身体的拘束等の適正化に関する条項の整備や電磁的記録に関する条文の整備をするものとのこと。

委員から、今回の改正で居宅介護支援員、いわゆるケアマネジャー1人が担当する利用者数は、どのくらいまで拡大するのかという質疑があり、これまでの35人に対して、改正後は44人まで拡大され、さらに事務職員を配置したり、ICTを活用したりする事業所については、49人まで拡大できるとのこと。

また、委員から、今回の改正では、身体的拘束等に係る規定が整備されているが、身体的拘束を行う場合の緊急やむを得ない理由について、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件がそろわないとできないと明記している自治体もあると思うが、その点についてどのように認識している

のかとの質疑があり、社会的な流れとして身体的拘束等は、人権の問題等も踏まえて、なくなっていく方向にあると思うが、実態として施設内での虐待などがクローズアップされている部分もあり、そのようなことを踏まえて、各サービスにおける身体的拘束等の適正化に関する条項を整備し、適正な運用をしていただくための今回の改正と認識しており、それぞれの指針を今後、事業所などが定めていくことになるとのことです。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件は当局としても重要な部分であると認識しているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号枕崎市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、令和6年7月1日に鹿児島県重度心身障害者医療費助成制度が改正されることに伴い、本市の制度を改正し、令和6年7月1日から施行しようとするものです。

今回の改正は、支給方式に自動償還払い方式を導入するほか、助成対象の範囲について精神障害者保健福祉手帳1級所持者の入院外の医療費が加わることや、受給資格者の所得に応じて助成の制限がかかることに伴い、条文を整備するとのことです。

なお、現在、本市の重度心身障害者医療費助成の対象者は595名とのことで、今回の改正により、これまでの福祉課窓口での申請手続が不要となり、利便性が図られるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第16号枕崎市内鍋リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、令和6年9月からなんさつECOの杜が供用開始されることに伴い、市民の利便性を維持するために、粗大ごみ等を同施設に運搬するための中継施設の機能と、資源ごみの中間処理及び一時保管を行うマテリアルリサイクル推進施設の機能を持つ枕崎市内鍋リサイクルセンターを設置しようとするものです。

この施設は、内鍋清掃センター敷地内に家庭から出る粗大ごみなど市民が直接持ち込むことができる廃棄物運搬中継施設の建屋と、既存の内鍋清掃センターのストックヤード及び設備を活用して、資源ごみの中間処理及び一時保管を行うマテリアルリサイクル推進施設は、新たに缶類選別圧縮機の導入と建屋の整備をするもので、本年9月から本市が単独で稼働させるとのことです。

委員から、市民が内鍋リサイクルセンターを利用するに当たって、これまでとどのようなことが変わるのかとの質疑があり、今後必要な事項を協議し、規則の制定に向けて検討していくが、搬入できるものに関しては変わらないが、搬入日時の変更があるとのことです。

また、これまで指定ごみ袋に入れなくても分別していれば受け入れていたが、今後は指定ごみ袋に入るものは、指定ごみ袋に入れて持ち込んでいただくこととし、なるべく内鍋リサイクルセンターに持ち込まず、地域の集積所に出していただき、袋に入らない粗大ごみを内鍋リサイクルセンターに持ち込んでいただくことを考えているとのことです。

また、委員から、内鍋リサイクルセンターへの搬入はこれまでどおり無料なのかとの質疑があり、一般のごみは無料だが、これまで、内鍋清掃センターでごみ処理手数料を徴収していた事業系のごみについては受け入れないこととし、直接なんさつECOの杜に持ち込むか、市内の収集運搬の許可を受けている業者に依頼していただくことを考えているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第17号枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、水道法の一部改正により、国の水道整備・管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、所要の改正をしようとするものです。

委員から、水道法の改正により所管が移管されることで、水道行政においてどのような影響が

あるのかとの質疑があり、近年の水道整備管理行政では、水道事業者の経営環境の悪化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時の迅速な対応などの課題に取り組むことが強く求められ、水質または衛生に関する事務について、公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から環境省に移管し、それ以外の事務について、社会資本整備や災害対応に関する専門的な知見等の活用による水道の強化の観点から国土交通省に移管することになったとのことです。

今回の移管により、これまで本市水道事業等においては、補助金や交付金等に係る事業が採択要件を満たさず、単独事業で整備することが多かったが、今後は国土交通省に移管されることで、事業採択に係る要件が緩和されていくことが期待されるものであるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第18号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書に関する陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市日之出町在住の方から提出されたものです。

本件の審査においては、脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被保険者間で退職時どのような不公平感が生じているのか、当局に説明を求めましたところ、脱退一時金制度とは、日本国籍を有しない方で、国民年金、厚生年金、共済年金も含め6か月以上年金をかけた被保険者が資格を喪失して日本国を出国し、日本に住所を有しなくなった日から、2年以内に請求できる制度とのことです。

問題となっているのは、脱退一時金の支給を受けると、その額の計算の基礎となった被保険者期間は年金を掛けなかったことと同じ無年金期間となるため、入出国を繰り返してその都度脱退一時金の支給を受けると、結局は全く年金を払っていない無年金者になるということ。また、日本人は年金制度から脱退することはできないなど、日本人と外国人では退職時の不公平感が生じ、最終的に生活保護予備軍が増えるなどの問題があると認識しているとの説明がありました。

こうした脱退一時金制度の状況を踏まえながら、審査をいたしました。委員の意見としましては、まず、陳情が出された背景には、国際法のはざま、各省庁の人道主義や特例対応により生じた日本人と外国人の間でのいがみ合いを防ぐことや、現在外国人労働者に頼らなければならぬ我が国の状況から考えて、生活保護や医療制度などの改正・是正をするよう地方から国に対して声を上げてほしいとの思いがあり、陳情の趣旨は理解できるとの意見がありました。

これに対し、脱退一時金制度の運用上の問題点について、ある程度は理解できるものの、この陳情書に記載されている内容だけではまだ理解できない面があるので、不採択とすべきとの意見がありました。

本件は、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○9番禰占通男議員 委員長報告にありましたこの枕崎市地域猫活動推進事業基金条例の制定について、1点だけ。

委員長報告にもありましたが、地域で飼養管理のためということですが、この言葉で報告されましたが、枕崎市の地域猫の補助金交付要綱にもありますように、地域住民に理解が得られており、飼養管理を行う場所が確保できているということと要綱には述べられておりますが、この飼養管理を行う場所の確保というのはどのようになっているんですか。

結局、この要綱に反すると、基金をつくっても補助できないということになるので、その点を御説明お願いいたします。

○眞茅弘美産業厚生委員長 場所の確保については、委員会の中では審査されておられません。

○9番禰占通男議員 もう一点、交付要綱にはなかったと思うけど、もともと俗に言う動物愛護法、これによると、動物は猫も犬も全部含まれますので、所有者と占有者の責務というのが動物

愛護法には述べられております。

つまり、一度所有、占有したら、結局これはもう遺棄することが禁じられているということですよ。本来ならば、議案になっている中で十分検討されなければならないことだと私はこの議案を受け取ってからずっと考えているところです。それについて、行政からの説明、また質疑の中ではどうなっていたんですか。

○眞茅弘美産業厚生委員長 確認いたしますが、今、猫の遺棄に関しての取扱いっていうことですかね。（「はい」と言う者あり）そこに関しましては、審査の中では出ておりません。

○永野慶一郎議長 ほかにございませぬか。

○6番石幸徳議員 私は、陳情の第1号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書に関する陳情、この件で、委員長報告では、最終的に内容を理解できないので不採択という報告ですね。これは議会として少し恥ずかしいんじゃないかと思うんですね。いずれにしても、陳情は受理されているわけですね。

内容が分からないということであれば、当然、陳情者への問合せなり、いろいろな形で内容を各委員としてですよ、おのおの理解すべきですよ。そこでまず、脱退一時金とはどういうものかということの説明がございました。

日本人と外国人との違いっていうのも報告がございましたが、陳情趣旨の中で、厚生労働大臣が国会で答弁した今、という文が出てくるんですが、これは委員会としては、この厚生労働大臣が国会でいつ何を答弁したのか、この点は委員会では整理されているんですか。

○眞茅弘美産業厚生委員長 その点に関しても、審査の中では触れられておりません。

○6番石幸徳議員 触れていないと言うんですけれどね。これは極めてこの陳情の中で一番核になる部分ですよ。というのが、この意見書を調査及び改善の要望を地方から出していただきたいということで陳情が枕崎市議会に上がってきているわけですから、当然、これをどういうふうにして、委員会としてはですよ、整理あるいは調査し、その意見書を出すべきか云々っちゃうのをまとめなきゃならんわけですよ。

全然、委員会ではこの厚労大臣の国会で答弁したことについて何も出されていないということであれば、審査はなかったようなもんですよ。

この国会でいつ答弁したのかというのは、昨年10月24日の臨時国会で、名前は伏せますが、自民党の幹事長代理が厚労大臣に質問しまして、厚労大臣はですよ、この脱退一時金は外国の方々に特有の事情を踏まえて例外的に設けられている制度でございまして。

そこで、この件は、運用のはざままで生じる様々な課題があるので、調査を含め、今後、次期年金制度改革改正に向けて必要な検討をやっていききたいと、検討したいって言っているんですよ。

そういうのを、中身が分からんから不採択と市議会であるということになると、陳情者に対して説明がつかんのじゃないんですか。まずその陳情者に説明なり、いろんなことを求めるということが委員会ではなされたのか。そういう理解できないから不採択ということ委員会としては、なぜ良としたのかですね。もうちょっとその委員会ではなされた議論について教えていただきたいと思えます。

○眞茅弘美産業厚生委員長 今、6番議員が言われました国会での質問のことにに関してなんですけれども、そこに関しては委員会中に資料の配付の要望がございまして、その件に関しましては休憩を取りまして確認をさせていただきました。

○6番石幸徳議員 休憩を取って、国会で厚労大臣が答弁したことは確認したということですか、中身を。最初はお出なかったって言うんですよ、休憩中に出たっちゃうことですね。質疑が不規則になりますけど、最初の説明と違ってきているもんですからね。

休憩中であっても、私自身は休憩を取る必要があるのか、おかしいなと思うんですけども、休憩中であってもですよ、そういうものを各委員は、この陳情を判断する材料とされるわけですよ。

から、理解できないから不採択ということは、もうこれは議会としてあるまじき私は結論だと思いますよ。

最後にしますけど、なぜ、外国人の脱退一時金、年金がですよ、こういう地方に大きく関わってくるか、特に我が市は、今後、技能実習制度が育成・就労という形で大きくその外国人の雇用というのが、大きな改革改正になる時期を控えて、外国人の年金問題がここにも書いてある地方財政、つまり生活保護というものにつながっていくと、当然、我が市の財政問題にもなってくるわけですよ。そういう点の審査はなされたんですかね。

○眞茅弘美産業厚生委員長 今、6番議員が言われましたそういう意見もございまして、国外転入転出を繰り返すことにより脱退一時金をその都度もらうということで、最終的に生活保護予備軍が増えていきますということが問題となっているという回答をいただきました。

それに関しては、そういうことを防ぐために、上限の3年を5年に引き上げたということではないのかという委員の意見が出ております。

当局のほうからは、そこに関しては把握できない部分で、それは法務省の考え方だと思いますという答弁をいただいております。

○永野慶一郎議長 ほかにございせんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

まず、日程第15号に対し、討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○7番豊留榮子議員 議案第26号枕崎市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回、支給方式が見直され、これまでは当事者が医療費の自己負担を支払った後で、市役所に申請しなければならなかった償還払いから、申請をする必要のない自動償還払いになります。

このことについては、市役所に毎回出向いて申請する負担がなくなり、利便性が向上したことは評価するものですが、今回の条例改正で所得制限が導入されることによって、制度から外され、負担となることは大変なことです。

所得制限で外された方々にとって負担が増えることになり、受診を控えることにつながらないか、また障害児などの重症化に至らないか、これが心配されます。

障害者福祉に所得制限を設け、自己負担を強いることは、制度の趣旨からも大きく外れ福祉の後退につながります。

よって、反対といたします。

○永野慶一郎議長 次に、日程第18号に対し、討論の通告がありますので、これを許可いたします。

平田るり子議員。

○10番平田るり子議員 陳情第1号年金制度における外国人の脱退一時金の是正を求める意見書に関する陳情について、賛成の立場で討論いたします。

国民年金や厚生年金保険の被保険者（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に、年金受給資格を喪失するため、将来的に無年金や低年金になります。

これは脱退一時金を繰り返して受給すると、結局は年金を全く支払っていないことと同じになり、無年金者となります。

脱退一時金の請求件数は増加傾向にあり、令和4年度は厚生年金のみで過去最大の11万件に達し、令和5年度は9月分までで6万6,000件、過去最大であった昨年を超えます。

年金受給には最低10年間の加入期間が必要で、仮に我が国に在留を続け生活困窮した場合、生活保護の支給対象となります。また、同制度は、再入国を妨げていないため、後に我が国で再

度就労ができます。

入国時には就労ビザや在留ビザであっても、やがては永住資格など申請を行うことが可能となり、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。日本人は公的年金を脱退することはできず、この状況を放置するということは国民間に強い不公平感を与えることとなります。

無年金や低年金である外国人の増加は、将来的に地方の財源負担につながり、全国的に外国人生活保護受給は急増していると聞いています。

また、外国人にここまで手厚い生活保護を支給している国は、日本のみと聞いています。（法律では、国民だけが対象であるが、昭和29年厚生省局長名で、当面の間、外国人にも適用するとなっています。）

最高裁では、平成26年に法律上は外国人を保護対象外と確定しながらも、結果的に外国人にも適用するとなっています。脱退一時金を取り扱う業者は、脱退一時金を繰り返し、最終的には生活保護を受給するとネット上でも堂々と公開しています。日本国民として暮らすのであれば、無年金をなくさなければなりません。

本市においては、令和2年4月から令和5年11月までの外国人の転出転入者を確認したところ、複数回の脱退一時金受給者が既に4名とのこと。令和3年以前を調査したら、一体どのぐらいの人数になるのか、これが全国展開しているのですから心配になります。また、本市は県内でも人口に対し外国人労働者数が高く、政府、県においては、外国人労働者受入れを推進しており、外国人の働き手の増加を止めることが困難な状況が推測されます。

少子化問題の解決がなされていない今日では、本市の人口比率、財政破綻が危惧され、本市はしっかりと少子化問題の解決に本腰を入れなくてはなりません。

年金制度は国の制度であり、地方行政では対応できません。脱退一時金が原因となる生活保護や予備軍が増加することは避けなければならないと考えます。

脱退一時金を請求した方は、永久的に帰国するという前提に立ち返り、政府においては、地方財政を圧迫しないよう、関係省庁と連携し、実態把握に努め、必要な制度の是正を早急に強く要請しなければなりません。

以上、賛成討論といたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

まず、日程第10号から第14号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号から第25号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15号は、起立により採決いたします。

日程第15号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16号及び第17号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号及び第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18号に対する委員長報告は、不採択でありますので、本会議では採択するかど

うかについて、起立により採決いたします。

日程第18号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第19号から第25号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[眞茅弘美予算特別委員長 登壇]

○眞茅弘美予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第19号から第25号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る3月8日に開催し、委員長に眞茅弘美、副委員長に下竹芳郎委員を選出いたしました。

付託された補正予算7件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第19号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）、日程第20号令和5年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第21号令和5年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第22号令和5年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第23号令和5年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）、日程第24号令和5年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第25号令和5年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）の7件は、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第19号から第25号までの7件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第9号までの7件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

橋口議員。

[橋口洋一議員 登壇]

○11番橋口洋一議員 ただいま議案となりました日程第26号不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書について提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました請願第1号の願意にありますとおり、国におかれては、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するために、不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき、必要な財政上の措置を講ずることを早急に進めるよう強く要望することとし、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第26号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 異議がありますので、起立により採決いたします。

日程第26号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時20分 散会

本 会 議 第 5 日

(令和6年3月27日)

令和6年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第5号）

令和6年3月27日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	10	令和6年度枕崎市一般会計予算	予特
2	11	令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
3	12	令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
4	13	令和6年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
5	14	令和6年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
6	15	令和6年度枕崎市水道事業会計予算	〃
7	16	令和6年度枕崎市公共下水道事業会計予算	〃
8	32	令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
3 番 辻 本 貴 志 議員
5 番 水 野 正 子 議員
7 番 豊 留 榮 子 議員
9 番 禰 占 通 男 議員
11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
4 番 上 迫 正 幸 議員
6 番 立 石 幸 徳 議員
8 番 眞 茅 弘 美 議員
10 番 平 田 るり子 議員
12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
宮 下 和 也 書記
山 口 美津哉 書記

鷲 山 美津代 書記
川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
山 口 太 総務課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長
籠 原 正 二 財政課長
中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
沖 園 信 也 農政課長
鮫 島 眞 一 税務課長
上 園 秀 人 水道課長
平 塚 孝 三 市立病院事務長
水 流 敏 幸 監査委員
森 智 賀 健康課参事
桑 原 英 樹 水産商工課参事
板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
田 代 勝 義 企画調整課参事
木之下 浩 一 教育長
森 健一郎 学校教育課長
永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
宮 原 司 消防長
中 原 広 次 警防課長兼消防署長
星 崎 綾 乃 総務課行政係主任

本 田 親 行 副市長
日 渡 輝 明 企画調整課長
松 田 勇 一 市民生活課長
福 永 賢 一 福祉課長
松 田 誠 建設課長
西 村 祐 一 健康課長
川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
今給黎 仁 水道課参事
橋 口 和 洋 監査委員事務局長
天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
中 村 俊 彦 農政課参事
立 石 秀 和 市民生活課参事
大工園 昭 則 建設課参事
平 田 寿 一 総務課参事
高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
木 浦 勝 美 生涯学習課長
木口屋 和 彦 選管事務局長
中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[眞茅弘美予算特別委員長 登壇]

○眞茅弘美予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第7号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託されました一般会計、特別会計及び公営企業会計の予算7件については、去る3月11日、13日、14日の3日間、議長を除く全議員で構成された特別委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、日程第1号令和6年度枕崎市一般会計予算、日程第2号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計予算、日程第3号令和6年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算、日程第4号令和6年度枕崎市介護保険特別会計予算の4件は、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号令和6年度枕崎市立病院事業会計予算、日程第6号令和6年度枕崎市水道事業会計予算、日程第7号令和6年度枕崎市公共下水道事業会計予算の3件は、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○7番豊留榮子議員 ただいま報告がありました議案第10号から13号までの4件に対して、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

議案第10号令和6年度一般会計予算につきましては、新年早々に発生した能登半島地震、奥能登では上下水道の復旧が困難を極め、断水が続く地域がまだ残され、通常の生活に戻れていないといえます。

どこの自治体においても、この地震を受けて、災害対策の見直しや拡充に向けて取り組んでいることと思います。

本市における令和6年度枕崎市一般会計予算につきましては、今年度予算147億5,030万円、そのうち、広域での新クリーンセンターの施設整備事業の負担金が、5年度は16億2,260万4,000円で、6年度は9億9,558万1,000円と大きな負担金となっているところです。

しかし、本市にとってはまだまだやらねばならぬことが山ほどあります。市民が願っている福祉、そして子育て支援、教育の無償化の実現等、さらには国保税や後期高齢者医療、介護保険料の軽減など、国への要望はもとより、市民の暮らしに目を向けるとともに、能登半島地震を教訓に、本市における災害対策の見直しや拡充も必要ではないでしょうか。

よって、令和6年度一般会計予算に反対いたします。

次に、議案第11号国民健康保険特別会計予算につきましては、国民健康保険は一般企業で働く社員や公務員の方々を対象とした医療保険に加入できない全ての国民が加入することのできる国民皆保険です。

ですから、国保の加入者は高齢者や自営業、そして農業、漁業さらに無職の人、学生の方を対

象としているところです。しかし、コロナ禍が続いてきた中で、市民の暮らしは厳しさを増してきているところです。

そうした中で、国のほうからは、一般会計からの繰入れをなくすようにという指導もあり、制度改正により、最終的には県内で保険税の統一ということになりました。

国民健康保険制度を守っていくためには、自治体がきちっと方針を掲げていく必要があります。国保税を払いたくても払えずに苦しんでいる人、また受診を控えることで病気の悪化を引き起こすことのないように、一般会計からの繰入れを国に認めさせること、さらには、本市独自の減免制度も取り入れて、全ての人が払える国保税にすべきことを訴えて反対いたします。

次に、議案第12号後期高齢者医療特別会計につきましては、2008年4月から始まった制度で、被保険者は75歳以上の方が対象になりますが、一定の障害がある場合は65歳が対象になります。

後期高齢者医療制度は、高齢者を年齢で区切り、75歳以上の高齢者を国民健康保険等から手続をすることもなく脱退となり、後期高齢者医療制度に自動的に移行し、加入者になります。

現役世代の負担の増加を抑えるためとして、単身で年金収入プラスその他の合計所得金額が200万円以上、夫婦2人なら320万円以上の方の窓口負担を原則1割から2割に引き上げる改正法が2021年6月4日成立しました。

また、現役並みの所得者は、その方の収入が380万円以上、夫婦2人なら520万円未満の方は3割負担となります。このような負担増により、受診控えが懸念されます。

本市においても、75歳以上の後期高齢者が2割か3割負担の対象者の方は、必要な受診が特定される病の早期発見が妨げられ、重症化につながるものが危惧されることから反対いたします。

次に、議案第13号介護保険特別会計予算につきましては、介護が必要になった高齢者を社会全体で支える仕組みとして、2000年4月に介護保険制度が始まりました。これまで家族が担ってきた高齢者の介護を社会化し、介護が必要になっても安心して暮らせるようにとうたって導入された制度です。

しかし、介護保険制度は3年に一度改定されますが、3年ごとに使い勝手が悪くなっておりません。2005年の第1回改定ではそれまでの要介護1を要支援1と2に格下げし、2006年の報酬の改定では、在宅も施設も減額、個室特別養護老人ホームでは、居住費や食費が自己負担とされました。そして、2014年の改定では、特養入居資格が要介護3以上とされ、一定所得以上の人は利用料が1割から2割に、そして2018年には3割負担まで導入されました。そして、2024年度の改定には、利用者負担1割から原則2割へ、ケアプランの作成の有料化、そして福祉用具をレンタルから買取り制へ、さらに負担と給付のバランスで介護サービスの対象を要介護3以上の重度者に限定して、軽度者を外し、利用者負担を原則2割に引き上げ、身体介護に限定して、生活援助を外し、ケアプラン有料化などの負担増を進めようとしているということです。

そして、いざ利用しようとするとうまくいかない状況が考えられ、これまでも保険あって介護なしと言われてきたところですが、老後を安心して暮らせる介護保険制度にすべきではないでしょうか。

以上のことから、反対をして討論いたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから順次、採決いたします。

まず、日程第1号から第4号までの4件は、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第5号から第7号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号から第16号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第32号令和5年度枕崎市一般会計補正予算（第10号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、予算総額を163億7,776万5,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、国家賠償請求等事件の終了に伴い、訴訟代理人に支払う報酬金であります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和6年第2回定例会を閉会いたします。

午前9時45分 閉会

一般質問の要旨

令和6年 第2回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①眞茅 弘美	男女共同参画 について	<p>1 第3次枕崎市男女共同参画基本計画に基づく取組の進捗状況は</p> <p>2 女性の管理職を増やすためにはこれまでの答弁で、長期的なスパンで見えており、女性の活躍に向けての研修や環境整備について進めていくとのことだったが、どのような取組をしているのか</p> <p>3 若年層の都市部への流出を食い止めるためにも「固定的な性別役割分担意識」や「社会的差別」を解消していくことが重要であると考えますが、市民への浸透度はどのようなものか</p> <p>4 公共施設のトイレに生理用品を設置してもらえないのか</p>	市 長 副市長 課 長
	空き家対策に ついて	<p>1 昨年12月に国は新たな対策として管理不全空き家も指導・勧告の対象としたが、市の見解は</p> <p>2 長年放置されている危険空き家について市はどのように考えているのか</p> <p>3 管理不全空き家や特定空き家が指導・勧告を受けると固定資産税の軽減措置が受けられなくなり固定資産税が最大6倍になると聞かすが、その根拠は</p> <p>4 空き家バンクの成果と課題は何か</p>	市 長 副市長 課 長
②立石 幸徳	子ども・子育て 支援につい て	<p>1 本市の子ども・子育て支援対策の組織機構見直しについて</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者	
③豊留 榮子	J R 指宿枕崎線の在り方について	2 児童手当拡充の影響について	市 長 副市長 課 長	
		3 虐待対策について		
		1 J R九州と県並びに沿線3市との話合いの目的について (法による鉄道事業再構築事業との違いについて)		
		2 沿線3市の合意形成について		
	災害時の福祉避難所について	1 本市自体の福祉避難所設置について		市 長 副市長 課 長
		2 福祉避難所におけるケア体制について		
	遠隔自治体との連携について	1 遠隔自治体との災害協定など地域活性化のための取組や推進について		市 長 副市長 課 長
	能登半島地震について	1 現地への支援はどのようにされているのか		市 長 副市長 課 長
		2 今回の地震を受けて、本市における地震防災対策の現況、また新たに気を付けなければならないこと等、市民にどのように知らせていくのか		
	介護報酬の改定について	1 訪問介護報酬の引下げが示されているが、本市の見解は		市 長 副市長 課 長
2 本市における訪問介護事業所の現況は把握されて				

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	補聴器購入助成制度について	<p>いるのか</p> <p>1 補聴器購入助成制度は全国的にも広がってきているが、本市における難聴者への支援状況はいかがか</p>	市 長 副市長 課 長
	自衛官募集に係る情報提供の除外申請について	<p>1 自衛官募集に係る情報提供とはどういうことなのか</p> <p>2 自衛官募集に係る情報提供の除外申請の受付期間を延長することはできないのか</p>	市 長 副市長 課 長
④橋口 洋一	J R 指宿枕崎線の指宿・枕崎区間の将来の在り方について	<p>1 区間の将来の在り方について議論された会合の概要について</p> <p>2 存続する場合の経済効果はどの程度であると見込んでいるのか</p> <p>3 仮に廃止になった場合の経済的損失はどのようなことが想定されるのか</p> <p>4 広報紙等で広報する際に、メリット・デメリットを併記し、市民が考える材料とできないか</p> <p>5 市職員出張時に指宿枕崎線等の公共交通機関の利用は図られているのか</p> <p>6 路線活性化の旗を振る市当局であるが、市役所内では公共交通機関を利活用しようという雰囲気醸成はなされているのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	不登校児童生徒に対する支援について	1 今後設置を検討されている教育支援センターの体制及び役割について 2 フリースクールに関する市教育委員会の認識と現在の対応について 3 学校と異なる多彩な学びの場所に通うとした場合に、どのような問題が想定されると考えているか	市 長 副市長 教育長 課 長
	ふるさと納税サイトの充実について	1 返礼品協力事業者が丹精を込めて生産した品を手にとってもらえる貴重な場としてのふるさと納税サイトの充実について	市 長 副市長 課 長
⑤平田るり子	災害対策について	1 本市の災害対策について 2 地震直後の飲料水の確保について 3 破損した太陽光発電パネルについて 4 水道施設の復旧について 5 災害に備えたまちづくりについて	市 長 副市長 課 長
	交通政策について	1 フェリーみしまの定期航路について 2 南薩縦貫道について	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>少子化・人口減少対策について</p>	<p>1 国の異次元の少子化対策で少子化・人口減少が解決すると考えるか</p> <p>2 人口2万人に戻すためのビジョンについて</p> <p>3 多様な労働力人口の確保について</p> <p>4 建設業・水道施設業の人員不足について</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>日本の伝統文化について</p>	<p>1 本市の庁舎に門松が設置されていないのはどうしてか</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
<p>⑥禰占 通男</p>	<p>J R 指宿枕崎線について</p>	<p>1 令和6年1月18日の指宿枕崎線に関する会合はどのようなものであったのか</p> <p>2 本市としての指宿枕崎間の存続について</p> <p>(1) 現在の見通し、将来の展望はどのように考えているのか</p> <p>(2) 同区間の輸送密度の向上策、赤字運行が続くと沿線自治体の実質負担も必要になるのではないのか</p> <p>(3) 人口減少を考慮すると、20年、30年後の鉄道からの変換構想も必要ではないかと考えるが、市の考えは</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>防災について</p>	<p>1 突発的自然災害における日曜祝祭日の指定避難所開設の手順はどのようになっているのか</p> <p>(1) 大規模災害時の二次避難所の問題はどのように</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>なっているのか</p> <p>(2) 能登半島地震では多くの問題点が上げられているが、備蓄品は十分なのか</p> <p>2 発災による道路の土砂崩れや崩落、家屋の倒壊対策はどのようになっているのか</p> <p>(1) 災害協定の現況はどのようになっているのか</p> <p>(2) 本市の緊急輸送道路指定はなされているのか</p> <p>(3) 地域防災計画では、本市の交通途絶予想箇所は国道226号枕崎別府70メートル、国道270号湯穴～金山500メートルとなっているが十分なのか</p> <p>3 南さつま市及び大隅3町の県半島特定地域振興協議会で、半島防災を協議されたとの報告がある。本市の取組はどのようになっているのか</p> <p>4 発災後の上下水道の応急対策について、応援協定、復旧計画策定、断水対策、耐震適合率への対応はどのようになっているのか</p> <p>5 能登半島地震、熊本地震でも問題になった避難所等のし尿処理対策はできているのか</p> <p>6 電源喪失時の対応はできているのか</p> <p>(1) 発災後の自治体間のメールの送受信やネット閲覧への影響について</p> <p>(2) 市民への情報発信対策、情報収集について</p>	

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 辻 本 貴 志

枕崎市議会議員 平 田 るり子